

第 60 回婦人の地位委員会公式文書(1)

房野 桂 監修

注釈つき暫定アジェンダと作業組織案(E/CN.6/2016/1)¹

暫定アジェンダ

1. 役員選出
2. アジェンダの採択及びその他の組織上の問題
3. 第 4 回世界女性会議及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等、開発、平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ
 - (a)重要問題領域及びさらなる行動とイニシャティヴの戦略目標と行動の実施
 - (i)優先テーマ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性
 - (ii)見直しテーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止
 - (b)新たな問題、傾向及び女性の状況または男女間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組
 - (c)ジェンダーの主流化、状況及びプログラムの問題
4. 女性の状態に関する通報
5. 経済社会理事会決議及び決定のフォローアップ
6. 第 61 回委員会のための暫定アジェンダ
7. 第 60 回委員会報告書の採択

注釈

1. 役員選出

経済社会理事会機能委員会の手続き規則の規則 15 に従い、理事会決議 1987/21 及び決定 2002/234 に従って、婦人の地位委員会は、2 年間の任期でビューローを選出する。2015 年 3 月 20 日の第 60 回会期第 1 回会議で、委員会は、第 60 回会期の議長として Antonio de Aguiar Patriota(ブラジル)を、第 60 回・61 回会期の副議長として Fatmaalzahraa Hassan Abdelaziz Abdelkawy(エジプト)を、第 60 回会期の副議長として Sejla Durbuzovic(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)を拍手で選出した。

2016 年 3 月 14 日の第 2 回会議で、委員会は、第 60 回・61 回会期のための 2 名の副議長を選出し、それぞれアジア太平洋諸国と西欧及びその他の諸国を代表し、そのうちの一人を、第 60 回・61 回委員会の副議長兼報告者に指名するよう要請される。

経済社会理事会決議 2009/16 に従って、委員会は、経済社会理事会決議 1983/27 に従って設立された女性の地位に関する通報作業部会に 2 年の任期で務めるために委員国の中から 5 名を指名する。2015 年 3 月 20 日の第 5 回会期の第 19 回会議で、委員会は、第 60 回・61 回会期(2016 年と 2017 年)のための通

¹ 作業組織案は、E/CN.6/2016/1/Ad.1 として発表される。

報作業部会の委員として中国を任命した。2016年3月14日の第2回会議で、委員会は、それぞれの地域グループを代表して、女性の地位に関する通報作業部会の残りの4名の委員を任命するよう要請される。

2. アジェンダの採択とその他の組織上の問題

手続規則の規則7は、委員会は各会期の初めに暫定アジェンダに基づいてその会期のアジェンダを採択することとすると規定している。

第60回委員会の暫定アジェンダと公式文書は、経済社会理事会決議2015/218によって承認された。

第60回委員会の準備は、婦人の地位委員会の今後の組織と作業方法に関する経済社会理事会決議2015/6に従って行われた。従って、委員会ビューローは、この会期のための組織と作業方法を検討するために、代表団との非公式説明会と協議会のみならず、いくつかの会議を開催した。

過去の慣行に従って、一般討論中の委員会委員国とオブザーヴァーと委員国代表団代表によって行われるステートメントは、5分に限られるものとし、代表団のグループを代表して行われるステートメントは10分に限られるものとする。会期に関連するテーマについてのNGOからの発言は、地域のバランスを考慮に入れて、一般討論と意見交換専門家パネルに統合されることも勧められている。

3. 第4回世界女性会議と「女性2000年: 21世紀のジェンダー平等、開発、平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ

(a) 重大問題領域とさらなる行動とイニシャティヴの戦略目標と行動の実施

(i) 優先テーマ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性

(ii) 見直しテーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止

経済社会理事会は、その決議2013/18において、2016年の第60回委員会がその優先テーマとして「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」を検討することを決定し、見直しテーマとして、第57回委員会によって採択された合意結論(E/2013/27-E/CN.6/2013/11を参照)のフォローアップとして、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」を検討することも決定した。

理事会は、その決議2015/6の中で、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント並びにその人権の実現への政治的コミットメントを再確認し、強化し、高官のかかわりと委員会の審議の可視性を確保するために、委員会の会期には閣僚セグメントが含まれ、そのセグメントには、経験、学んだ教訓、好事例を交換するための閣僚ラウンド・テーブルまたはその他の高官意見交換対話並びに第4回世界女性会議と第23回特別総会のフォローアップに関する一般討論が含まれることを決定した。

理事会は、その決議2015/6で、以下を含む意見交換対話を通して、見直しテーマとして、以前の会期の優先テーマに関する合意結論の実施における進歩を評価することも決定した:

(a) 国内及び地域の経験を通して実施を促進するための手段を明らかにする学んだ教訓、課題、好事例を任意で示す異なった地域の加盟国。

(b) 国内・地域・世界レベルでテーマに関するデータの強化された収集、報告、利用及び分析におけるデータ・ギャップと課題に対処することを含め、促進された実施を支援し、達成する方法。

閣僚セグメント

議長による協議に加えて、一連の閣僚ラウンド・テーブルまたはその他の高官意見交換対話が、一般討論に加えて第60回委員会中に開催される。

優先テーマに関する意見交換専門家パネル

委員会は、優先テーマと取り組んでいる各国政府、国連システム、市民社会及びその他の利害関係者のグループからの専門家の参加を得て、2つの意見交換専門家パネルを開催する。

見直しテーマに関する意見交換対話

委員会は、異なった地域からの加盟国による任意のプレゼンテーションのある2つの意見交換対話と見直しテーマに関する1つの意見交換対話を開催する。

公式文書

女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性に関する事務総長報告書(A/CN.6/2016/3)

閣僚セグメントのための討議ガイド: 事務局メモ(E/CN.6/2016/5)

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に関する事務総長報告書(E/CN.6/2016/4)

(b)新たな問題、傾向及び女性の状況または男女間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組

経済社会理事会は、その決議 2015/6 で、委員会が必要に応じて、世界・地域レベルでの開発並びにジェンダーの視点がますます必要とされる国連内の計画されている活動を考慮に入れて、理事会のアジェンダにある関連する問題、特に適用できる場合にはその年次主要テーマに注意を払って、時宜を得た検討を必要とする男女間の平等を含め、新たな問題、傾向、重点領域及び女性の状況に影響を及ぼす問題への新たな取組を継続して討議することを決定した。

理事会は、同決議の中で、会期に先立って、それぞれの地域グループを通してすべての加盟国と相談して、意見交換対話を通して委員会が検討するためのその他の利害関係者からのインプットを考慮に入れて、そのような新たな問題、傾向、重点領域、または新しい取組を明らかにするよう委員会ビューローに要請した。

協議に従って、第 60 回会期には、新たな問題が明らかにされないことが合意された。

(c)ジェンダー主流化、状況及びプログラム上の問題

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の作業の規範的側面

総会決議 64/289 のパラグラフ 67(c)に従って、委員会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関(国連ウィメン)の作業の規範的側面及び委員会によって提供された政策ガイダンスの実施に関する国連ウィメン事務次長/事務局長の年次報告書の提出を受ける。

パレスチナ女性の状況と支援

経済社会理事会は、パレスチナ女性の状況と支援に関するその決議 2015/13 の中で、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」、特にパレスチナ女性と子どもに関するパラグラフ 260、「北京行動綱領」、第 23 回特別総会の成果の実施に関連して監視を継続し行動をとるよう委員会に要請した。経済社会理事会は、状況の見直しを継続し、あらゆる手段を尽くしてパレスチナ女性を支援し、本決議の実施において遂げられた進歩に関して、西アジア経済社会委員会によって提供される情報を含め、第 60 回委員会に報告書を提出するようにも事務総長に要請した。

後日投獄された者を含め、武力紛争で人質に取られた女性と子どもの釈放

婦人の地位委員会は、その決議 58/1 の中で、各国及び関連国際団体によって提供される情報を考慮に入れて、関連する実際的な勧告を含め、この決議の実施に関する報告書を第 60 回委員会に提出するよう事務総長に要請した。

女性、子ども、HIVとエイズ

婦人の地位委員会は、その決議 58/3 の中で、この決議が女性と女兒の福利に与えるインパクトを評価する目的で、加盟国、国連システムの諸機関、及び NGO によって提供される情報を利用して、「北京行動綱領」、「国際人口開発会議行動計画」及び「HIV とエイズ政治宣言」に従って、女性、女兒及び HIV とエイズに関連して取られた促進された行動に重点を置いて、この決議の実施に関する報告書を第 60 回委員会に提出するよう事務総長に要請した。

女性に対する暴力

女性に対する暴力を撤廃する際のユニフェム(現在の国連ウィメン)の役割に関する決議 50/160 の中で、総会は、その定期報告書の中に、女性に対する暴力を撤廃し、委員会に情報を提供するための国内・地域・国際的行動を支援する信託基金の設立に関する情報を含めるようユニフェムに要請した。

婦人の地位委員会の今後の複数年にわたる作業計画

経済社会理事会は、その決議 2013/18 の中で、今後の複数年にわたる作業計画を決定するよう第 60 回婦人の地位委員会に要請し、今後の会期の委員会の優先テーマに関する提案を含む報告書を第 60 回委員会に提出するよう事務総長に要請した。

女子差別撤廃委員会

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第 21 条 2 に従って、女子差別撤廃委員会の報告書が、その情報のために委員会に伝えられている。

公式文書

機関の作業の規範的側面に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務次長/事務局長報告書(E/CN.6/2016/2)

パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書(E/CN.6/2016/6)

後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放に関する事務総長報告書(E/CN.6/2016/7)

女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関報告書を伝える事務総長メモ(E/CN.6/2016/8)

女性、女兒及び HIV とエイズに関する事務総長報告書(E/CN.6/2016/9)

婦人の地位委員会の今後の会期のための優先テーマの提案に関する事務総長報告書(E/CN.6/2016/10)

第 60 回・61 回女子差別撤廃委員会報告書(A/70/38)

第 60 回・61 回女子差別撤廃委員会の結果を伝える事務局メモ(E/CN.6/2016/13)

4. 女性の地位に関する通報

経済社会理事会は、その決議 76(V)で、委員会が女性の地位に関連する通報を受け、検討する手続を確立した。理事会は、その決議 304 I (XI)で、決議 76(V)を改正し、委員会のそれぞれの会期前に、それぞれの通報の実体の簡潔な説明を含む機密・非機密の通報のリストを作成するよう事務総長に要請した。

理事会は、その決議 1983/27 で、女性の地位に関する機密・非機密の通報を検討する委員会のマンデートを再確認し、そのような通報を検討し、委員会のためにそれについての報告書を準備するために、作業部会を任命する権限を委員会に与えた。

理事会は、その決議 1993/11 で、そのような通報によって明らかにされた女性差別の新たな傾向とパターンに関してどのような行動をとるべきであるかに関して理事会に勧告を行うようエンパワーされていることを再確認した。

理事会は、その決議 2002/235 で、委員会の通報手続きをより効果的に効率的にするために、以下を決定した：

(a) 委員会は、第 47 回会期から、各会期ごとに、委員会によるアジェンダの採択の 3 日前に事務局がその報告書を出すことができるように委員が集まることができるように、次回会期のための女性の地位に関する通報作業部会の委員を任命すること。

(b) 事務総長に以下を要請すること：

(i) 委員会によって検討される各国政府に関連するそれぞれの通報について知らせ、作業部会によるそのような通報の検討前少なくとも 12 週間を各国政府に与えること。

(ii) 作業部会の委員が、委員会による調査の報告書を準備する際に考慮に入れられるべき通報のリストを各国政府からの回答を含め、前以て受けることを保障すること。

経済社会理事会は、その決議 2009/16 で、委員会が第 54 回会期から 2 年の任期で、女性の地位に関する通報作業部会の委員を任命することを決定した。

公式文書

女性の地位に関する機密の通報のリストを伝える事務総長メモ(E/CN.6/2016/R.1 及び Add.1)

経済社会理事会の決議・決定のフォローアップ

委員会は、必要に応じ、検討と行動のために理事会によって採択された決議と決定に関する経済社会理事会議長からの書簡の提出を受ける。

総会決議 68/1 に従って、経済社会理事会は、理事会の合意されたテーマに沿って、適宜、その作業に貢献するよう、その補助機関と基金・計画・専門機関の統治機関に勧めることとする。

理事会の 2016 年会期のテーマは、「ポスト 2015 年開発アジェンダの実施：コミットメントから結果へ」である。

公式文書

経済社会理事会議長から婦人の地位委員会議長に宛てた 12 月 8 日付の書簡(E/CN.6/2016/11)

経済社会理事会の作業への婦人の地位委員会の貢献に関する事務局メモ(E/CN.6.2016/12)

6. 第 61 回委員会の暫定アジェンダ

理事会の機能委員会の手続き規則の規則 9 に従って、委員会は、検討のために提出される文書のリストを含め、第 61 回会期のための暫定アジェンダ案の提出を受ける。

7. 第 60 回委員会報告書の採択

理事会の機能委員会の手続き規則の規則 37 に従って、委員会は、第 60 回会期の作業に関する報告書を理事会に提出することとする。

付録: 第 60 回婦人の地位委員会の委員国(2016 年)
(45 委員国; 任期 4 年)

委員国	会期年度末の任期終了年
アルバニア	2019
バングラデシュ	2018
ベラルーシ	2017
ベルギー	2019
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	2019
ブラジル	2020
ブルキナファソ	2017
中国	2016
コロンビア	2019
コンゴ共和国	2018
キューバ	2016
ドミニカ共和国	2016
エクアドル	2017
エジプト	2018
エルサルヴァドル	2018
赤道ギニア	2019
フィンランド	2016
ドイツ	2017
ガーナ	2018
ガイアナ	2018
インド	2018
インドネシア	2016
イラン・イスラム共和国	2019
イスラエル	2017
日本	2017
カザフスタン	2018
ケニア	2018
レソト	2017
リベリア	2018
リヒテンシュタイン	2019
マラウイ	2019
モンゴル	2019
ニジェール	2016
パキスタン	2017
パラグアイ	2017
韓国	2018
ロシア連邦	2020
スペイン	2019
スーダン	2016
スイス	2017
タジキスタン	2018
ウガンダ	2017
タンザニア連合共和国	2018
米国	2016
ウルグアイ	2018

作業組織案(E/CN.6/2016/1/Add.1)

日付/時間	議事項目	プログラム
3月14日(月)		
10a.m.-1p.m.	1	役員選出
	2	暫定アジェンダの採択及びその他の組織上の問題
	3	閣僚セグメント
		優先テーマと見直しテーマに関連して、達成された目標、挙げられた業績、ギャップを埋め、課題に応えるための継続中の努力を明らかにする、第4回世界女性会議及び第23回特別総会のフォローアップ
		開会ステートメント
		報告書の紹介
		一般討論 ²
3p.m.-6p.m.	38(a)(i)	閣僚セグメント
		優先テーマ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性
		女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性に関する経験、学んだ教訓、好事例を交換するための閣僚ラウンド・テーブル
3p.m.-4.30p.m.		ラウンド・テーブル1及び2(並行して)
4.30p.m.-6p.m.		ラウンド・テーブル3及び4(並行して)
3月15日(火)		
10a.m.-1p.m.	3	閣僚セグメント
		一般討論(継続)
10a.m.-1p.m.	3(a)(ii)	見直しテーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止
		意見交換対話に続いて加盟国による任意のプレゼンテーション
3p.m.-6p.m.	3	閣僚セグメント
		一般討論(継続)
3p.m.-6p.m. (並行して)	3(a)(ii)	見直しテーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止
		意見交換対話に続いて加盟国による任意のプレゼンテーション
3月16日(水)		
10a.m.-1p.m.	3	閣僚セグメント
10a.m.-12p.m.		閣僚との意見交換対話

² 一般討論発言者のリストへの登録の締め切りは、2016年3月14日午後1時。

12p.m.-1p.m. 3p.m.-6p.m.	3(a)(i)	一般討論(継続) 優先テーマ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性 意見交換専門家パネル討論
3月17日(木) 10a.m.-1p.m. 3p.m.-6p.m.	3(a)(i) 3(a)(ii)	優先テーマ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性 意見交換専門家パネル討論 見直しテーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止: データ・ギャップと女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止のための方法論 意見交換専門家パネル討論
3月18日(金) ³ 10a.m.-1p.m. 3p.m.-6p.m.	3 3	一般討論(継続) 一般討論(継続)
3月21日(月) 6p.m.		議事項目3の下での決議案の事務局への提出期限
3月23日(水) 10a.m.-1p.m.	4 3	女性の地位に関する通報 女性の地位に関する通報作業部会報告書野検討(非公開会議) 決議案の紹介 一般討論(継続)
3月24日(木) 10a.m.-1p.m. 3p.m.-6p.m.	5 3 3 6 7	経済社会理事会の決議と決定のフォローアップ 一般討論 決議案の採択 決議案の採択 第61回委員会の暫定アジェンダ 第61回委員会の暫定アジェンダの検討 第60回委員会報告書の採択 報告書案の検討 第60回会期の閉会 ⁴

(房野 桂 訳)

³ 合意結論の非公式折衝は、3月18日の午前10時から午後1時までと午後3時から6時まで、3月21日の午前10時から午後1時までと午後3時から6時までまたは必要に応じて行われる。

⁴ 経済社会理事会決定2002/234に従って、第60回会期の閉会直後に、委員会は、理事会の機能委員会の手続き規則の規則15に従って、議長及びその他のビューローのメンバーを選出する目的のためだけに、第61回会期の第1回会議を開催する。

ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関 の作業の規範的側面(E/CN.6/2016/2)

ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関事務次長/ 事務局長報告書

概要

本報告書は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関の作業の規範的側面と政府間プロセスで、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメントの推進への機関の貢献の概要を提供するものである。本報告書は、婦人の地位委員会によって提供された政策ガイダンスの実施に機関がどのように貢献してきたかに関する情報も提供する。

I. 序論

1. 総会決議 64/289 によってマンデートを与えられた本報告書は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する包括的な一連の世界的規範、政策、基準の開発を支援して、その規範的マンデートを実施するためにジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)によって行われた作業の全体像を提供するものである。

2. 2015 年の重要な政府間プロセスとジェンダー平等と女性のエンパワメントのための規範的枠組をさらに強化し、深めるためにこれらがもたらしたユニークな機会が集中して、国連ウィメンは、ジェンダー平等問題を規範的成果に統合するために、加盟国及びその他の利害関係者とのかかわりをかなり拡大した(E/AC.51/2015/9 を参照)。国連ウィメンは、利害関係者との戦略的パートナーシップを固め、実体的な専門知識と政策分析を提供し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する知識基盤を強化するために活動し、国内及び地域からの好事例と学んだ教訓をその規範的支援に統合した。その事業とプログラム作業を通して、国連ウィメンは、国内レベルでの世界政策ガイダンスの実施において、ジェンダー平等省及びその他の関連省庁、国の議会及び市民社会を含めた各国政府と協力した。国連ウィメンは、その作業領域にジェンダー平等の視点を主流化するために国連システムをてこ入れし、重要な規範的プロセスに関して協働するために国連システムを動員した。

3. 国連ウィメンは、第 3 回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ行動アジェンダ」(総会決議 69/313、付録を参照)、「私たちの世界を変革する：持続可能な開発 2030 アジェンダ」と題するポスト 2015 年の開発アジェンダ採択のための国連首脳会合の成果文書(総会決議 70/1)及び「国連気候変動枠組条約」の第 21 回締約国会議の成果である「パリ協定」(FCCC/CP/2015/L.9、付録)を含めた重要な政府間成果の中心に、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメントを据える際に役立った。

4. 国連ウィメンは、世界・国内・地域レベルで「北京宣言と行動綱領」の実施の 20 年後の見直しと評価を導いた婦人の地位委員会への実体的アジェンダを継続して提供した。国連ウィメンは、それぞれの成果の中でジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメントに置かれる注意を強化する際に、総会と経済社会理事会も支援した。

II. ジェンダー平等に関する規範的作業を強化する

5. 本セクションは、婦人の地位委員会、総会、安全保障理事会、経済社会理事会においてジェンダー平等規範と基準を強化するために、ジェンダー平等と国連ウィメンからの支援において遂げられた規範的進歩の全体像を提供するものである。

A. 婦人の地位委員会

6. 婦人の地位委員会の実体的な事務局としての国連ウィメンは、世界基準を定め、全世界でジェンダー平等と女性のエンパワーメントと女性の権利を推進する政策を策定する主要な世界的政策策定機関としての役割において、委員会の作業のあらゆる側面を継続して支援した。

7. 第 59 回委員会は、採択後 20 年の「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会の成果の実施の見直しと評価を行った。この会期は、国連ウィメンが記録的な 167 本の国内見直しの提出において多くの加盟国を支援する際に重要な役割を果たした 2 年間のプロセスの頂点であった。5 つの地域委員会は、国連ウィメンとの協働で、政府間会議を開催し、その成果が第 59 回委員会に地域の優先事項を伝えた。地域見直し・国内見直しを基にして、国連ウィメンは、委員会の討議の土台として役立ったポスト 2015 年の状況での「行動綱領」の促進された実施の進歩、ギャップ、課題、優先事項を分析した(E/CN.6/2015/3)。

8. 第 59 回会期は、政治的コミットメントを奮い起こすことに役立ち、閣僚ラウンド・テーブルと意見交換パネルを含め、対話と経験と学んだ教訓の分かち合いを通して「行動綱領」の促進された実施に強いはずみをつけた。第 4 回世界女性会議の 20 周年に当たって採択された政治宣言の中で、委員会は、遂げられた進歩を歓迎したが、その遅い不均衡な性質とジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを完全に達成した国がないことについての懸念も表明した。

9. 政治宣言の中で、各国政府は、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施に対する強いコミットメントを確認した。閣僚と政府の代表者たちは、(a)法律、政策、戦略及びプログラム活動の実施の強化、(b)ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントのための制度的メカニズムの強化、(c)差別的規範とジェンダー固定観念の変革、(d)あらゆる財源からの資金の動員を通して資金ギャップを埋めるための投資のかなりの増額、(e)既存のコミットメントの実施に対する説明責任の強化、(f)能力開発、データ収集、監視と評価及び情報コミュニケーション技術 (ICT) へのアクセスと利用という 6 つの領域で、特別行動を取ることを誓った。

10. 政治宣言が、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的実施が「ミレニアム開発目標」の未完の作業をやり終え、ポスト 2015 年の開発アジェンダを通して残る重要な課題に対処するために極めて重要であることを強調したのは重要である。この目的で、加盟国は、5 年毎の見直しサイクルで明確な結果を出し、2030 年までにジェンダー平等と女性のエンパワーメントの完全実現のために努力するために、「行動綱領」の完全かつ効果的実施を促進し、達成する機会とプロセスを 2015 年以降も利用することで合意した。国連ウィメンと国連システムの残りの機関は、この努力を継続する任務を負っている。

11. 委員会は、その作業方法を高め、その結果として、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現を促進するために、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップへのその貢献を確認した(経済社会理事会決議 2015/6 を参照)。委員会は、その年次会期に閣僚セグメントを含め、以前の会期の合意結論から学んだ教訓、これに対する課題及び好事例の加盟国によるプレゼンテーションを通して、見直しテーマの検討をかなり強化した。

12. 「行動綱領」の 20 周年及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関連して、国連ウィメンは、最高の政治レベルでも一般の人々の間でも、「2030 年までの 50 対 50 の惑星: ジェンダー平等のためにこれを促進する」と題する世界アドヴォカシー・キャンペーンを開始した。

B. 総会

13. 国連ウィメンは、調査、政策分析、事務総長報告書の勧告を通して、加盟国に実体的で技術的な専門知識を提供することにより、総会の作業を支援した。これらインプットは、加盟国が世界・地域・国レベルでジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに関して継続して行動をとることができるようにした。

14. 国連ウィメンは、変革の担い手としての農山漁村女性の役割と地方と国の経済に実体的貢献をするその可能性を強調する農山漁村地域の女性の状況の改善(A/70/204)、移動女性が取るますます危険なルート

とその結果として生じる暴力と搾取に対するその脆弱性の増加に注意を引く女性移動労働者に対する暴力(A/70/205)、政府間レベルでのジェンダーの視点の統合の程度の分析を示す「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果のフォローアップと実施において取られた措置と達成された進歩(A/70/180)といったトピックに関して第三委員会のための事務総長のマンデートを与えられた 3 本の報告書を準備した。

15. 国連ウィメンは、スキル開発、積極的な労働市場政策、社会保護の適切な提供、団体交渉と職場の規範と基準の遵守を通じた労働者の権利に関する保証、生産的資産へのアクセスの女性への提供のような労働市場への女性の参入に対する障害を除去する追加の措置を要請している第 2 委員会のための開発における女性に関する事務総長報告書も準備した(A/70/256)。

16. 国連ウィメンは、「経済を変革し、権利を実現する：女性のために実体的平等を達成し、持続可能な開発を実現するための政策アジェンダ」というテーマに関する特別行事を開催するよう第 2 委員会のビューローより勧められた。国連ウィメンの 2015 年から 2016 年までの世界の女性の進歩：経済を変革し、権利を実現すると題する国連ウィメンの最も重要な報告書は、討議の基礎として役立った。第 2 委員会議長が議長を務めたパネル討論という形でのこの行事には、社会政策を人間の能力への重要な投資として明らかにし、土地とエネルギーへのアクセス、食糧の安全保障と不平等と国内資金、開発援助、その他の手段の動員を通してジェンダー平等と女性のエンパワーメントに投資する必要性との間の関連性に対処している国連システムと学界の代表者によるプレゼンテーションが含まれた。続く討議から出てきた重要なポイントの中には、女性の人権の完全実現が持続可能な開発の前提条件であること、特に女性の土地の所有権の利用と相続に関連して女性の社会的・経済的権利を守る際に国内法と規則が重要な役割を果たすこと、男女間の不平等をなくす機能的な経済環境の重要性、ジェンダーに対応した予算編成のような財政手段によって支えられる政策の必要性があった。

17. 国連ウィメンは、総会決議のジェンダー平等の視点を強化するために、加盟国のためのその実体的支援をさらに拡大した。国連ウィメンは、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果のフォローアップと実施で取られた措置と達成された進歩に関する事務総長報告書(A/70/180)に示された分析に基づいて、過去にジェンダー平等の内容がほとんどまたは全くなかった第 2 委員会と第 3 委員会の決議に重点を置いた。

18. ポスト 2015 年の開発アジェンダ採択のための国連首脳会議と並んで、国連ウィメンは、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」との間の関連性を示すいくつかの高官行事を開催し、パートナーが開催したいいくつかのサイド・イベントに貢献した。

19. 国連ウィメンの事務次長/事務局長が、「行動綱領」と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施の促進という状況で、2030 年までにジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成するための優先事項を討議するために、2015 年 9 月 24 日に、市民社会の指導者の会合を開催したのは特別なことであった。市民社会の指導者たちは、女性と女児を差別する法律の除去、女性と女児に対する暴力を受け入れ難いものにするための社会規範の変革、性と生殖に関する権利の優先、性別データの収集の改善、無償のケア労働を認め、減らし、再配分することを通して女性のためのディーセント・ワークを確保するための経済モデルの変更、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント達成のために適切な資金を動員する必要性を含め、特別な注意を必要とするいくつかの領域を明らかにした。市民社会の指導者たちは、世界中で、多くの市民社会団体のための民主的スペースが縮小していることについて懸念を述べた。

20. 事務次長/事務局長は、9 月 26 日に、アリババ・グループとビル&メリンダ・ゲイツ財団との共催で、企業・慈善団体指導者フォーラムを開催した。このフォーラムは、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成に向けて、民間セクターと慈善社会から財政的コミットメントを動員することを目的とし、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのイニシアティブに資金を提供する誓約と寄付という結果となった。

21. 国連ウィメンと中国が共同開催し、9月27日にニューヨークで開催された「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する世界の指導者会合: 行動へのコミットメント」と題する行事は、第4回世界女性会議の20周年を記念する18か月の世界キャンペーンの頂点であった。全員がコミットメントを行った64名の国家と政府の長、8名の副大統領や副首相、4つの地域団体の長を含め、総計140か国がこの行事に参加した。第4回世界女性会議の元事務局長と1人の青年代表を含めた4名の市民社会の代表は、行動を起こすよう各国に要請した。1人の民間セクター代表と1人の慈善家が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する支持を誓約した。

22. 国家や政府の長が、「行動綱領」で明らかにされた重要問題領域全体にわたって、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するために特別なコミットメントを行うために集まったことはなかったことを仮定すれば、この会合は、歴史的な画期的事件を表していた。指導者たちは、女性に対するあらゆる形態の暴力をなくし、女性の経済的エンパワーメントを強化し、平和と安全保障を含め、あらゆるレベルで女性のリーダーシップと意思決定への参画を高め、女性と女兒の質の高い教育へのアクセスと修了を改善し、企画と予算編成プロセスにジェンダー平等を統合し、重なり合う差別の根拠に対処し、脆弱な状況にある女性と女兒のための支援を拡大し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するために男性と男児を関わることを誓った。国連ウィメンは、この会合で行われたコミットメントを実施するために各国政府とその他の利害関係者にリーチ・アウトし、新たな追加の誓約を行うよう各国を奨励し続けている。

C. 安全保障理事会

23. 安全保障理事会は、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議1325号(2000年)の採択15周年を記念するために、10月に高官見直しと公開討議を開催した。この討議には、理事会の歴史上最大数の発言者があり、加盟国によってこの問題に払われる注意の増加を示していた。

24. 国連ウィメンは、事務総長の要請により、安全保障理事会決議2122号(2013年)に応じて、元事務総長特別代表のラディカ・クマラスワミを主著者として、安全保障理事会決議1325号(2000年)の実施に関する独立世界調査の事務局を務めた。この調査の重要な結果と勧告は、女性・平和・安全保障に関する最近の事務総長報告書(A/2015/716)に記録され、これが代わって理事会の高官討議とその成果を特徴づけた。この調査は、広範な世界的協議、既存の作業の見直し及び新しい調査の結果であった。その重要な結果とメッセージは、持続可能な平和のための女性の参画の建設的インパクトに関する証拠ベースが今や疑いのないものであり、注意は女性の完全かつ意味ある包摂に対する障害を克服することに移らなければならないということである。

25. 安全保障理事会決議2242号(2015年)は、女性・平和・安全保障に関して採択された8つ目の決議である。この決議の中で、理事会は、このアジェンダをその完全実施に牽引するために、資金調達、政治的意思、制度的障害と態度の上での障害におけるギャップに対処する必要性を明らかにした。理事会は、人道行動における戦略的枠組にジェンダー配慮の統合も要請し、2016年の世界人道首脳会合で、女性・平和・安全保障のアジェンダを検討するよう加盟国に要請した。この決議には、①女性・平和・安全保障に関する独自のコミットメントの理事会によるより効果的で、首尾一貫した実施及び②気候変動のインパクト、流行病の世界的性質、数が増加する難民と国内避難民、暴力的な極端主義の増加、これらの脅威を防止し、これと闘う際にすべての関連行為者の努力に女性・平和・安全保障を統合する必要性を含め、進展する平和と安全保障の状況を認めることという2つの重要な重点領域がある。

26. 自身の作業方法と手続きに関しては、安全保障理事会は、その決議2242号(2015年)で、ジェンダー紛争分析に関する定期的で、時宜を得た、質の高い情報がテーマ別の状況に関しても国別の状況に関しても理事会に提供されることを保障するために、女性・平和・安全保障に関する非公式の専門家グループを設立する意図を表明した。理事会は、その作業に女性のニーズを統合する努力を倍増するようにも国連に要請し、国連ウィメンを含め、女性・平和・安全保障のアジェンダの実施に対して責任を有する機関の間で、国連内のより密接な関係を奨励した。さらに、理事会は、市民社会団体の役割を認め、国別の状況を含め、より定期的に説明を行うようそのような団体に勧めるその意図を表明した。最後に、理事会は、暴力的な極端主義が女性と女兒に与える異なったインパクトを認め、対テロリズムの女性・

平和・安全保障枠組、女性と女性団体との協議、女性のための根本的改革の牽引者及び対テロ戦略が女性の人権と女性団体に与えるインパクトに関するジェンダーに配慮した調査とデータ収集を要請した。この点で、理事会は、国連ウィメンと調整して活動するよう、加盟国と安全保障理事会の対テロ委員会のような国連の関連機関に要請した。

27. 高官見直しの準備と並んで、国連ウィメンは、要請に従って、安全保障理事会理事国に実体的支援を継続して提供し、新しい理事国のために女性・平和・安全保障に関する技術的説明会を開催し、文民の保護に関する非公式専門家グループに積極的に貢献し、理事会の作業への市民社会の女性代表者の積極的にかかわりを支援した。

D. 経済社会理事会

28. 国連ウィメンは、「国連システム全体にわたるジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する行動計画」を通して、世界レベル、国レベルでジェンダー平等と女性のエンパワメントに関するシステム全体にわたる説明責任を推進する際の進歩を特に強調して、国連システムにおける政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化に関する事務総長報告書(E/2015/58)を準備した。国連ウィメンは、技術的助言と支援を通じ、それについての報告を含め、国連システム全体にわたって「行動計画」の実施を継続して指導し、支援している。

29. 事務総長報告書の中で、3年の実施中に、「行動計画」が継続して進歩を推進し、ジェンダー主流化に関する国連システムの業績に改善を生んでいることがわかった。この報告書は、戦略的企画、監視と報告、能力開発、知識の創出とコミュニケーション及びジェンダー政策の領域での注目すべき前進を含め、15の業績指標の14で進歩を証明した。「行動計画」を報告している38の機関が2014年にジェンダー政策指標の要件に応えるかまたはこれを超えており、これは2013年と2012年のそれぞれ29機関と22機関からの増加であった。さらに9つの機関が、2015年にそのような政策を完成することにコミットし、これは、これらの政策が制度的変革の重要な牽引力となっていることを仮定すれば、かなりの業績となるであろう。ジェンダー主流化戦略の機関の団体としての実施のための枠組みとなる強力なジェンダー政策は、業績を改善するために極めて重要である。「行動計画」の採択に続いて開発されてきたジェンダー政策は、①説明責任、②ジェンダー平等の結果に基づく管理、③監視、評価、報告を通じた監督、④人的資源と財源、⑤能力開発、⑥統合力、調整及び知識と情報の管理という国連システム事務局長調整理事会のジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する2006年の政策の6つの領域をカバーするために内容と範囲において増加してきた。

30. 報告書の中で、さらなる改善が必要であり、合同プログラム形成、ジェンダー平等に関するガイドラインが実施されることを保障するための対象を絞った主流化プログラムにも説明責任メカニズムにもしっかりとした適切な投資をするといったような、証明されたジェンダー主流化のための戦略が拡大される必要がある領域がわかった。

31. 国連ウィメンは、国連システムのすべての政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化することに關する経済社会理事会決議2015/12の折衝中に、加盟国に技術的支援を提供した。理事会は、ジェンダー主流化に関して国連システム全体にわたる統合力を高める国連ウィメンの継続する作業を歓迎し、国連ウィメンをそのマンドートを果たすように強化することの重要性を認めた。理事会は、その決議の中で、「行動計画」を完全に実施し、ジェンダー平等目標に釣り合った資金の配分を含め、すべての関連国連決議に従って、すべての政策にジェンダーの視点を主流化するよう国連システムに要請した。

32. 経済社会理事会の2015年の青年フォーラムで、国連ウィメンは、「ミレニアム開発目標」から「持続可能な開発目標」への移行への青年のかかわりに実体的貢献をした。国連ウィメンは、青年の開発レンズから明確な勧告を提供する4名の草の根の青年活動家の参加を得て、「ジェンダー平等と青年：『北京行動綱領』からポスト2015年の開発枠組までの20年」と題するパネル討論を開催した。国連青年開発機関間ネットワークと協力して、国連ウィメンは、「北京行動綱領」と「2000年以降の青年世界行動計画」との間の関連性を強化する目的で、青年とジェンダー平等に関する初めての作業部会を創設した。

33. 機関間常任委員会のジェンダーと人道行動に関する参考部会の共同議長として、国連ウィメンは、ジュネーブで、経済社会理事会の人道セグメントの状況で、サイド・イベントを開催した。発言者たちは、効果的で、包摂的で、調整された人道対応を形成する際の危機の影響を受けた女性と女兒の役割に重点を置いた。

34. 持続可能な開発に関する高官政治フォーラム中に、国連ウィメンは、「フォーラム」の今後に関するパネル討論に、主導討論者として参加した。国連ウィメンは、ジェンダー平等、女性と女兒のエンパワーメント及びその人権の完全実現が、持続可能な開発の達成と平和で、正当で、平等な社会の建設にとって極めて重要であると論じた。この目的で、世界・地域・国内レベルのフォローアップと見直し並びにテーマ別見直しは、ジェンダー平等のコミットメントを「北京行動綱領」と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に沿ったものにしなければならない。

II. テーマ別の国際プロセス及びその他の規範的プロセスを通してジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する

35. 国連ウィメンは、様々な政府間プロセスとのかかわりとアドヴォカシーをさらに拡大した。国連ウィメンは、討論や成果におけるジェンダーの視点の反映の証拠、好事例及び戦略を提供し、見解の交換を促進するために、利害関係者のための議長を務めた。これら努力は、規範的枠組内で、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント及びその人権に対してかなりの利益を生む結果となり、国レベルでの実施の基盤を強化した。

A. 開発のための資金調達

36. 国連ウィメンは、第3回開発のための資金調達国際会議の準備プロセスに関わることを優先した。この努力は、2008年に婦人の地位委員会によって確認されたジェンダー平等のための資金調達の重要な役割の証拠を提供する長年の国連ウィメンのコミットメントに基づくものであった。世界レベルで、国連ウィメンは、要請に応じて加盟国に技術的助言を提供し、成果文書のそれぞれの行動領域の下で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対処するための政策メッセージを準備した。

37. 国連ウィメンは、国連地域委員会によって開催された地域協議会に参加した。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資金調達する際のギャップに関する地域の経験からの証拠とデータに基づいて、国連ウィメンは、検討のために加盟国及びその他の行為者と政策勧告を分かち合い、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達を優先するために、外務省や財務省の支援を求めた。

38. このプロセス全体を通して、国連ウィメンは、ジェンダー平等を達成する際の進歩が慢性的なかなりの投資不足によって妨げられてきたことを仮定して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための変革的な資金調達を提唱した。変革的な資金提供は、重要なセクターにおけるジェンダー主流化と対象を絞った投資のためのあらゆるレベルのあらゆる資金からの規模、範囲、質の点でのかかなり増額され、優先され、維持される投資を要請している。変革的な資金調達のための国連ウィメンによるアドヴォカシーは、婦人の地位委員会の政治宣言の中の資金ギャップを埋めるためにかなり増額された投資を求める加盟国の誓約に基づくものであり、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」でも繰り返され、さらに強化されたものであった。

39. 準備プロセス中に国連ウィメンが払った多くの努力の中で、国連ウィメンは、意識を高め、証拠と事例研究を提供するサイド・イベントを開催したが、これはジェンダー平等と女性のエンパワーメントを支援する加盟国による地域にわたるステートメントという結果となった。

40. アディスアベバにおける第3回開発のための資金調達国際会議で、国連ウィメンは、3つのサイド・イベントを開催した。世界銀行と共に、国連ウィメンは、事務総長、世界銀行グループの頭取、スウェーデン首相、インドの財務国務大臣、市民社会と民間セクターの代表者の参加を得て、ジェンダー平等のための資金調達における好事例に関する高官行事を開催した。二つ目のサイド・イベントは、加盟国とパートナーが、法律・政策・プログラムから資金の配分と追跡に至るまで、ジェンダー平等への

介入の実施の例を分かち合う機会を提供した。参加者たちは、ジェンダーに対応した予算編成に関する努力の強化を要請し、「北京行動綱領」でなされたコミットメントを促進し、「2030 アジェンダ」の状況での新しいコミットメントに応えるために、変革的な政策と資金調達行動を実施するようすべての行為者に要請するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための変革的な資金調達のための行動計画を支持した。3つ目のサイド・イヴェントは、アフリカにおけるジェンダー平等に資金調達するための革新的方法を討議するために、各国政府、国連システム、市民社会団体からの代表者を集めた。

41. 国連ウィメンは、「会議」の一部である女性フォーラムの開催と市民社会団体フォーラムの開催も支援した。これらフォーラムを通して、ジェンダー平等の視点が、市民社会の政策討議とアドヴォカシー作業を特徴づけた。事務次長/事務局長は、国際企業フォーラムで演説し、持続可能な企業慣行のジェンダー平等の視点に注意を引いた。

42. 「会議」で採択された「アディスアベバ行動計画」には、ジェンダー平等、女性と女児のエンパワーメント、その人権の完全実現の明確な再確認が、維持される、包摂的で公正な経済成長と持続可能な開発にとっての基本として含まれている。加盟国は、あらゆるレベルでのジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント推進のための健全な政策と施行できる法律と変革的行動を採択し強化することにコミットした。「行動アジェンダ」には、経済への女性の完全かつ平等な参画を可能にし、かつその生産的雇用とディーセント・ワークを支援し、女性のための財政的包摂を促進し、性別の質の高いデータの利用への投資を高め、ジェンダーに対応した予算編成を推進する行動も含まれている。

43. 国連ウィメンは、ジェンダーに対応した企画と予算編成、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを優先する国内行動計画に関して、加盟国を支援し続けるであろう。国連ウィメンは、増額され、優先化された政府開発援助の配分、ジェンダー平等プログラムのための革新的資金調達イニシアティブと明確で革新的な資金調達手段を提唱し続けるであろう。国連ウィメンは、とりわけ、国連開発グループ及び女性とジェンダー平等に関する機関間ネットワーク及び国連開発援助枠組と国連国別チームの状況を含めたジェンダー・マーカ・イニシアティブを通して、国連システムのより幅広い作業への変革的資金調達の主流化も支援し続けるであろう。

B. 持続可能な開発

44. 2015年9月25日に、総会は、「私たちの世界を変革する：持続可能な開発 2030 アジェンダ」と題する決議 70/1 を採択した。約3年にわたるプロセスの結果である「2030 アジェンダ」には、17の「持続可能な開発目標」と169のターゲットが含まれている。これは、「ミレニアム開発目標」に基づき、人権を実現し、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成することを求めている。「目標」は、持続可能な開発の3つの側面を統合することを目的としており、「目標 5」は、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成に捧げられており、ジェンダーに配慮したターゲットも、その他の11の目標に含まれている。あらゆるレベルでのフォローアップ・プロセスは、一連の原則に導かれ、ジェンダーに配慮したものであり、所得、性、年齢及びその他の特徴別の質の高いデータに基づくものとなろう。世界レベルでは、高官政治フォーラムが、とりわけ、経済社会理事会の機能委員会によって支援されて、見直しに対して責任を持つことになろう。

45. 「目標 5」の下でのターゲットは、差別と女性と女児に対する暴力、有害な慣行、無償のケア労働の不相応な重荷のようなジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する重要な構造的制約を捉えている。意思決定への参画と性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスも対処されている。全「2030 アジェンダ」の実施のみならず、3つのターゲットを追求する行動は、すべての国々でジェンダー関係と女性と女児の生活を改革する可能性を持つ。「2030 アジェンダ」は、「北京宣言と行動綱領」及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を含め、既存の国際公約に基づいている。これは、男性と男児のかかわりを通して、すべての女性と女児が完全なジェンダー平等を享受でき、女性と女児のエンパワーメントに対するすべての法的・社会的・経済的障害が除去され、女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力が撤廃されなければならない世界を夢見ている。これは、ジェンダー平等制度と組織的なジェンダー主流化のための増額された投資と強化された支援を要請している。

46. 国連ウィメンが以前委員会に報告したように(E/CN.6/2013/2, E/CN.6/2014/2 及び E/CN.6/2015/2)、国連ウィメンは、様々な段階を通して、ポスト 2015 年の開発アジェンダの準備に積極的にかかわった。国連ウィメンは、加盟国に包括的で実体的な貢献と技術支援を提供し、サイド・イヴェントと説明会を開催し、ポスト 2015 年国連開発アジェンダに関する国連システム・タスク・チームと技術支援チームのような機関間プロセス並びに市民社会団体を通して、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを「2030 アジェンダ」の中心的要素とするために、国連システムと密接に協力した。これら行事の多くは、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを説明するのみならず、パートナーシップを築き、支持者やチャンピオンの連合を築く手助けをし、加盟国がこの強力な結果を達成することができるようにする証拠を提供した。

47. 持続可能な開発目標の指標に関する機関間・専門家グループのオブザーヴァーとして、国連ウィメンは、「2030 アジェンダ」のための世界指標の開発に貢献した。国連ウィメンは、『「持続可能な開発 2030 アジェンダ」におけるジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの監視：機会と課題』と題する報告書を出した。加盟国、市民社会、国際団体との広範な協議プロセスの結果であるこの報告書は、国連統計委員会によって支持されたように、その出発点として最低限のジェンダー指標を取り上げている。その報告書の中で、国連ウィメンは、「持続可能な開発目標」のジェンダー平等の側面を監視する手助けをするために新しい改善された指標を提案した。国連ウィメンは、ジェンダー不平等は生涯にわたって女性と女児が異なった経験をすることを仮定して、すべての「目標」とターゲットにわたってすべての関連指標の性別並びに関連するところでは年齢別の組織的な分類にも賛成した。指標は、枠組全体を通して重なり合う不平等をよりよくとらえるために、所得/富、場所、階級、民族性及びその他の関連する特徴を含め、その他の社会経済的特徴別にも分類されるべきである。

C. 気候変動

48. この一年で、国連ウィメンは、「国連気候変動枠組条約」のプロセスとのかかわりを強化した。特に国連ウィメンは、「行動強化のためのダーバン・プラットフォーム」に関する特別作業部会を詳細に監視し、「条約締約国」に維持されるアウトリーチを行い、気候関連の行動のあらゆる側面に女性の積極的参画を認めることを含め、気候政策とプログラムがジェンダーに対応したものであるために、パリで 2015 年 11 月 30 日から 12 月 12 日まで開催された「国連気候変動枠組条約」の第 21 回締約国会議から出てくる協定にジェンダーの視点の反映を支援するための技術的インプットを提供した。

49. 国連ウィメンは、ジェンダーに関するリマ作業計画(ECCC/CP/2014/10/Add.3、決定 18/CP.20)の実施を支援するために、ジェンダー平等と女性の働きと気候変動との間の関連性に実体的貢献を提供した。これには、2015 年 6 月に開催された緩和行動と技術開発と移転に重点を置いたジェンダーに対応した気候政策に関するマンデートを与えられたワークショップへの国連ウィメンのインプットが含まれた。

50. このマンデートを与えられたワークショップの作業と成果を基にして、2015 年 10 月に、国連ウィメン、経済社会問題局及び「条約」事務局は、持続可能な開発の状況で、ジェンダーに対応した気候政策と行動の実施に関する専門家グループ会議を開催した。この会議は、「条約」締約国、政策策定者及び実践家が第 21 回「条約締約国」会議の状況で、またより幅広い「2030 アジェンダ」で、ジェンダーに対応した気候政策と行動を策定するのを支援する勧告を準備した。この勧告は、技術ニーズ評価の開発、並びにグリーン気候基金⁵のジェンダーに特化したマンデートの事業化を含めた「条約」メカニズムとプロセスにジェンダーの視点の統合を支援することを目的としている。

51. 国連ウィメンは、政府と市民社会からのジェンダー平等提唱者と気候専門家の「条約」関連の会合やプロセスへの参加とかかわりを促進するために、能力開発支援の提供を継続した。国連ウィメンは、締約国によって検討されている協定案全体を通してジェンダーに特化した言及が組み入れられることを保障するために、女性・ジェンダー支持者とメアリー・ロビンソン財団---気候正義のような重要な提唱者と戦略的に協力した。このような努力は、第 21 回締約国会議の折衝の土台となる協定案の前文と目的、適合、資金調達及び能力開発に関するセクションへのジェンダーに特化した言及の包摂に貢献した。

⁵ 専門家グループ会議の報告書を参照。www2.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/how%20we%20work/Intergovsupport/egmreport_gonn_find_final_25-november-2015.pdf?v=20151125T232255 より閲覧可能。

52. 第 21 回会期で、国連ウィメンは、最高のレベルの重要な代表団に集中的アウトリーチを行った。国連ウィメンとその他のジェンダー平等提唱者によるこのアウトリーチにもかかわらず、最終の「パリ協定」は、資金調達と技術開発及び移転のようなテキストの目的のセクションにもテーマ別セクションにも、ジェンダーに特化した言及を留めなかった。前文の中で、締約国は、気候変動に対処するために行動を起こす時に、締約国にとってジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進の重要性を認めた。「協定」の中で、締約国は、適合行動と能力開発活動がジェンダーに対応するものであることも義務付けた。

53. 「パリ協定」の中で、締約国は、「条約」締約国によって採択された既存の決定が依然として有効であり、気候行動の実施を導くものであることを認めた。これらには、「条約」機関と代表団への女性の参画を改善することに関する会議決定 23/CP.18 及びジェンダーに関するリマ作業計画が含まれる。国連ウィメンは、ジェンダーに対応した気候政策と「条約」の状況内で検討されたすべてのテーマ別領域にわたる行動に関してなされた規範的進歩に継続して基づくためにパートナーと協力するであろう。

54. 女性と女兒の特別な利益のためにこの規範的進歩を実施する手助けをする現地での行動の必要性を認めて、国連ウィメンは、第 21 回締約国会議中に、2 つの世界的プログラムを開始した。つまり、女性の持続可能なエネルギー起業とアクセス及び気候に対して強靱な農業を通じた女性のエンパワーメントに関するプログラムである。これらプログラムは、貧困根絶、保健、ジェンダー平等、エネルギー、経済成長及び持続可能な消費と生産に関する「持続可能な開発目標」の達成に貢献する包括的な気候対応である。

D. 情報と技術

55. 国連ウィメンは、2015 年 12 月 15 日と 16 日に総会の高官会議で頂点に達した情報社会世界首脳会合の成果の実施の 10 年後の見直し中に、加盟国に実体的なインプットを提供した。成果に反映されている技術的インプットは、ジェンダー平等のコミットメントの改善された実施と監視、女性に対するサイバー関連の暴力に対する行動、ICT に関連した意思決定プロセスへの女性の完全参画を含めた情報社会への女性のかかわりの質の強化、技術の開発と利用へのアクセスの強化に重点を置いた。国連ウィメンは、ジュネーブでの世界首脳会合の年次フォーラムと高官会議でサイド・イベントを共同開催し、世界首脳会合を「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と「北京行動綱領」の実施につなげた。

56. 国連ウィメンは、国連開発計画と「女性と女兒に対するサイバー暴力: 全世界に警鐘」と題する討議文書を作成した持続可能な開発のためのブロードバンド委員会のブロードバンドとジェンダーに関する作業部会と共に共同議長を務めている。国連ウィメンと国際電気通信連合が共同でスポンサーを務めるジェンダー平等主流化技術賞は、女性の ICT との意味あるかかわりと ICT セクター内の意思決定者でありプロデューサーとしての女性の役割を推進するためのプラットフォームである。

E. 人権

57. 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)と調整して、国連ウィメンは、政府の事務所、ジェンダー平等提唱者及びその他の利害関係者のために、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と女性の人権を継続して支援した。女子差別撤廃委員会との建設的対話を準備し、市民社会団体によるシャドー報告書と委員会に提出される国連国別チームの報告書の準備に関連して、支援が「条約」の下での報告のために加盟国に提供された。そのプログラム作業を通して、国連ウィメンは、委員会の勧告の国内法とプログラムにおける反映と法改革・政策改革を確保する措置を含め、委員会の最終見解のフォローアップのためにその支援をさらに拡大した。

58. 国連ウィメンは、継続中の司法へのアクセスと農山漁村女性に関する継続中の作業を含め、一般勧告の開発において女子差別撤廃委員会に継続して支援を提供した。国連ウィメンは、紛争防止、紛争、紛争後の状況における女性に関する委員会の一般勧告第 30 号と女性・平和安全保障に関する安全保障理事会決議に関するガイドブック (CEDAW/C/GC/30) を出した。このガイドブックは、国内レベルでその

実施においてこの枠組をいかにお互いを強化するために利用できるかに関する実際的なガイダンスを提供している。

59. 国連ウィメンは、加盟国の報告書の準備を支援し、国連国別チームの報告書に貢献し、勧告の実施を支援することにより、人権理事会の普遍的定期的レビューに貢献した。国連ウィメンは、法と慣行における女性差別の問題に関する作業部会、先住民族問題に関する特別報告者、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、障害者の権利に関する特別報告者を含め、理事会のその他のメカニズムとの協働を継続した。国連ウィメンは、理事会からマンデートを与えられた調査委員会及びすべての理事会の事実確認ミッションが、ますますそのマンデートを果たすために必要なジェンダー専門知識を要していることを継続して確認した。2015年に、これにはエリトリア、2014年のガザ紛争及びシリア・アラブ共和国の人権に関する調査委員会のための性とジェンダーに基づく犯罪の捜査官の提供、及びイラク、リビア、南スーダン並びにボコ・ハラムが行った虐待と侵害に関する事実確認ミッションが含まれた。

60. 障害を持つ女性と女兒が、しばしば、重複する形態の差別を受けることを認めて、国連ウィメンは、「障害者の権利に関する条約」の実施において、障害を持つ女性と女兒の状況に向けられる注意を高めるためのイニシャティヴを支援した。国連ウィメンは、障害者の権利委員会に対処し、障害を持つ女性に関する「条約」の第6条に関する一般勧告の討議に貢献した。この規範的作業のための支援も、国連ウィメンの事業活動を拡大した。例えば、2015年6月に、ジョージアの国連ウィメン国別事務所は、「子どもの権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」及び「国籍または民族性、宗教と言語マイノリティに属する人々の権利に関する宣言」及びこれらの適用のジェンダーの側面に関する訓練を支援した。さらに、国連ウィメンは、障害者の権利推進国連パートナーシップ基金に加わった。

F. 都会アジェンダ

61. 2016年10月にクィートウで開催される第3回国連住居と持続可能な都会開発会議(ハビタット III)に備えて、国連ウィメンは、人間居住と都会化を変革のための手段として利用して、「会議」の成果が「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を戦略的に支援することを保障するために、その作業を継続した。この目的で、国連ウィメンは、第2回準備委員会に貢献した。国連ウィメンは、ジェンダー分析が、「会議」に関連する特別な問題の特徴づけることを保障しようと努力して、機関間タスク・フォースと問題文書の準備にも参加した。

62. 「2030 アジェンダ」の実施において地方レベルが持つ重要な役割を仮定して、国連ウィメンは、地方自治体と地方のリーダーシップと主体性の適切な法的枠組、制度的・財政的能力並びにこのプロセスにおける地方の草の根の市民社会団体の積極的にかかわりと関与を提唱している。国連ウィメンは、すべての地域わたる多くの都会で広がっている女性と女兒に対する根強い不平等と差別の撤廃のための新しい基準をハビタット III が定めることを保障するために活動している。

G. 災害危険削減

63. 国連ウィメンは、2015年3月に、日本の仙台で開催された災害危険削減に関する第3回国連世界会議と密接にかかわった。国連ウィメンは、「会議」の成果文書へのジェンダーの視点の統合に関する国連の共通の立場を開発する際に先頭に立ち、加盟国に技術的専門知識を提供した。「会議」中に、国連ウィメンは、女性のリーダーシップに関する多様な利害関係者の対話を通して実体的貢献を行い、折衝プロセスに技術的インプットを提供した。

64. 「災害危険削減仙台枠組 2015-2030」(総会決議 69/283)は、災害危険削減に関するすべての関連政策と慣行がジェンダー規定を反映することを要請して、ジェンダー平等の統合のための特別規定を設けている。この「枠組」には、女性のリーダーシップと危険を予測した企画と意思決定のために性別・年齢別データの利用の推進の要請が含まれている。国連は、「強靭性のための災害危険削減に関する行動計画」を改正し、この「枠組」の実施に関して技術的ガイダンスを提供するよう要請された。これらマンデートに基づいて、国連ウィメンは、災害危険削減と強靭性の領域で、国連システムの作業にジェンダー平等の視点をさらに統合するであろう。

H. 人道問題

65. 2016年にトルコのイスタンブールで開催されることになっている第1回世界人道首脳会合の準備として、国連ウィメンは、ジェンダーの視点と女性と女児のニーズと権利を完全に統合する人道アジェンダを作成する際に加盟国とその他の利害関係者を支援した。ジェンダー平等と女性のエンパワーメント及び人道行動との間のより強い関連性を推進するために、国連ウィメンは、1人のジェンダー・人道専門家を「首脳会合」事務局に配置換えした。

66. このプロセスへの国連ウィメンの貢献には、第59回婦人の地位委員会の合間に、ケア・インターナショナルとの協働で開催されたワークショップが含まれた。人道行動におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント及び女性の人権に関する既存のコミットメントの実施を推進する方法に特別な重点が置かれた。国連ウィメンは、チリとグアテマラ、アジアと太平洋、中東と北アフリカ、及び南アジアと中央アジアを含め、いくつかの国内・地域協議会に実体的・財政的貢献を提供した。人道問題調整事務所と国連人口基金との協働で、国連ウィメンは、場所を特定した人道状況での女性と女児の考えと経験を反映するアドヴォカシー・メッセージを策定するために、市民社会及びジェンダー平等専門家と共に作業部会セッションを開催した。国連ウィメンは、テーマの立場文書が作成される「首脳会合」のテーマ別協議会にも貢献した。多様な利害関係者のジェンダー専門家の集まりであるジェンダー・テーマ別グループの委員として、国連ウィメンは、「首脳会合」の準備が危機の影響を受けた母集団のニーズと権利を反映することを保障するために活動した。これらテーマ別協議会を通して、国連ウィメンは、女性の参加とリーダーシップに対するかなりの支援を動員することができた。

67. 2015年10月にジュネーブで開催された「首脳会合」のための世界協議会は、地域及びテーマ別協議会を整理統合した。総合報告書⁶には、ジェンダー平等政策との整合性の強化、女性と女児への強力なコミットメントを示す資金提供プログラム、説明責任措置の強化、女性と女児の安全の確保を通して、人道行動を女性と女児のためになるものにするに関するセクション及びあらゆる年齢の女性と女児の特別なニーズに対処するための権利に基づく取組を利用するようとの行為者への呼び掛けが含まれている。

68. 難民と国内避難民の数が前例のない程度にまで達している時に、国連ウィメンは、2016年に世界移動グループの議長を引き受けることを仮定して、ジェンダー問題の擁護者として働くであろう。

IV. 政策ガイダンスの実施のための国連ウィメンの支援

69. 国連ウィメンは、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに関する世界的枠組の実施を支援する際に、本部と現地事務所との間の既存の関連性をさらに強化してきた。この努力の一つの例は、婦人の地位委員会の合意結論の実施に対する支援である。

70. 女性と女児のための「ミレニアム開発目標」の実施に対する課題と業績に関する合意結論は、依然として、「目標」の一つひとつに関して女性と女児の状況を評価している唯一の政府間成果の一つである。この合意結論は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント及びポスト2015年の開発アジェンダにおいてその他のすべての目標にわたってジェンダーの視点を主流化することに関する独立した目標を求める国連ウィメンによるアドヴォカシーのために政府間マנדートと重要なツールを提供した。

71. この合意結論は、(a)すべての人権の女性と女児による完全享受を実現すること、(b)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための機能的環境を強化すること、(c)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの投資を最大限にすること、(d)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための証拠基盤を強化すること、(e)あらゆるレベルで女性の参画とリーダーシップを確保し、説明責任を強化すること

⁶ www.worldhumanitariansummit.org/whs_global/synthesisreport より閲覧可能。

という 5 つの領域での行動を要請した。地域と国レベルで、国連ウィメンは、5 つの行動領域にわたって合意結論の実施において各国政府を支援した。

72. 国連ウィメンは、監視の役割を支援し、国際公約の遵守を推進し、女性の人権を推進するために、政府の役人の専門の訓練セッションを通して、女性の権利に関する報告書の準備において、グアテマラの大統領人権委員会に技術支援を提供した。OHCHR とパートナーを組んで、国連ウィメンは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の下での第 8 回・9 回定期報告書の初めての準備においてグアテマラ政府を支援した。

73. 機能的環境を強化しようとして努力して、国連ウィメンは、国内の開発政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化する際に数か国の政府を支援した。バングラデシュは、第 7 次の 5 年開発計画を準備し始めていたが、国連ウィメンは、ジェンダー平等に関する技術的背景文書を寄稿し、13 本のその他の技術的背景文書のジェンダー平等のセクションにインプットを提供した。

74. 国連ウィメンは、国内政策とプログラムへのジェンダーの視pointsの主流化を推進するために、アドヴォカシー・ツールとして合意結論を利用した。ウズベキスタンでは、国連ウィメンと国内女性委員会が、「ミレニアム開発目標」に関する第 2 回の国別報告書の準備中に、政府の代表者とその他の利害関係者との協議会を開催した。その協議会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの領域の現在の政府間合意とその合意と「目標」との間の関連性について省庁とその他の利害関係者の理解を強化するために利用された。

75. ヨルダンでは、国連ウィメンは、女性の経済的エンパワーメントのための政策環境を見直すために、社会開発省と労働省とのパートナーシップ枠組を設立した。このパートナーシップ枠組は、貧しい地域で技術訓練、指導及び循環する少額貸付のポートフォリオの監視を提供する地方の市民社会団体の制度的能力を強化することによって補われた。

76. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの投資を最大限にしようとして努力して、国連ウィメンは、政府のプログラム形成と事業のジェンダーに対応した予算編成の実施においてタンザニア連合共和国政府を支援した。国連ウィメンは、企画と予算編成のための重要な行動可能な勧告のための証拠基盤を提供する国別ジェンダー・プロフィールの創設を支援した。

77. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための証拠基盤を強化しようとして努力して、国連ウィメンのアジア太平洋事務所は、合意結論についてのジェンダー統計に関する地域調整メカニズムのテーマ別作業部会を要約し、これが 2015 年 3 月にアジア太平洋経済社会委員会の統計委員会の会議の基盤として役立った。これら指標が、今ではアジア太平洋地域の国内統計局によるジェンダー統計の収集の規範的基礎を提供している。

78. あらゆるレベルの女性の参画とリーダーシップを確保し、説明責任を強化しようとして努力して、コンゴ民主共和国の国連ウィメンの国別事務所は、ジェンダー平等の提唱者と共に作業部会を設立した。この作業部会は、利害関係者たちが、政府内の意思決定の地位の女性のリーダーシップを高める方法を入念に計画することができるようにし、独立した国内選挙委員会と女性の政治参画のための国内行動計画のためのジェンダー戦略という結果となった。

79. ブルンディでは、国連ウィメンは、トゥワ族先住民族グループの女性の参画とリーダーシップを高めるプロジェクトを支援し、来るべき選挙中に立候補するようトゥワ族女性を奨励することにコミットしている 25 の政党の代表者との訓練セッションを開催した。国連ウィメンの努力は、地方レベルの意思決定機関にトゥワ族女性の代表を義務付けている改正選挙法に照らして、特に時宜を得たものであった。

V. 結論

80. ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント及びその人権に関するかなりの規範的進歩が、高官行事を通して、2015 年に、総会、経済社会理事会及び婦人の地位委員会において遂げられた。国連ウィメンは、世界の規範的枠組においてジェンダー平等の中心性を確保し、証拠と知識の基盤、アドヴォカ

シーとアウトリーチ、意識啓発、パートナーシップの構築、連合の構築の強化を通してこの枠組を深め、拡大し、規範的枠組を推進するための利害関係者のためのまとめ役を務めることにより、加盟国を支援した。国連ウィメンの地域及び国別事務所は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するコミットメントの国内における実施をさらに効果的に支援してきた。

81. 2015 年が転機の年であったので、国連ウィメンは、「北京宣言と行動綱領」及び女性・平和・安全保障、災害危険削減、開発のための資金調達、持続可能な開発、気候変動に関する政府間プロセスの見直しと評価の状況で、加盟国の規範的作業の支援にかなりの努力を注いだ。国連ウィメンは、最高の政治レベルで 2030 年までにジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するというコミットメントを動員する際に、新たな高みに達した。

82. 2016 年には、国連ウィメンは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の世界的指標とフォローアップと見直しメカニズムが、統計委員会と高官政治フォーラムの状況で決定されることを仮定して、加盟国への支援を継続するであろう。国連ウィメンは、世界人道首脳会合に関連する作業を支援し、「2030 アジェンダ」、「アディスアベバ行動アジェンダ」及び「2011 年から 2030 年までの 10 年にわたる後発開発途上国のイスタンブール行動計画」のフォローアップ・プロセスへの関わりを継続するであろう。「国連気候変動枠組条約」、特に「パリ協定」のフォローアップへのかかわりを通して、すべての気候関連のプロセスに大きな重点が継続しておかれるであろう。

(房野 桂 訳)

女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性 (E/CN.6/2016/3)

事務総長報告書

概要

本報告書は、女性のエンパワーメントと持続可能な開発との間の関連性を調べるものである。本報告書は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するために、「北京行動綱領」と並んで「持続可能な開発 2030 アジェンダ」実施のための重要な検討事項を明らかにするものである。本報告書は、婦人の地位委員会による検討のための勧告で締めくくる。

I. 序論

1. 第 60 回婦人の地位委員会は、その優先テーマを「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」としている。この会期は、「北京宣言と行動綱領」実施の 20 周年(E/CN.6/2015/3 及び E/20015/27-E/CN.6/2015/103 を参照)、第 3 回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ行動アジェンダ」(総会決議 69/313)及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」(総会決議 70/1)によって形成されている。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するための大きな課題と機会の時期に、本報告書は、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のための機能的環境を明らかにするものである。

2. 本報告書は、2015 年 11 月 2 日から 4 日までニューヨークで開催され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)が主催した「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」というテーマの専門家グループ会議の結果に基づき、国連及びその他の筋からの最近の調査とデータにも基づくものである。

3. 第4回世界女性会議が、「北京宣言と行動綱領」の中でジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成する広大な夢と一連の公約を述べて以来今では20年が経過した⁷。各国政府は、持続可能な開発のための政策とプログラムにジェンダーの視点を統合することを公約したが、「北京行動綱領」の20年後の見直しで強調されたように、進歩は依然として国々にわたって、また、国々の内部で不均衡である。国々と非国家行為者によって、ジェンダー平等と女性の社会的・経済的・政治的エンパワーメントの重要性が認められたことが、現地での具体的な政策実施と証明できる変革に釣り合っていない。かなりのまた時には増加するジェンダー格差と女性と女兒に対する差別が、文字通りすべてのセクターと地域にわたって残っている。

4. 最近の数十年で、周期的に発生している世界の経済・金融・食糧・エネルギー危機は、取り返しのつかない、壊滅的生態系の破壊の可能性、生物多様性の喪失及び気候変動と相俟って来た。支配的な開発モデルは、国内及び国と国との間の全世界の富、所得及び能力の増加する不平等と同時に起こってきた⁸。上位1%の富の所有者が今では全家庭の富の半分を所有している状態で⁹、そのような不平等が、広範な公的議論を誘発してきた。持続可能性の経済的・政治的・社会的・環境的側面にわたる所得、富及びその他の不平等と重なり合うジェンダー不平等は、依然として広がっており、根強いものでもある。ポスト2015年の状況でのジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成は、不平等を減らし、ジェンダー格差と差別を撤廃し、万人のための人権を実現するための経済と社会の変革を必要とするであろう¹⁰。

5. 「持続可能な開発2030アジェンダ」は、この惑星を現在と未来の世代のために持続可能性を支持する世界の経済的・社会的・環境的軌道に戻す何よりも重要な義務に対応する。「ミレニアム開発目標」の後続枠組として---一つには果たされなかった約束に対処することを意図して---「2030アジェンダ」は、範囲においても重点においてもこれをはるかに超えるものである。「持続可能な開発目標」を定めるプロセスは、市民と市民社会団体を有する国際社会、地域社会、国内社会、地方社会を巻き込んで、「ミレニアム開発目標」のプロセスよりももっと包摂的で参加型のプロセスとなっている。これは、「2030アジェンダ」の包括性を示して、不平等と持続不可能性の経済的・社会的・環境的・政治的側面に対処する目標の数---17対8、及びターゲットの数---169対21にも見ることができる。

6. 等しく重要であるのは、「2030アジェンダ」の「誰も取り残さない」という普遍的で不可分の権利に基づく野心である。これは「世界人権宣言」とその他の国際人権文書を根拠としており、人権を尊重し、保護し、推進するすべての国家の責任を強調している。目標とターゲットは、先進国も開発途上国も等しく、すべての国々に適用できる。「アジェンダ」の普遍性は、規制のない金融と保護されていない人々の流れ、持続不可能な生産と消費のパターン及び気候変動と生態系の悪化のインパクトを通してますます繋がりを深めている世界が提起する課題に対応している。貧困、欠乏及び不平等が、開発途上国と同様に豊かな先進国でも同様に懸念されており、しばしば国民国家を超えて存在する力によって牽引され、治外法権的行為と国家及び非国家行為者の不作為によって形成されている。

7. ジェンダー平等への配慮は、「アジェンダ2030」全体を通して統合的に反映されており、その達成にとって極めて重要である。「アジェンダ」の中で、総会は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの実現は、すべての「目標」とターゲットにわたって進歩に極めて重要な貢献をするであろうと宣言した(決議70/1、パラグラフ20を参照)。「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワーする」という「目標5」には、2015年までにあらゆるレベルの教育で、ジェンダー格差をなくすという「ミレニアム開発目標3」の一つのターゲットをはるかに超える6つの実体的ターゲットと3つの実施措置のターゲットが含まれている。「目標5」のターゲットに加えて、他の目標の下でのターゲットは、包括的な一連の問題を取り上げている。その中に、貧困、飢餓、保健、教育、水と衛生施設、雇用、安全

⁷ 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議記録(国連出版物、販売番号E..96.IV.13)、第I章、決議I、付録I及びII。

⁸ *世界の社会的状況報告書2013: 不平等が問題*(国連出版物、販売番号E.13.IV.2)、及び国連開発計画、*分割されたヒューマニティ: 開発途上国の不平等と向き合う*(ニューヨーク、2013年)。

⁹ James b. Davies 他、「家庭の富の世界的配分」、討議文書、第2008/03号、国連大学、世界開発経済調査機関(ヘルシンキ、2008年); クレディ・スイス、「世界の富報告書2015」(チューリッヒ、2015年)。

¹⁰ 国連ウィメン、*世界の女性の進歩2015-2016: 経済を変革し、権利を実現する*(ニューヨーク、2015年)。

な都市、気候、平和で包摂的な社会及びデータのジェンダーの側面がある。これらは、「ミレニアム開発目標」のより限られた重点とジェンダー平等の点でのその不均衡な結果を詳説している(E/CN.6/2014/3を参照)。「持続可能な開発目標」は、女性と女兒のために結果を生む良い立場にある。

8. 第 59 回婦人の地位委員会で採択された政治宣言(E/2015/27-E/CN.6/2015/10、決議 59/1)で、加盟国は、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的实施を促進することを誓った。これは、強化された法律、政策及び戦略及びあらゆるレベルでのジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための制度的メカニズムのための強化された支援、国内資金の動員と政府開発援助を通じた資金ギャップを埋めるためのかなり増額された投資及び既存のコミットメントの実施に対する強化された説明責任を含め、6 つの重要な取組を通して行われることになっている。この決議は、2030 年をジェンダー平等と女性のエンパワーメントを実現するための年と定めている(決議 59/1、パラグラフ 13 を参照)。「アジェンダ 2030」採択直後の会期で、委員会には「アジェンダ 2030」のジェンダーに対応した実施のためにさらに勢いを生み、世界の女性と女兒に対するジェンダー平等のコミットメントに対する説明責任を高めるユニークな機会がある。

II. 持続可能な開発のジェンダーの側面

9. 開発における女性の役割に関する世界調査 2014: ジェンダー平等と持続可能な開発¹¹は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントと経済的・社会的・環境的持続可能性との間の相乗作用を示した。意思決定フォーラムへの女性の積極的参画は、教育、保健、栄養、ディーセント・ワーク及び社会保護を含めた人間開発の優先事項への投資への公的資金の配分を促進する。土地と生産資源への女性のアクセスと管理を確保することは、食糧の安全保障と持続可能な生計を達成するために重要であるのみならず、女性の働きとエンパワーメントを支援するためにも極めて重要である。女性の知識、働き及び集団的行動は、より経済的にも社会的にも環境的にも持続可能な開発の道を探求し、切り拓く鍵であり、特に地方の風景を管理し、気候変動に対する強靭性を築き、食糧を生産し、アクセスし、持続可能な水、衛生施設及びエネルギー・サービスを確保しようとする努力の不可欠の部分である。

10. 環境開発世界委員会の 1987 年の報告書(A/42/427)に述べられた定義に基づいて、世界調査は、現在と未来の人間の福利と尊厳、生態系の完結性、ジェンダー平等と社会正義を確保する経済的・社会的・環境的開発として持続可能な開発の概念を解明した。これは、(a)女性の能力向上とあらゆる人権の実現、(b)女性と女兒の無償のケア労働の承認、削減及び再配分、(c)女性の家庭、地域社会、国家及び惑星の未来のみならず、その生活を形成するプロセスにおける行為者、指導者、意思決定者としての持続可能な開発への女性の完全かつ平等な参画という、持続可能な開発政策、プログラム及び行動が女性のために実体的平等を達成する可能性があるかどうかを評価するための 3 つの基準を確立した。これら 3 つの基準は、持続不可能性の経済的・社会的・環境的コストの不相応な割合を担う傾向にある最も貧しく、周縁化された女性グループに関連して特に当を得たものである。従って持続可能な開発の状況での女性のエンパワーメントは、その生活を形成する決定とプロセスに影響を及ぼすさらなる発言力と働き及びその権利を実現するための能力と資金の拡大がかかわる¹²。

11. この持続可能な開発の概念を補強する女性のための実体的平等に対する理解は、特に成果と資金と権力へのアクセスに関して女性の権利の平等な享受のことを言う¹³。これは、構造的・歴史的差別を含め、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための正式のまたは法的な平等の土台に基づくことによって達成され、女性の人権を実現する。「ミレニアム開発目標」と機会の平等のみを強調する傾向がある政策規定を超える重要なステップとして、「2030 アジェンダ」は、平等は、機会でもあり、結果でもなければならぬことを明確に認めている。この規定は、ターゲット 10.3: 「差別的な法律、政策及び慣行を

¹¹ 国連出版物、販売番号 e.14.IV.6。

¹² Sarah Gammage、Naila Kabeer 及び Yana van der Meulen Rodgers、「発言力と働き: 私たちは今どこにいるのか?」、フェミニスト経済、第 22 巻、第 1 号(2016 年)。

¹³ 一時的特別措置に関する「女兒に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第 4 条パラグラフ 1 に関する一般勧告第 25 号(A/59/38、第一部、付録 D)。

撤廃し、この点で適切な法律、政策及び行動を推進することにより、平等な機会を保障し、結果の不平等を減らす」に見られる。

12. 持続可能な開発のジェンダーの側面は、「目標 5」と「2030 アジェンダ」全体に明確に反映されている。ターゲット 5.1 は、いたるところですべての女性と女兒に対するあらゆる形態の差別をなくすことを要請している。ターゲット 5.2 は、私的領域でも公的領域でも女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃を求めており、5.3 は、子ども結婚や女性性器切除のような有害な慣行の撤廃を求めている。ターゲット 5.4 は、無償のケア労働・家事労働を認め、評価することに言及している。「ミレニアム開発目標 3」の議会の代表者数の指標を超えて、ターゲット 5.5 は、政治的・経済的・政治的生活のあらゆるレベルの意思決定でのリーダーシップの平等な機会を含め、女性の完全かつ効果的の参画を要求している。ターゲット 5.6 は、性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを目指している。資源の利用と資産の所有における構造的な不平等は、土地を含めた経済資源への女性の平等な権利を確保する改革を通してターゲット 5.a で対処されている。ターゲット 5.b と 5.c は、女性のエンパワーメントを、技術の利用とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進のための強化された政策と法律につなげている。

13. ジェンダー平等への配慮は、ジェンダー平等を実現するという「2030 アジェンダ」の包括的コミットメントに基づいて、枠組全体に主流化されている(決議 70/1、パラ 20)。例えば、これはいたるところであらゆる形態の貧困をなくすことに関する「目標 1」の下に反映されている。ターゲット 1.2、1.4 及び 1.b は、それぞれ、貧困の中で暮らす男性・女性・子どもの割合を半減し、すべての男性と女性、特に貧困者と脆弱な人々が土地を含めた経済的な天然資源と基本的な金融サービスにアクセスできることを保障し、貧困者に味方するジェンダーに配慮した開発戦略に基づく健全な政策枠組を生み出すことを網羅している。経済成長、雇用、万人のためのディーセント・ワークの推進に関する「目標 8」の下で、ターゲット 8.5 は、若者と障害者を含めたすべての女性と男性のための完全かつ生産的雇用とディーセント・ワーク、同一価値労働同一賃金を目的としている。都市と人間居住を安全で持続可能なものにするに関する「目標 11」の下で、ターゲット 11.7 は、特に女性と子ども、高齢者と障害者のための安全で包括的でアクセスできるグリーンな公共のスペースへの普遍的アクセスの提供を要求している。上に述べたジェンダーに配慮したターゲットは、必要ではあるが十分とは言えない。「2030 アジェンダ」全体は、すべての責務の担い手に責任を持たせるジェンダーに配慮した実施としっかりとしたメカニズムを通して、女性と女兒をエンパワーしなければならない。

III. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施に繋がる環境

14. 国際社会が「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を実施し始める時、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント及び人権を実現するための機能的条件が明らかにされ、強化される必要がある。「2030 アジェンダ」の規模と野心は、政策の統合力を確保し、制度的能力と資金を強化する変革的な資金調達とかなり増額された投資を要請している。「2030 アジェンダ」は、透明性があり、説明責任があり、測定でき、持続可能な開発のための政策の統合力を高めるジェンダーに対応した実施のための重要な機会を提供している。

15. 「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント及び人権を実現するという新たなコミットメントと既存のコミットメントに関する行動を促進する必要性を前面に押し出すであろう。「北京行動綱領」と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」¹⁴の下でのコミットメントと責務を果たすことは、実施努力の不可欠の部分でなければならない。「2030 アジェンダ」の統合された横断的性質を反映して、その他の規範的枠組み内のジェンダー平等への配慮も重要である。この協定には、特に、国際労働機関諸条約、世界貿易機関協定及び「生物多様性条約」¹⁵と「国連気候変動枠組条約」¹⁶のような多国間環境協定が含まれるであろう。

A. 規範的・法的・政策的枠組み

¹⁴ 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20178 号。

¹⁵ 同上、第 1760 巻、第 30619 号。

¹⁶ 同上、第 1771 巻、第 30822 号。

16. 国のレベルでの「2030 アジェンダ」の実施は、既存の国内政策枠組、開発戦略及び規範的文書に基づくことが期待されている。国々の中には、既存の国内開発計画と戦略に持続可能な開発を統合し、またはベリーズ、コロンビア、コスタリカ、エチオピア、ドイツ、ホンデュラス、メキシコ、トーゴ、ウガンダ及びヴェトナムのように、国内の状況に「持続可能な開発目標」に沿わせ、適合することにすでにかかわっているところもある。国連システムと国別チームは、加盟国と国内の利害関係者が国内での実施を準備するのを支援してきた。ウガンダは、次の国内開発計画サイクルに、「目標」と国内的に調整したターゲットを組み入れている。コロンビアでは、地域及び地方の企画と監視に「目標」を組み入れる分権化した能力を築くことに重点を置いている。ヴェトナムとコスタリカのようにその国内持続可能な開発計画努力が10年前から行われている国々にとっては、次の手段は、改善された持続可能な開発ガバナンスに向けた政策枠組に関する多様な利害関係者の見直しと協議に関わる。カナダは、「持続可能な開発目標」に沿うように、既存の計画とイニシアティブを評価する手助けとなる持続可能性分析網ツールを開発している¹⁷。

17. このようなプロセスが進み、国内の開発政策と企画枠組みが「2030 アジェンダ」に沿う時、国内の持続可能な開発計画と戦略にわたって組織的にジェンダーの視点を反映する断固とした努力が必要とされる。これを達成するための一つの重要な手段は、国内の持続可能な開発企画に関する多様な利害関係者の協議へのジェンダー平等提唱者と女性団体の参画を通すことである。既存のジェンダー平等政策、戦略及び行動計画も、すべての「持続可能な開発目標」に関連して、政策統合と統合力及び女性と女の子のための促進された結果を確保する国内の「2030 アジェンダ」企画と実施プロセスに沿うべきである。メキシコでは、ジェンダー主流化のツールが政府の政策と予算にジェンダー配慮を組み入れるための国内の「持続可能な開発目標」企画の状況で用いられつつある。そのようなツールの一つは、特定の年にすべてのセクターでのジェンダー問題に関する支出を明らかにして分類し、すべての政府のプログラムがジェンダーに対応した結果を達成することを保障する改革を支援する¹⁸。

18. 規範的・法的・政策的枠組みが「2030 アジェンダ」のジェンダーの側面の実施に繋がるためには、それらは、国際協定のみならず、国内の法律と政策におけるジェンダー平等と女性の人権の実現に対する既存のコミットメントを反映していなければならない。従って、責務の担い手としての国家は、ジェンダーに対応した非差別的な法律、政策、企画プロセスが設置されていることを保障するべきである。

19. ほとんどの国々の憲法と法律にはジェンダー平等の規定が含まれているが、女性のエンパワーメントと人権の実現に対する差別法の障害が、セクターにわたって根強く続いている。例えば、最近の世界銀行の報告書は、法律におけるジェンダー差別の根強さを強調している¹⁹。検討された173カ国中155カ国に少なくとも1つの女性の経済的機会を妨げる法律があり、これが経済的成果の格差にも関連している。差別的な法的規定は、男児に比して中等教育に通う女の子の数が少ないこと、働き、事業を営む女性の数が少ないこと及びより大きなジェンダー賃金格差に関連している。同様に、不適切な法的・政策的枠組みが差別的な文化的規範と慣行と相俟って、女性の土地及びその他の生産資源へのアクセスと管理を妨げている。160カ国のデータによれば、その僅か17%の国々で女性と男性が同等の土地の権利を有している²⁰。59%の国々では、女性と男性に同等の権利を保障する法律にもかかわらず、女性に対する差別的慣行が、国の法律の完全実施を損なっている。さらに、4%の国々では、女性は明確に土地の権利を持たない。そのような規定は、「2030 アジェンダ」の様々な目標で要請されているように、ジェンダーに基づく差別を撤廃する即座の行動を必要とする。

B. 国内の制度的取り決め

¹⁷ 「持続可能な開発企画と実施への統合された取組みに関する能力開発ワークショップと専門家グループ会議報告書」(ニューヨーク、国連、2015年5月)及び国連開発グループ、「『持続可能な開発 2030 アジェンダ』の主流化: 国連国別チームへの中間参考ガイド」(ニューヨーク、2015年10月)。

¹⁸ 「能力開発ワークショップと持続可能な開発企画と実施への統合された取組みに関する専門家グループ会議の報告書」(ニューヨーク、国連、2015年5月)。及び国連開発グループ、「『持続可能な開発 2030 アジェンダ』を主流化する: 国連国別チームへの中間参考ガイド」(ニューヨーク、2015年10月)。

¹⁹ 世界銀行グループ、*女性、企業、法律 2016: 平等になる*(ワシントンD.C., 2015年)。

²⁰ 経済協力開発機構、「社会制度とジェンダー指数」(2014年)。www.genderindex.org より閲覧可能。

20. 「2030 アジェンダ」の統合されたセクターにわたる幅の結果として、政府のあらゆる部分がその実施に関わり、効果的で包摂的な国内制度がすべての「目標」とターゲットを達成するために極めて重要となろう。例えば、ドイツ持続可能な開発会議は、「持続可能な開発目標」の国内での実施がどのように国の持続可能性構造に影響を及ぼすかを評価するために、政府内外の専門家を関わらせた。コロンビアは、すべての公共政策とその実施、フォローアップ及び見直しにおける「目標」の統合を監督するために、省庁の核心グループより成る高官機関間委員会を設立している²¹。全実施努力は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの実現に寄与するべきである。政府のすべての部局とセクターにわたって、国内機関は、企画、意思決定、政策行動及び予算編成がジェンダー平等配慮を反映し、すべての女性と女児に利益を与えることを保障しなければならないであろう。国内の持続可能な開発メカニズムを設置している国々は、まだこれを行っていないならば、ジェンダーの視点を組み入れるべきである。実施の任務を導き監督するセクター横断的、多様な利害関係者の企画または協議機関または国内運営委員会のような新しい制度的構造を設立することを計画している国々では、その権限には明確にジェンダー主流化に対する責任が含まれるべきである。結果を達成するためには、政府の最高のレベルでの「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施に対するコミットメントが中心となろう。

21. 国内のジェンダー平等機構は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントと人権のための政策調整に責任を有する主要な政府機関である。これらは、ジェンダー平等に関する政府の政策とプログラムの策定と実施を監督し、促進し、監視する。政府の関係省庁、様々な部局と協力して、国内ジェンダー平等機構は、あらゆる政策領域でジェンダー主流化を支援している。これらは、共通の目標の達成に向けて、市民社会団体、特に女性団体、民間セクター及びその他の利害関係者とも協働している。同時に、至る所の国内ジェンダー平等機構は、技術的・戦略的能力、意思決定力及び政府内での承認が限られていることを特徴としている。これらは、典型的に必要な資金調達、スタッフ配置及びそのマネジメントを完全に効果的に行使する能力を欠いている(E/CN.6/2015/3 を参照)。

22. 国内のジェンダー平等機構は、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のためのすべての国の制度的取り決めの中心的行為者でなければならない(決議 70/1、パラ 20 を参照)。国内ジェンダー平等機構は、ジェンダー平等への配慮が、政府のあらゆるレベルですべての行為者によってセクター全体にわたる実施において組織的に対処されることを保障するために戦略的に位置づけられ、資金提供と能力のみならず、権威と権力を備えている必要がある。そのような注意は、地方自治体のジェンダー・フォーカル・ポイントまたは作業部会が現地での調整された実施を確保するために不可欠である分権化された準国家・地方レベルにまで拡大される必要がある。ジェンダー平等のための議会委員会またはコーカスも、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を推進し、監督する制度的風景の一部でなければならない。

23. 国々が実施に進む時、ジェンダー主流化のための制度的能力の評価は、「2030 アジェンダ」の調整されたジェンダーに対応した実施に必要な政府のあらゆるレベルにわたるセクター横断的協働を確保するために、対象を絞った能力開発と技術支援と結びつくべきである。「2030 アジェンダ」のあらゆる側面に関して、市民社会、特に女性団体、人権団体、ジェンダー平等の専門家との協議と協力が、実施の不可欠の部分となるべきである。

IV. 「2030 アジェンダ」におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資金調達するための機能的経済環境

24. ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成及びその人権の完全実現は、維持される、包摂的で、公正な経済成長と持続可能な開発の達成にとって極めて重要である(総会決議 69/313、パラ 6 を参照)。さらに、持続可能なように資金調達を増やすことにより、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを実現するための資金ギャップを埋める緊急性は、加盟国がジェンダー格差を埋めるために

²¹ 国連開発グループ、「『持続可能な開発目標 2030 アジェンダ』を主流化する」及びコロンビア、外務省、「コロンビアにおける SDGs: その実施のための取組と課題」、ポスト 2015 年の政府間折衝でのプレゼンテーション(持続可能な開発目標とターゲット)(ニューヨーク、2015 年 3 月 23-27 日)。

かなり投資を増額するための作業に合意した「2030 アジェンダ」を含め、十分に確認されてきた(決議 70/1、パラ 20 を参照)。さらに、加盟国と国連システムの諸機関と市民社会は、「北京宣言と行動綱領」の既存のコミットメントの実施を促進し、「2030 アジェンダ」の状況での新しいコミットメントに応えることを要請しているジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための変革的資金調達に関する「アディスアベバ行動計画」を支持してきた。

25. 部門横断的にジェンダー平等を高めるための十分な支援と資金調達は、幅広い社会的・経済的・政治的効果を持って、その他の不平等と差別的規範を減らす手助けとなろう²²。例えば、教育と雇用における一層のジェンダー平等は、成長を刺激し、貧困を削減する手助けができる。女性の雇用の比較的増加は、家庭内での交渉力を強め、時間と所得の女性によるさらなる管理並びに子どもの福利への投資の増額に貢献する。万人のための完全雇用、ディーセント・ワーク、職場での組織する権利を含めた社会保護は、生計におけるジェンダー平等の達成に貢献する。こういった政策は、土地及び貸付のような生産資源へのさらなるアクセスも促進するべきである。これらは、同様に、女性と女兒にかかる無償のケア労働の不相応な重荷を減らし、家庭内及び家庭と国家の間のその再配分を可能にするべきである。職と生計を生み、政府がインフラ、サービス及び人間の能力に投資できる機能的なマクロ経済環境は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの資金調達の中心である。従って、そのような関連性と関連する政策対応への注意を高めることは、「2030 アジェンダ」の実施の重要な構成要素でなければならない。

A. ジェンダーに対応した、包摂的で、持続可能なマクロ経済枠組

26. ジェンダーに対応した、包摂的で持続可能なマクロ経済枠組は、国内の資金動員のための土台を築くであろう。包摂的なマクロ経済枠組は、広く分かちあわれる福利を推進し、国内総生産(GDP)における成長のみならず、安定した生計の達成、上昇する生活水準、拡大する能力及び女性のための実体的平等によって測定される枠組みである。ジェンダーに対応した、包摂的で、持続可能なマクロ経済枠組の明確な要素は、特定の経済の構造にかかっている。1980 年代からのマクロ経済の目標は、財政規律、インフレ目標及び市場の自由化を特徴としてきた。しかし、最近数十年が普通そうであったように、不平等の深化と拡大という結果となった成長は、望ましいものでも持続可能なものでもない。マクロ経済的思考と開発と成長を増加する平等と相容れるものにする政策に向けた企画の変革が必要である。過去 30 年の教訓は、国家が持続可能な開発と公正で包摂的な成長を可能にするマクロ経済政策の必要性を強調している。これには、対象を絞った公共投資、完全雇用政策及びジェンダー平等のために十分な資金を生む税制が含まれよう。

27. 「2030 アジェンダ」は、国の主体性が持続可能な開発のカギであると述べている。国々は、市民や市民社会団体と幅広く相談して、国内開発政策と目標を詳しく説明する責任を行使している。政府の政策策定の中心に、ジェンダーに対応した、包摂的で、持続可能なマクロ経済成果を達成するための戦略がなければならない。さらに、国家は、独自の国内資金の動員または政府開発援助を通して、危機、不安定、景気後退の時期に、最も脆弱な人々を保護するために、景気循環対策投資をすることができる。富と所得の増加する不平等に鑑みて、国家には重要な再配分機能もある。国家は、女性が資金と富の再配分から平等に利益を受けることを保障することができ、これは、富と相続への税金と土地と天然資源の集中を規制し制限する政策または抽出産業の税構造を改革する政策を通しい成し遂げることができる。

28. 国内の開発目標とこれに伴うマクロ経済政策を説明し、推進する能力において国々はさまざまである。紛争及び紛争後の国々の場合には、国家は、しばしば、効果的ガバナンスのための基本的制度と資金を欠いている。国際的・多国籍企業のような非国家行為者は、国家の能力と行動を制約することができるかなりの影響力を持っている。従って、民間セクターを含めたすべてのセクターが、「2030 アジェンダ」に説明されているように、福利、人権及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントの幅広い共通の夢を持ってマクロ経済目標に沿うよう奨励する規制枠組と奨励策を定義することが重要である。

B. 国内資金の動員と配分

²² Stephanie Seguino, 「SDGs の状況でのジェンダー平等のための資金調達」、国連ウィメン専門家グループ会議に提出された文書、ニューヨーク、2015 年。

29 「2030 アジェンダ」も「アディスアベバ行動アジェンダ」も、ジェンダーに対応した財政政策が最高のものである持続可能な開発に資金調達する手段として、国内資金の動員を強調している。国際的・国内的徴税政策は、すべての国々で女性のための実体的平等を達成するための国内資金基盤を形成している。税制の配分のインパクトも(個人所得と法人税のような直接税と付加価値税、奢侈税、燃料税のような間接税)、税収入の全体の程度も関連性がある。各国政府は、ジェンダーに対応した公共投資のための財源を生み出し、それによって女性のために実体的平等を推進し、「2030 アジェンダ」の実施を支援する税制を採用できるし、またそうすべきである²³。

30. 十分な国内資金とジェンダー平等のための税収を生み出すことに対する課題には対処することができる。財政のグローバル化と有力なマクロ経済政策は、法人税と最も富める者に対する税率の減少につながってきた。世界の法人所得税率が1993年の平均38%から2010年には24.9%に減少する状態で、減少は実体的なものであった²⁴。外国の直接投資を引き付けるための労働及び環境基準の緩和を含めた税の免除とその他の奨励策は、労働・環境基準の緩和を含め、開発途上国からかなりの額の所得と規制の効力も奪ってきた。多国籍企業による税の回避は、推定年間1,890億ドルの開発途上国の推定損失という結果となり、これが、持続可能な開発とジェンダー平等のための資金を確保するこれら国々の能力を効果的に制限してきた²⁵。年間税収推定980億ドルから1,060億ドルが貿易の軽視からだけでも2002年から2006年の間に失われており…税を最小限にするための同じ多国籍企業の補助機関の間の貿易額のゆがみである。約60%の貿易が、多国籍企業の間で起こった。失われた所得は、2015年までに普遍的な上下水道の普及を達成するために必要な年間資本経費を超える約200億ドルに上った²⁶。特に悪影響を受けたのは、持続可能な開発の可能性が税収の喪失によって最も損害を受ける最貧国である(A/HEX/26/28)。「アディスアベバ行動アジェンダ」は、国の規制と国際協力を強化することにより、脱税と汚職から違法な財政の流れを減らし究極的には撤廃するよう国々に要請している。

31. 法人税や関税の実質的な削減により、国内の税制はますます逆累進制となって、消費税への移行が進んでいるが、そのことは明らかに、ジェンダーに関係する影響を及ぼしている。例えば基本的な消費材や小規模農家・企業への課税が増えると、女性に過度の影響を及ぼす。十分な資源移動ができないと、公共サービスや社会保障費用の負担や、時間・労力の節約を可能にするインフラ投資といったことのために国の能力が減ってしまう。こうしたことは、多くの女性にマイナスの影響を与えるのだ。女性たちの多くは、男性より収入が低いというのにケア労働の主な担い手であるために、自分の収入の多くを男性以上に基本的な財やサービスのために使い、公共インフラや社会サービスを頼みとしている。もし保健や保育のサービスや水道・電気といったインフラを利用できなければ、女性たちは家庭に必要なものを供給する苦勞を背負うことになり、女性たちが担う無償のケア労働が実質的に増えることになるのだ²⁷。収入・財産・遺産、及び金融取引に累進課税をすれば、ジェンダーに配慮しながら、「2030 アジェンダ」を実施するための国内の貿易基盤を整備することができるだろう(A/HRC/26/28を参照)²⁸。

32. 国内資源の割当については、「2030 アジェンダ」をジェンダーに配慮した形で実施するという文脈で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成する、そのための政策オプションはいくらかもある。ジェンダーに配慮した公共投資はそれ自体は、経済の生産基盤に加わることで財政余地を生み出す。物的・社会的インフラへの公共投資は、ジェンダー平等を促進し、女性による無償のケア労働を軽減し、雇用を刺激し、生産性の向上を招く。そうした投資は様々な機能を強化し、経済の広い分野でプラスの波及効果をおよぼす。いろいろなことを可能にする基本的なインフラへの公共支出は、だから支出というよりも投資と見なすべきである。これにより、国家は反循環政策(景気安定化政策)をとる財政余地をもてるし、そのことで社会保障も含む財やサービス、また完全雇用戦略への国家支出が増え、失業や景気後

²³ Seguino、「ジェンダー平等のための資金調達」。

²⁴ 経済的・社会的権利とキリスト教の援助センター、「ポスト2015年の財政革命：人権政策説明」(ニューヨーク及びロンドン、2014年)。

²⁵ 貿易開発国連会議、*世界投資報告書2015:国際投資ガバナンスを改革する*(国連出版物、販売番号E.15.II.D.5)。

²⁶ 国連ウィメン、*世界女性の進歩2015-2016*; Tessa Khan。「開発正義を果たせるのか?『持続可能な開発2030アジェンダ』に資金提供する」、国連ウィメン専門家グループ会議に提出された文書、ニューヨーク、2015年11月。

²⁷ Shahra Razavi、「2030アジェンダ:ジェンダー平等と女性の権利を達成するための実施の課題」、*ジェンダーと開発*、第24巻、第1号(これから出版)。

²⁸ 経済的・社会的権利とキリスト教徒援助センター、「ポスト2015年の財政改革」。

退の打撃をやわらげることができる。公共投資には、所得拡大を刺激し、課税所得基盤を拡大しうる潜在的な可能性があるのだ。

33. ジェンダーに配慮した予算編成は、政府が予算編成方針や配分、成果を改善し、ジェンダー平等と女性の人権に対する約束の実現に諸資源を集中させるためのツールである²⁹。そうした予算編成は、財政政策がジェンダー平等にどう影響するかを分析するのにも役立つ。ジェンダーに配慮した予算編成は、国のジェンダー平等機構への資金拠出の慢性的な不足を改善することが正しいことを証拠立てる一助となりうる。ジェンダーに配慮した予算編成は、公共支出の優先順位がいかにより女性と女兒に影響を与えるかを明らかにするだろうし、不平等を是正する手段を明確化し、資金を与える助けとなるだろう。「北京行動綱領」で述べられていたように、ジェンダーに配慮した予算編成は、国内資源の配分を、軍事・防衛支出から³⁰、たとえば、様々な機能や暮らしを支え、安全で弾力性のある地域社会を推進するような物的・社会的インフラへの投資に、割当て先を変えていくことにも役立つ。

C. 政府開発援助(ODA)

34. 政府開発援助はあらゆる途上国にとって、国内資源の動員を補う有効な手立てである。そのことは、「2030 アジェンダ」でも認識されているし、第 59 回婦人の地位委員会の政治宣言でも明言されている通りである(決議 59/1、パラグラフ 6)。このように政府開発援助は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの投資の慢性的不足状況に取り組む上で、決定的に重要である。「2030 アジェンダ」のジェンダーに配慮しながらの実施は、先進諸国が国民総所得の 0.7%を政府開発援助に、0.15%から 0.2%を後発開発途上国に拠出するという長年の誓約を果たすことで、効果的に加速化することができるだろう。経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会の加盟国が行った援助を分析すると、2012 年から 2013 年にかけて行われた援助のうち、ジェンダー平等を主要目標としたのは約 5%であり、副次目標としたのは 25%だった³¹。ジェンダー平等を主要目標とした援助は、医療や教育を優先事項としており、経済部門は考慮に入れていなかった。また同分析によれば、女性市民社会組織に対する援助は、ジェンダー平等への資金提供全体から見るとごくわずかにすぎなかった。

D. 官民の連携関係

35. 「2030 アジェンダ」と女性のエンパワーメントについては、官民の連携関係も不可欠なあり方となってきた。特に上下水道とエネルギーの各部門についてはそう言える。上下水道と電力のサービスは、歴史的には公共投資を通じて整備拡充してきた。1980 年代以降、特に途上国では、こうしたサービスは民間部門に開かれてきた。というのも、官製サービスでは低所得世帯にサービスを提供できなかったり、また政府も公共サービスを資金面で十分支えられず、資金提供を行ってくれるところを探したりしていたからである。その結果生じてきた官民の連携関係は混合した結果となった。官民の連携関係が、信頼できる効果の高いサービスを提供することで女性に好影響を与えているのか、それとも女性が払えないような負担金や利用料金を請求することで女性に悪影響をおよぼしているのか、そのどちらを示す結果も依然として存在する(A/69/156 を参照)。民間部門が水道分野に参入しても、サービスの効率や透明性という点では、大した違いは見られない³²。ただ民間部門の参入によって、地方や遠隔地での水道サービスの提供は以前に比べて不十分になっている。つまり、もし上下水道と電気が誰でも利用可能なものであるべきなら、国は、民間部門による最貧困層女性や世帯への直接援助を可能にするような政策的指針を提供し続けなければならないのだ(A/69/158 を参照)。

²⁹ 国連ウィメン、ジェンダー平等の経費設定に関するハンドブック」(ニューヨーク、2015 年)。

³⁰ ストックホルム国際平和調査機関は、2014 年の世界の軍事支出は推定 1 億 7,760 億ドルで世界の GDP の 2.3%に匹敵すると報告した。www.sipri.org/research/armaments/milex より閲覧可能(2015 年 12 月 4 日にアクセス)。

³¹ ジェンダー平等に関する OECD 開発援助委員会ネットワーク(OENDERNET)、「公約から行動へ：『持続可能な開発目標』の実施におけるジェンダー平等と女性の権利への資金調達」(2014 年 3 月)。

³² Satoko Kishimoto, Emanuele Lobina 及び Olivier Petitjean 編。私たちの公共水道の未来：再都会化に関する世界の経験(国際機関他、アムステルダム、ロンド、パリ・ケーブタウン及びブリュッセル、2015 年)及び国際通貨基金、「民間・公共パートナーシップ」(2004 年 3 月)。www.imf.org/external/np/fad/2004/pifp/eng/031204.htm より閲覧可能(2015 年 12 月 29 日にアクセス)。

36. 官民の提携関係は、エネルギーや遠隔コミュニケーションといった、もともと収益の上がる分野や市場に集中する。だがもし官民の提携関係が、医療や教育といった社会サービスを提供する手段として利用されるなら、女性や女兒に対してすでに存在する不平等や周縁化を、エスカレートさせる危険性がある。たとえば、教育サービスの民営化は、女兒の通学に対して差別的なマイナスの影響を与えてきた([A/HRC/29/30](#)を参照)。公共サービスや社会保障を誰もが利用できるということは、ジェンダー平等の実現に不可欠だが、官民の提携関係があるからと言って、国が、そうした人権関連の義務を果たす責任を免れられるわけではない。「2030 アジェンダ」をジェンダーに配慮しながら実施するという流れで言えば、持続可能な開発に対する民間部門からの資金提供は、国際的な人権基準や、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント・人権を前進させようとする各国の取り組みと足並みをそろえなければならない。こうした官民の提携関係には、「ビジネスと人権に関する指導原則」([A/HRC/17/31](#)、付録)や、関連の ILO 条約、国連ウィメンが打ち立てた女性のエンパワーメント原則、および「国連グローバル・コンパクト」(総会決議 70/1、パラグラフ 67 を参照) も反映させるべきである。

37. 開発援助委員会は、ジェンダー平等に対する政府開発援助の進捗状況を追跡する方法論を開発したが、

これは官民の提携関係や慈善事業などにも広く応用すべき良い実践内容である。ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに対する企業や慈善団体からの支援は、資金提供計画や優先事項の決定を行うことで、影響力を増している。企業や慈善団体による女性・女兒対象の 170 の主な取り組みについて最近分析したものは、ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントに対するそうした団体からの資金提供の結果を追跡するというものだった。分析によれば、その資金提供は選ばれた課題・個々人の受益者に狭く焦点を当てたもので、女性団体への直接的な資金提供はごく限られていた³³。

38. 南南協力は、特に貧困削減や社会保障、技術能力の開発について、国を越えて知識と経験を共有することで、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進することができる。だがそうした協力関係の規模や影響力についての情報はほとんど入手できない。

V. 女性のリーダーシップと女性の市民社会組織が果たす重要な役割

39. 市民社会組織、特に女性の権利団体や人権団体は、改革の推進、生産への影響力、監視行動への参加、説明責任の保持といった役割を果たすことがよく知られていることから、市民社組織、特に女性の権利擁護団体やこれら団体との強力な協調関係は、「2030 アジェンダ」をジェンダーに配慮しながら実施するためには不可欠であろう³⁴。国会、労働組合、協同組合、地域団体などのあらゆるレベルで、女性の権利やジェンダー平等の擁護を行っている人たちの経験やリーダーシップは、「2030 アジェンダ」をジェンダーに配慮しながら実施する取り組みにとって、有益なものとなるだろう。女性団体は、ジェンダー平等のための国の制度を助け、国や地方の計画策定や政策決定を強化し、プログラムやプロジェクトを実施し、政府や地方自治体が宣言している約束の履行状況を部門横断的に監視し、人権履行の義務を負う者たちに説明責任を果たさせることができる。にもかかわらず、多くの状況で、市民社会組織が完全な形で効果的に機能することができなくなっている。たとえば、慢性的な財源不足により、財源へのアクセスがますます規制されるようになってきていること、意思決定プロセスに意義ある形で参加できる局面が少なくなっていること、女性の人権団体や運動に制約が課されるようになってきていることなどである。「2030 アジェンダ」をジェンダーに配慮しながら実施するには、女性のリーダーシップ ([E/CN.6/2015/3](#) を参照) とともに、女性の市民社会組織が完全な形で効果的に参加できることが必要である。そのためには、新たな、より強力な支援と、実質的に増額された資金が必要とされている。

VI. フォローアップと報告、データと説明責任

³³ Julia Miller, Angelika Arutyunova 及び Cindy Clark、「新しい行為者、新しいお金、新しい会話: 女性と女兒のための最近のイニシアティブの地図作成」(トロント、開発における女性の権利協会、2013年)。

³⁴ Razavi、「2030 アジェンダ: ジェンダー平等と女性の権利を達成するための実施の課題」。

40. 「2030 アジェンダ」は、フォローアップと報告のプロセスに関する規定もある。そうしたフォローアップや報告には、各国が自発的に行う報告や各国のデータも含まれ、それらは世界報告や地域報告に寄与することになる。世界レベルでは、持続可能な開発に関する高官政治フォーラムが中心となって、網状に広がったフォローアップや報告全体を監視することになる。そうした網状のネットワークは、「北京行動綱領」などの主な国連会議の成果や、既存の報告の仕組みの上に成り立つことになるだろう。

41. 「2030 アジェンダ」をジェンダーに配慮しながら確実に実施するには、国内プロセスをジェンダー分析に基づかせることが決定的に重要だろう。国別報告書の包摂的で開放的な性質を強めるためには、女性市民社会組織が完全な形で、そうした報告に参加し寄与できることが重要となる。機能委員会など、高官政治フォーラムに寄与するような報告やプロセスは、ジェンダーに関わる問題に対して体系的に取り組まなければならない。ジェンダー平等に取り組む特別機関である婦人の地位委員会は、その特権的な役割を果たして、女性と女兒のためのこうしたプロセスに貢献すべきだが、その一方で、その他の機能委員会や政府間機関は、「2030 アジェンダ」の中の、とりわけそれぞれの専門領域に関係のあるジェンダーの次元に取り組む必要がある。人権条約機関は、その最終見解を含め、そのマンデート内でレビューに寄与できる。

42. 統計委員会の主催の下で活動している SDGs (持続可能な開発目標) 指標に関する機関間専門家グループが、世界の指標枠組を開発している最中であり、実施手段も含めて全目標・ターゲットの達成に向けた進捗状況を、定期的に報告することだろう。世界的な指標枠組は 2016 年 3 月までに統計委員会で決定され、その後経済社会理事会と総会で採択される予定である。

43. SDG ターゲットを監視するための指標の選出は、ただ入手できるデータだけに基づいてなされたわけではなかった。新たな指標や改良された指標は、統計委員会が 2013 年に採用すると決めた最小限のジェンダー指標のセットを超えるジェンダー平等ターゲットのために提案された(E/2013/24-E/CN.3/2013/33)を参照)。データの質は高く、誰もとりのこさないようにするために、なかでも収入・性別・年齢・人種・民族・移民的地位・障害・地理的位置といった基準にもとづいて区分けされることになっている。とりわけ性別という区分けを入れるというこの約束は、ミレニアム開発目標を監視する際に用いられた指標に比べて、大きな前進である。

44. とはいえ、「2030 アジェンダ」が視野に入れる範囲とその望みの大きさにより、データという点で非常に大きな課題が出てくる。既存のデータ源は不十分であり、先進的な統計システムを有する先進国も含めて、多くの国々には現在、SDG ターゲットのすべてを監視できるような統計機能はないのである。性別その他の基準によって区分けされた指標を用いて、すべてのターゲットを定期的に監視できるような新たなデータ・統計システムを開発するには、各国の技術や財政面での協力、国連機関からの支援、女性の人権団体やジェンダー平等の擁護団体など市民社会組織の参加といった多大な取り組みが求められる。

45. 「2030 アジェンダ」のジェンダーに関わる次元を効果的に監視するために必要なデータは本質的なものであり、データの空白を埋めるのに多大な投資や能力開発を必要とするだろう。たとえば、エネルギーや上下水道の女性の利用状況など、多くの分野で、幅広く比較できる基準データは現在存在していない。それから貧困・飢餓・土地保有権の保障に関する女性の経験という分野でもデータは限られている。女性に対する暴力に関する情報源にも限られたデータしかない。無償のケア労働を測定評価するためのデータも同様に限定的である。ケア労働時間の調査に基づく関連データがある国は 75 カ国しかなく、傾向分析を可能にするような調査を複数行っている国はごくわずかしかない³⁵。

46. 技術面や財政面での多大な投資が必要とされている。上記のような課題に取り組む国の統計システムを支援するとか、SDGs をジェンダー平等の視点や国連システムという点から十分に追跡・監視して、結果に対する説明責任を高めるようにするといったことである。国立統計局や関係省庁、ジェンダー平等のための国内機構に対する資金や支援を増やし、能力開発を進めることは、ジェンダー統計の定期的な産出を助けることになるだろう。データ共有やデータ拡散の手段を強化すること、また女性の市民社会

³⁵ 国連ウィメン、「『持続可能な開発 2030 アジェンダ』のジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを監視する：機会と課題」(ニューヨーク、2015 年)。

組織やジェンダー平等の擁護団体も含めて、データの産出者と利用者間での定期的な対話を始めることで、データの入手と利用のどちらも高めることができるだろう。ジェンダー平等の目標とターゲット、それから「2030 アジェンダ」におけるジェンダーの次元をタイムリーに達成できるようにするため、各段階における到達目標、および説明責任の尺度も定めなければならない。こうした目標の達成は、北京行動綱領の完全で効果的で加速化した実施により完全なものとなる。

VII. 結論と勧告

47. 加盟国は、「北京行動綱領」を持続可能な開発の基礎とすることをあらためて主張する。第 60 回婦人の地位委員会の優先テーマは「女性のエンパワーメントと、その持続可能な開発との関連性」であるが、このテーマから、ジェンダー平等、女性・女児のエンパワーメント、および女性・女児の人権の実現は、それ自体が目標であるばかりか、持続可能な開発に不可欠であることが明らかである。経済・社会・環境の 3 つの次元における持続可能な開発の追求は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に具体的に書かれているジェンダー平等の実現に寄与するものでなければならない。女性の人権を、政策や実践、提携関係の変革の中心に据えることで、より公正な社会、包摂的な経済、持続可能な地球を作り出すことが可能となる。「2030 アジェンダ」をジェンダーに配慮する形で実施することは、同時に、「北京行動綱領」や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の実施を加速化することにもつながる。こうした実施は、女性と女児にとっての平等を実質的に高めるものでなくてはならないし、「誰もとりのこさない」ために、多様で部門横断的な不平等にねらいを定めるものでなければならない。

48. 各国が「2030 アジェンダ」を地方でも進めていく過程では、政策調整の改善や、全部門・省庁を横断するようなジェンダーの主流化、内訳の中身の確かなデータが、女性のエンパワーメントを導く環境を作り出すのに不可欠である。それは、政策や法律の改革を推し進め、すべての関係者間での提携関係を強めていくためである。政府のすべてのレベル、部門を通じた国全体でのジェンダー平等のための仕組みは、全体的な実施取り組みを確実に女性と女児のためのものとする重要な役割を果たせるよう、強化されなければならない。そうしたことを可能とする経済的な環境は、様々な資源を用いて、男女平等と女性のエンパワーメントを資金面で効果的に支えるものであるべきである。女性の市民社会組織は「2030 アジェンダ」にあるビジョンが女性と女児にとって現実となるように、大変重要な役割を担っている。

49. 委員会は、その優先テーマを通して、「2030 アジェンダ」、「アディスアベバ行動アジェンダ」及び 2015 年の政治宣言からの公約と進歩を、2030 年までに「プラネット 50-50」の実現に向けた具体的手段と措置にどのように変えるかに関する具体的ガイダンスを提供する機会を有している。そのような「アジェンダ 2030」のジェンダーに配慮した実施が始まるためには、婦人の地位委員会は、以下を各国政府とその他の利害関係者に要請したいと思ってもよからう：

規範的・法的・政策的枠組みの強化

(a) 持続可能な開発と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を含めた女性のエンパワーメントを推進するその他の協定の基礎として「北京行動綱領」の完全かつ効果的実施を促進すること。

(b) 憲法の中にある差別的な法律や規定を廃止し、ジェンダーに対応した非差別的な法律と政策及び女性と女児をエンパワーする一時的特別措置が設置され、その効果的実施を監視することを保障すること。

(c) ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント及びその人権は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施のための国内戦略、ツール、手段の中心であることを保障すること。

(d) ジェンダー平等のための国内政策と戦略とすべての女性と女児のための結果を確保するための持続可能な開発のための国内政策と戦略との間の政策の統合力を確保すること。

(e) 「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を確保するために、あらゆるレベルで、すべての政府部局によるすべての政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化すること。

国内の制度的取り決めの強化

(f) 「2030 アジェンダ」の国内での実施を導き、監督する任務を与えられている制度的構造には、ジェンダー平等のための国内メカニズムが含まれ、その権限内にジェンダー主流化に対する責任を有することを保障すること。

(g) 資金提供とあらゆるレベルの政府のすべてのセクターにおける国のジェンダー平等メカニズムの能力のみならず、権威と権力を強化し、高め、そのようなメカニズムに対する政治的支援と可視性を高めること。

(h) 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施のためのすべての国の企画、意思決定、政策行動及び予算編成プロセスがジェンダーの視点を反映し、すべての女性と女兒に利益を与えることを保障すること。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資金調達するための機能的環境

(i) マクロ経済政策が、ディーセント・ワークの創出、社会保護、インフラ、基本的サービスに資金調達するための資金の動員、ジェンダー、年齢、所得、人種、民族性、移動の状態、障害及び地理的位置のような要因に基づく不平等の削減によってジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成に貢献することを保障すること。

(j) ジェンダー平等を完全に統合し、所得が比較的高いグループ、特に企業、金融セクター及び抽出産業に税の負担を移す累進課税制度を実施することにより、国内資金を動員する財政・金融政策を推進すること。

(k) 国の企画・価格設定、予算編成プロセスがジェンダー平等の目的を支援することを保障するために、ジェンダーに対応した予算編成を採用すること。

(l) 国内資金、政府開発援助、民間セクター及び慈善を含め、あらゆる財源の資金提供を通して、あらゆるセクターにわたって、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための対象を絞った資金調達を増額し、最大限にすること。

(m) 公共支出を監視し、ジェンダー平等の公約に対する説明責任を強化するために、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金の配分に関して追跡し、報告すること。

(n) 違法な金融の流れと脱税を撤廃する目的で、国際協力と規制枠組を強化すること。

(o) 貿易と投資の協定及び女性のエンパワーメントの原則の人権のインパクト評価に関する指導原則である「企業と人権に関する指導原則」を含め、ジェンダー平等と人権の基準に応える社会的に責任があり、説明責任のある民間セクターを推進すること。

(p) ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの基本である公共サービスと社会保護を提携する際に、官民の提携関係の効果を評価すること。

女性のリーダーシップの強化と女性市民社会団体の支援

(q) 女性のリーダーシップと持続可能な開発のあらゆる領域での意思決定への完全かつ平等な参画を可能にすること。

(r) 「2030 アジェンダ」の実施とフォローアップと見直しに完全に参画できるように、いたるところの女性団体とジェンダー平等提唱者のために安全で機能的な環境を醸成すること。

(s) 地方、国内、地域、世界レベルで、女性団体とジェンダー平等提唱者に適切に資金提供すること。

ジェンダーに対応したデータ収集、フォローアップと見直し及び説明責任プロセスの育成

(t) 「2030 アジェンダ」のジェンダーの側面の達成に対するフォローアップ、報告、説明責任に効果的に貢献するために、分類データを立案し、収集し、分析する国内統計局の能力を強化すること。

(u) それぞれの地域に応じた指標が世界的に合意された指標の枠組を明確に反映し、ジェンダーに対応する形で「2030 アジェンダ」全体にわたるすべての目標とターゲットの監視を支援することを保障すること。

(v) 「2030 アジェンダ」のフォローアップと説明責任プロセスへの女性の人権団体とジェンダー平等提唱者を含めた市民社会団体の参画を支援すること。

(w) 高官政治フォーラムに貢献するすべてのプロセスが組織的にジェンダーの視点を統合することを保障すること。

50. 委員会は、国連システムに以下も要請したいと思ってもよからう：

(a) すべての利害関係者との相談を奨励し、分類データとジェンダー統計の収集を促進して、あらゆるレベルで統合された、首尾一貫した政策提言を出すことにより、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」全体の加盟国のジェンダーに対応した実施を支援すること。

(b) 「2030 アジェンダ」の実施、フォローアップ及び見直しへの女性と女兒及びその団体を含めた利害関係者の参画を支援すること。

51. さらに委員会は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの実現を促進するために、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップに貢献し、全見直しプロセスが女性と女兒に利益を与え、2030 年までにジェンダー平等と女性のエンパワーメントの完全実現につながることを保障するために、ジェンダー主流化のために触媒的役割を行使することを確認したいと思ってもよからう。

(西 文子 訳)

第 57 回婦人の地位委員会の合意結論の実施の見直し (E/CN.6/2016/4)

事務総長報告書

概要

本報告書は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に関する第 57 回婦人の地位委員会の合意結論を加盟国が実施してきた程度を見直し評価するものである。本報告書は、この合意結論を実施する際に、国レベルで取られた行動に関連するインパクト、傾向、ギャップ及び課題を概説するものである。現在の見直しは、女性と女兒に対する暴力が、ジェンダー平等と全体的な持続可能な開発の達成に対する障害として認められ、そのような暴力を撤廃し防止するための促進された行動を支援する方法を明らかにする「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の最近の採択に続いて行われたものである。

I. 序論

1. 2015 年に開催された第 59 回婦人の地位委員会で、加盟国は、委員会の新しい作業方法で合意した(経済社会理事会決議 2015/6 を参照)。第 60 回委員会は、以前の会期の優先テーマに関連する合意結論の実施における進歩を評価する際に、初めて、新しい方法を適用する。この方法は、委員会がより厳格に合意結論を見直すことができるようにし、その成果の効果的实施を奨励することになる。

2. 改正された作業方法の一部として、委員会は国レベルで見直しテーマに関して遂げた進歩に関する報告書も検討する(同上を参照)。2016年の委員会の見直しテーマは、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」となる。2010年から2014年までの複数年にわたる作業計画に従って、委員会は、2013年の第57回会期でこのテーマに関する合意結論を採択していた(E/2013/27-E/CN.6/2013/11を参照)。本報告書は、合意結論の実施の見直しを反映する初めての報告書であり、ジェンダー平等と全体的な持続可能な開発の達成にとっての障害として、女性と女兒に対する暴力を認めることにより、ある程度重要な世界的な規範的進歩遂げている「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の最近の採択に続くものである。本報告書は、第60回委員会での加盟国による学んだ教訓、課題及び好事例の任意によるプレゼンテーションを伴うことになる。

3. 委員会は、第42回会期での女性に対する暴力(1998年)、合意結論を採択できなかった第47回会期での女性の人権と女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃(2003年)、第51回会期での女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃(2007年)及び第57回会期での女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止(2013年)という4つの会期で、優先テーマとしてまたは重要問題領域として女性と女兒に対する差別と暴力の問題に重点を置いてきた³⁶。

4. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力をなくすことに関するすべての合意結論は、この問題に関する世界的な規範的枠組を強化し、「北京宣言と行動綱領」の促進された実施に貢献してきた。例えば、第57回委員会の合意結論は、防止への重点を含む包括的な取組を強調し、公的スペースでの安全性、サイバー・ストーキングとサイバーいじめを含め、情報コミュニケーション技術によって提起される新しい危険、ジェンダー関連の殺害の問題及び女性人権擁護者のように、女性に対する暴力の撤廃にコミットしている者を支援し、保護する必要性に対処して、世界的な規範的枠組を拡大してきた。

5. 委員会の合意結論は、「持続可能な開発目標」の「目標5」のターゲット5の2、5の3、つまり公的、私的領域での女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃とすべての有害な慣行の撤廃の採択を通して影響を及ぼし、強化されてきた。

6. 本報告書は、以下の領域、つまり法的・政策的枠組と説明責任の枠組の強化、女性と女兒に対する暴力を防止するための構造的な底辺にある原因と危険要因への対処、女性と女兒に対する暴力に対する多部門的サービス、プログラム、対応の強化とそのような対応のための証拠基盤の改善の領域で、加盟国が合意結論を実施してきた程度を評価するものである。

7. 本報告書は、国レベルでの合意結論の実施に関連するインパクト、傾向、ギャップ及び課題を概説するものである。本報告書は、この合意結論の促進された実施を支援し、達成する方法も明らかにするものである。

8. 本報告書は、本報告書と「北京宣言と行動綱領」と第23回特別総会の成果の実施の見直しと評価に関する事務総長報告書(E/CN.6/2015/3)のために加盟国から受け取った情報³⁷を基にするものである。

II. 合意結論に応じて取られた行動

A. 現在の状況

9. 女性に対する暴力は、合意結論の中で加盟国によって確認されているように、依然として広がった人権侵害である。女性と女兒に対する暴力は、紛争、紛争後及び人道状況を含め、安定した場でも脆弱な場でも、多くの国々で起こっている。女性と女兒は、家庭で、公的スペースで、戦争で、そして最近で

³⁶ <http://www.unwomen.org/en/csw/previous-sessions/older-sessions> を参照。

³⁷ アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ブルガリア、カンボディア、コロンビア、チョコ共和国、ジブティ、エクアドル、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイルランド、イラン・イスラム共和国、イタリア、日本、カザフスタン、ケニア、ラトヴィア、リトアニア、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、パラグアイ、フィリピン、ロシア連邦、サウディアラビア、シンガポール、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウガンダ、英国、米国、ウルグアイ及びパレスチナ国。

は極端主義の状況で継続して暴力に直面している。さらに、この暴力に対処させようとする努力において、女性人権擁護者自身がしばしば標的とされている。しかし、場や状況に関わりなく、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根本原因は、依然として男女間の不平等な力関係及び生活のあらゆる面でのジェンダー不平等と差別である。そのような暴力の防止と対応への包括的取組が、特に市民社会との協働で、女性と女兒に対する暴力をなくすという国際責務とコミットメントに応える加盟国の努力を支援する際に、極めて重要である。市民社会団体は、女性に対する暴力に対処する戦略の開発と実施において明確な知識と専門知識を有しており、この点での努力において特に重要な役割を果たしてきた。合意結論は、そのような統合された包括的な取組を実施するための道程表である。

10. 合意結論の採択以来、女性の暴力の経験についても、報告され文書化された暴力事件についても女性に対する暴力の性質と程度に関するいくつかの重要な調査が、国連機関やその他の国際団体によって発表されてきた。これらは、この問題に対処する何十年もの行動にもかかわらず、女性と女兒に対する暴力の高い割合の根強さを確認している。

11. 2013年6月に、世界保健機関(WHO)とそのパートナーは、35%の女性が生涯にわたって親密なパートナーからの暴力と非パートナーからの性的攻撃を経験していることを示す最近の世界推定を発表した³⁸。この証拠は、WHOとそのパートナーが、女性に対する暴力は疫病に匹敵する世界の公衆衛生の問題であると結論づけることに繋がった³⁸。2015年に、事務局の経済社会問題局の統計部によって提供された女性の暴力の経験に関する最近のデータは、3人に1人の女性が生涯のある時点で身体的または性的暴力を経験したことがあるという証拠を提供して、身体的・性的暴力の高い割合を確認している³⁹。

12. WHO、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)及び国連開発計画(UNDP)によって発表された暴力防止に関する世界の状態報告書2014も、5人中1人の女兒が、推定が3人に1人に近いことを示している国もある状態で、子ども時代に性的に虐待されていたという結果だった⁴⁰。

13. UNODCは、その殺人に関する2014年の世界調査で、男性被害者の匹敵する数字は丁度6%だったが、2014年に殺害されたすべての女性のうちで、約半数がその家族または親密なパートナーによって殺害されたことがわかった⁴¹。人身取引に関してUNODCによって発表されたもう一つの世界報告書で、すべての発見された被害者のうち、女性と女兒が70%を占めていたことがわかった⁴²。国連子ども基金(ユニセフ)は、29カ国の1億3,300万人の女性と女兒が女性性器切除の悪影響を受けており⁴³、今日生きている7億人以上の女性が18歳の誕生日前に結婚させられていることを示す2つの報告書を2014年に発表した。これら女性の3人に1人以上が、15歳前に結婚していた⁴⁴。子ども花嫁は、しばしば、ドメスティック・ヴァイオレンス、虐待、搾取にさらされている⁴⁵。これは、有害な慣行と女性と女兒に対するその他の形態の暴力との間に相関関係があることを示している。

B. 国連のその他の規範的プロセスと作業への合意結論のインパクト

³⁸ 世界保健機関(WHO)他、女性に対する暴力の広がりや親密なパートナーと非パートナーからの性的暴力の保健上の影響の世界及び地域推定(ジュネーブ、2013年)。http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/85239/1/9789241564625_eng.pdf?ua=1より閲覧可能。

³⁹ 世界の女性2015: 傾向と統計(国連出版物、販売番号E.15.XVII.8)を参照。http://unstats.un.org/unsd/gender/downloads/WorldWomen2015_report.pdfより閲覧可能。

⁴⁰ http://www.who.int/violence_injury_prevention/violence/status_report/2014/en/より閲覧可能。

⁴¹ 国連麻薬犯罪事務所(UNODC)、世界殺人調査2013: 傾向、状況、データ(国連出版物、販売番号14.IV.1)。http://www.unodc.org/Documents/gsh/pdfs/2014_GLOBAL_HOMICIDE_BOOK_web.pdfより閲覧可能。

⁴² UNODC、世界人身取引報告書2014(国連出版物、販売番号E.14.V.10)。http://www.unodc.org/documents.data-and-abaktsus/group/GLOTIP_2014_full_report.pdfより閲覧可能。

⁴³ 国連子ども基金(ユニセフ)、女性性器切除/割礼: 未来はどうなるのか(ニューヨーク、2014年)。http://unicef.org/corecode/uploads/document6/uploaded_pdfs/corecode/FGM-C-Brochure-7_15-Final=LR_167.pdfより閲覧可能。

⁴⁴ ユニセフ、子ども結婚をなくす: 進歩と見通し(ニューヨーク、2014年)。http://www.unicef.org/media/files/Child_Marriage_Report_7_17_LR.pdfより閲覧可能。

⁴⁵ 国連人口基金(UNFPA)、「あまりにも幼い結婚: 子ども結婚をなくす」、2012年。

14. ジェンダー不平等と女性の人権の侵害に対処する際の婦人の地位委員会の重要な役割は、その他の規範的政府間プロセスによっても認められており、委員会とのより密接な協働の必要性が強調されてきた(A/HRC/20/28、パラ 52)。

15. 例えば、法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会において、第 57 回婦人の地位委員会からの合意結論のインパクトが目に見える。この作業部会は、例えば、政治的・公的生活における女性差別の撤廃に関するその報告書の中で、横断的問題として女性に対する暴力に対処しており、包括的な法的枠組の採択のような合意結論で規定された通りの措置を採択するよう各国に要請している(A/HRC/23/60、パラ 87 を参照)。

16. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、委員会の合意結論に頻繁に言及している。最も注目すべきものは、2014 年に出された女性に対する暴力に関する発展の 20 年の見直し(A/HRC/26/38)の中で、特別報告者が、委員会が包括的な人権のレンズを通して、この問題、その原因と結果に対して理解を高め、洗練させ、女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃において相当の注意義務を持って行動する責任を高めるために加盟国が実施できる実際の措置を提供してきた(同上)と述べていることである。

17. 第 57 会期の合意結論の採択によって生み出された強い勢いのために、女性と女兒に対する暴力に対処する努力が高まってきた。このことは、「北京宣言と行動綱領」の実施の 20 年後の見直しに当たって、加盟国が行った国内の見直しから推測できる。164 本の国別報告書のほとんどすべてが、女性に対する暴力に対処する措置を説明した。先進国からも開発途上国からも寄せられた好事例には、サヴァイヴアーのための支援サービスとプロトコールの強化(パラグアイと南スーダン)、法的・政策的枠組と説明責任措置のより首尾一貫した実施(アルジェリア、アンゴラ、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ブルガリア、コロンビア、カナダ、ジブティ及びエクアドル)、資金提供の増額(オーストラリア、オーストリア、カナダ及び米国)、改善された監視と評価メカニズム(アルジェリア、オーストラリア、モーリシャス及びメキシコ)が含まれる。

18. 2013 年と 2014 年の国連機関の作業も、合意結論の影響を受けていた。多くが、委員会の役割の重要性を認め、合意結論の採択に繋がる準備への積極的にかかわりを報告した(A/69/222 を参照)。

19. 女性に対する暴力をなくすことへの委員会の重点も、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の「コミット・イニシャティヴ」にさらに弾みをつけている⁴⁶。国連ウィメンと中国政府によって組織され、2015 年 9 月 27 日に開催されたジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する世界指導者会合：行動へのコミットメントで、多くの国家の長と高官政府代表者たちは、女性と女兒に対する暴力をなくすための行動にコミットした。国連ウィメンと国連人口基金(UNFPA)が組織し、1915 年 12 月 9 日と 10 日にイスタンブールでトルコ政府が開催した女性に対する暴力をなくす世界会議も、女性に対する暴力をなくすための進歩を促進することの重要性を再確認した。

C. 合意結論実施の特別領域

20. 加盟国は、女性と女兒に対する暴力をなくすための現在と今後の作業における貢献要因として、合意結論の重要性を確認してきた(コロンビア、アイルランド、スウェーデン及び英国)。女性に対する暴力の削減と撤廃には包括的で統合された取り組みが必要であることを証拠が首尾一貫して示している。

21. 女性と女兒に対する暴力を何とかうまく撤廃し防止してきた国はなく、そのような暴力の広がり依然として世界的に大きいという事実が、防止と対応の領域でもっと多くの作業がなされなければならないことを示している。事件の通報の低さ、司法とサービスへのアクセスに対する既存の障害、法律施行の不十分さ、法律、政策、プログラムを実施するための適切な資金の配分が限定的であることとそのインパクトの監視と評価が不十分であること、進歩を測定するための信頼できるデータが限られていること、多様な利害関係者の間の調整の不適切さを含め、多くの課題がまだ残っている。防止に関しては、暴力が起こることを完全に止めるためにさらなる努力が払われなければならない、ゼロ・トレランスがまだこれから現実のものとならなければならない。

⁴⁶ <http://www.unwomen.org/en/what-we-do/ending-violence-against-women/take-action/commit> を参照。

22. 女性と女兒に対する暴力は、ジェンダー不平等、差別、男女間の不平等な力関係のために起こる。女性の生命があらゆる点で完全に評価されない限り、暴力はひそかに大目に見られる悪化する問題のままであろう。従って、そのような暴力を防止するためには、社会的・経済的・政治的生活のあらゆる側面に浸透している底辺にある構造を改革し、女性と女兒に対する暴力を大目に見、永続化し続けている社会規範を変える努力に重点を置かなければならない。

23. しかし、同時に、そのような暴力の結果に対処し、再発を止めるためには、より包括的な対応が必要である。国々によって、防止にも対応にも強い重点が置かれなければ、女性に対する暴力は変わらず続くであろうし、現在存在する刑事責任免除も受け入れがたい程度のものであろう。

24. 合意結論は、そのような取組を強く提唱しているが、防止と対応に対するそのような包括的取組をどのように効果的に実施できるかを示す好事例はほとんどない。しかし、先進国も開発途上国も、法律と政策、防止、包括的で調整された多部門的サービス及び証拠基盤を改善しようとする努力の好事例を首尾一貫して提供してきた。

法的・政策的枠組と説明責任の実施の強化

25. このセクションの下で(E/2013/27-E/CN.6/2013/11、パラ 14(a)-(bb)を参照)、合意結論は、留保条件なしでの「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の実施の重要性と女性に対する暴力との闘いにおける重要な要因として、法的・政策的枠組を通して全体的なジェンダー不平等と差別に対処することの重要性を強調している。

26. 合意結論は、女性と女兒に対する暴力を禁止し、犯罪とするのみならず、被害者とサヴァイヴァーに防止措置と支援と保護を提供する包括的な法的・政策的枠組を採用するよう利害関係者に要請している。合意結論は、異なった行為者の間の調整とサヴァイヴァーの団体を含めた市民社会の代表者の法律・政策・プログラム開発への参画の必要性も強調している。

27. 合意結論の採択に続いて、加盟国は、継続してその法的・政策的枠組を強化し、女性に対する暴力の形態を犯罪とし、特別なグループの女性のニーズに対処してきた。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、これと闘うことに関する欧州会議条約」(オーストリア、フィンランド及びスロヴェニア)及び「アフリカ女性の権利に関する人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章の議定書」を含めた国際的・地域的な法的・政策的枠組みの遵守は、同様に重要な手段である。

28. 合意結論は、女性に対する暴力は、男女間の構造的な不平等に根があることを確認した。ジェンダー平等を確保し、女性の人権を保護し推進するための法的枠組みは、そのような暴力に対処するために必要である。その目的で、加盟国は、関連規定をその憲法に組み入れ(イラン・イスラム共和国)、特別なジェンダー平等法(ジョージアとイタリア)、最低賃金を上げる(フィリピン)または教育への平等なアクセス(ケニア)を通して女性の経済的エンパワーメントを強化することを目的とする法律を施行することにより、その国内の法的枠組みを継続して高めてきた。

29. 加盟国は、全体的なジェンダー不平等に対処する国内行動計画と戦略の重要な優先事項として、そのような暴力を悪らかにすることにより、ジェンダー平等と女性に対する暴力との間の関連性も認めてきた(カンボディア、チェコ共和国、フィリピン及びスロヴェニア)。国内人権戦略の中には、女性に対する暴力をなくすための行動も含まれているものもあり、片や国内開発戦略は、女性の経済資源へのアクセスの改善を通して、課題と取り組んでいる(ウガンダ)。

30. 強力な法的枠組みの施行を通して刑事責任免除に対処することは、合意結論の重要な重点領域である。加害者の説明責任を確保することに加えて、法律の制定と施行プロセスは、公的討議のプラットフォームとして役立ち、利害関係者間のネットワークを強化し、そのような暴力を大目に見てはならないというメッセージを伝える。これに対応して、国々は、ドメスティック・ヴァイオレンス(ハンガリー)、フェミサイド(コロンビア)、子ども結婚、早期・強制結婚(スロヴェニア、スウェーデン及び英国)、または

サイバーいじめ(ハンガリーとインドネシア)のような新たな形態の暴力を含め、合意結論で強調されている特別な女性に対する暴力行為を犯罪とするためにその刑法と法律を改正してきた。集団強姦を含め(インド)刑罰の宣告と罰金が増え(オーストリア、ハンガリー、カザフスタン、ケニア及び英国)、強姦のような暴力の定義が、拡大されてきた(フィンランド、インド及びラトヴィア)。

31. 好事例は、女性に対する暴力を犯罪とし、被害者/サヴァイヴァーを保護し支援する措置のみならず、防止措置を提供する包括的法律の制定を通して現れつつある(アルゼンチンとウルグァイ)。加盟国の中には、例えば防止(フィリピン)または武力紛争の被害者/サヴァイヴァー(コロンビア)を含め、損害に対する特別基金と補償を通じた被害者/サヴァイヴァーへの支援の強化(インド、イタリア及び米国)のような特別な領域にのみ重点を置く法律を導入しているところもある。国々の中には、家事労働者(フィリピンとサウディアラビア)、または人身取引の被害者(ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イラン・イスラム共和国及び米国)、先住民族女性(米国)及び障害女性(イラン・イスラム共和国)のように、法律が特別なグループの女性に重点を置いているところもある。

32. 合意結論の中で強調されたもう一つの好事例は、市民保護命令の利用可能性である。加盟国は、そのような命令の導入とその適用の改善と増加(オーストリア、ハンガリー及びカザフスタン)またはそのサイバーいじめやストーキングのような新しい形態への延長(インドネシア)に関して報告してきた。

33. 加盟国は、刑事責任免除に対処し、被害者/サヴァイヴァーへの救済策と支援を提供するための司法へのアクセスを確保しなければならない。しかし、合意結論は、特に、効果的な法的支援の提供の要請を通してこの問題に対処したが、そのような支援の提供は、依然として世界的に課題である。好事例には、既存の法律に対する意識啓発(ウガンダ)、無料の法的支援の提供を通すものを含め、法的プロセス全体を通して被害者/サヴァイヴァーを支援するための刑事訴訟法または関連法の改正(アルバニア、イタリア及びパスタチナ国)、裁判所手続で被害者/サヴァイヴァーのための相談や付添の提供(フィンランド)が含まれる。

34. 効果的な国内行動計画は包括的なものであり、あらゆる形態の暴力をカバーするべきである。しかし、各国は、普通、たった一つの形態の暴力、しばしばドメスティック・ヴァイオレンスに対処する国内行動計画を開発する。良い国内行動計画は、防止のための措置、支援サービス、データの収集と分析を含むべきであり(フィンランド、ナミビア及びウガンダ)、明確な予定表、基準、実施のための資金の配分及び監視と評価メカニズムを含むべきである(カンボディア)。合意結論に沿って、防止作業への地域社会のかかわりを通して(オーストラリア)、社会的・文化的規範を変えるために(フィリピン)、防止に関して加盟国の側で重点を高めているようである。民族グループに属している女性、レズビアン、バイセクシュアル、性同一性障害、間性(イタリア)、移動女性(ハンガリー)、人権擁護者(コロンビア)のような重複する形態の差別に直面している特別なグループの女性のニーズにも対処している計画もある。

35. 女性に対する暴力に関する法律の効果的実施は、政治的意思の欠如、法律に関する知識の欠如、法的サービスの提供とアクセスの乏しさ、裁判所の能力の欠如、事件の尋問の遅れ、資格のあるスタッフと職員の不在のために未だに依然として課題である(E/CN.6/2015/3、パラ 124 を参照)。WHO の暴力防止に関する世界の状態報告書 2014 がこのことを再確認しており、133 カ国のうち 80% がドメスティック/家庭内暴力法を制定しているが、僅か 44% しかその完全施行を示していないことを示している。

36. 加盟国は、法律の実施の評価(トルコ)または実施を支援するための専門の助言者の任命(ジョージア)を通してこのような課題に対処する努力を強化してきた。法律執行担当官と司法の能力強化は、特に高官担当官によって支持される定期的訓練プログラムを通して法の施行を改善できよう⁴⁷。専門コースとカリキュラムが弁護士協会で提供され(カンボディア)、警察、検察官、裁判官のジェンダー配慮と法律についての知識を高めるための訓練プログラムが行われてきた国々もある(カンボディア、ジョージア、日本及びリトアニア)。

37. 異なった行為者の間の調整の欠如が、法的・政策的枠組みの実施に対するもう一つの障害であり、合意結論の中で対処されている。この課題に対処するための効果的慣行には、異なった行為者の間の改善

⁴⁷ I. Heise、パートナーからの暴力を防止するために何が有効か---証拠の全体像調査文書(2011年)を参照。

された情報の分かち合い、地方レベルを含めた広範な制度的メカニズムの設立が含まれる(オーストラリア、カンボディア、コロンビア、フィリピン及びウガンダ)。

38. 加盟国は、増加する経済的制約と結果として生じる資金の減少を実施に対する追加の障害として明らかにしている。専用の資金の配分は、国内法、行動計画、女性に対する暴力のプログラムの実施にとって極めて重要であるが、そのような資金の提供に関して報告した国はほとんどない。

39. 法律と政策のインパクトを評価することは(アイルランドとトルコ)、そのような法律と政策が効果的かどうかを決定し(オーストラリア)、今後のイニシアティブを特徴づけるために極めて重要である。特別な制度または独立した機関を設立することは、法律と政策の実施を監視するための効果的方法である(フィンランドとフィリピン)。法的・政策的枠組みの開発と実施と見直しにおいて市民社会団体が果たすことのできる重要な役割が、合意結論の中で特に強調された。女性団体が、女性と女兒に対する暴力をなくすために永続的で効果的な政策開発に与えるインパクトは、40年にわたる70カ国の世界的分析によって確認されてきた⁴⁸。能力開発の提供(オーストラリアとドイツ)または戦略の開発、実施、見直しに市民社会の代表を含めること(カンボディア、チェコ共和国、フィンランド、イタリア、ナミビア、及びフィリピン)によって市民社会との協働を強化することは、好事例である。

女性に対する暴力を防止するために構造的な底辺にある原因と危険要因に対処する

40. もし暴力を撤廃し、防止しなければならないとするならば、防止への包括的取組の採用と実施を通してそのような暴力の根本原因に全体的に対処することが絶対に必要である。合意結論は、すべての女性の人権を推進・保護し、そのエンパワーメントとあらゆるレベルでの参画を推進する措置を通して、そのような暴力の構造的な原因とこれを永続化する社会規範とジェンダー固定観念に対処することによって、女性と女兒に対する暴力と闘うことの重要性に重点を置いている。

41. 合意結論は、尊重し合う関係とジェンダー平等に関する教育プログラムを設立し、意識啓発と地域社会の動員を支援するようにも加盟国に要請した。合意結論は、さらに、女性に対する暴力と闘う際のメディアの役割に対処し、自分の行動に責任を持つよう男性と男児に要請した。

42. 女性と女兒に対する暴力の撤廃を達成する手段として、防止に対処する必要性に対する認識が高まっている。合意結論の採択に続いて、このような暴力に対処しようとする努力が、特に防止の領域で高まっているようである。各国政府は、効果的な介入に関して知識ギャップに対処しようとする努力を強化しており、国連機関の中には、より包括的に、調整して、防止に関してその協働を強化してきたところもある。例えば、英国は、人道の場を含め、女性と女兒に対する防止をカバーする「暴力を防止するには何が有効か」と題する5カ年の調査プログラムを開始している⁴⁹。このプログラムは、革新的慣行、調査及び評価への支援を通して、防止に関連して何に効果があるのかに関する知識を築くための効果的戦略を明らかにすることを目的としている。多くの残るギャップにもかかわらず、地域社会、家庭及び個人という社会のすべてのレベルを対象とする多様な戦略と結びつく時、介入が効果的であり、変革的であることを示す知識基盤が拡大してきた。

43. 第57回委員会の準備作業に基づいて⁵⁰、国際労働機関(ILO)、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、UNDP、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、UNFPA、国連ウィメン及びWHOを含め、国連機関の中には、女性と女兒に対する暴力防止に関する合意結論を実施しようとするその努力で協働したところもあった。その結果、これら機関は、2015年11月25日に開始された女性に対する暴力を防止するための行動を支えるための初めての機関間「枠組」を開発してきた⁵¹。

⁴⁸ Maia Htun 及び S. Laurel Weldon、「漸進的政策変更の市民的起源：世界的視点で女性に対する暴力と闘う、1975-2005」、*アメリカ政治学レビュー*、第106巻、第3号(2012年8月)を参照。

⁴⁹ <http://www.whatworks.co.za/>を参照。

⁵⁰ 女性と女兒に対する暴力の防止に関する専門家グループ会議報告書を参照。 <http://www2.unwomen.org/-media/headquarters/Attachments/sections/library/publications/2012/11/report-of-the-egm-on-prevention-of-violence-against-women-and-girls.pdf?v=1&d=wo141013T121501> より閲覧可能。

⁵¹ 枠組みは、<http://www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2015/11/prevention-framework> より閲覧できる。

44. この「枠組」は、異なった利害関係者の間で防止に対する共通の理解と取り組みを強化し、異なったセクターが果たす役割を明らかにし、女性と女兒に対する暴力を防止するための証拠に基づく戦略の企画と実施を支援することを目的としている。

45. 合意結論は、女性に対する暴力の構造的原因としてジェンダー不平等と差別に対処することの重要性を強調した。そのような相互関連性は、新たに採択された「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の「目標 5」においても確認されてきた。ジェンダー不平等と女性に対する暴力との間の相互関連性を強化する必要性は、女性に対する男性の権威と差別的な所有権を支持する社会規範を含め、ジェンダー不平等が国レベルでの親密なパートナーに対する暴力と関連していることを示す 44 カ国のデータ分析によって強化されてきた⁵²。

46. そのような相互関連性は、公共セクターにおいても民間セクターにおいても、特に科学と技術において(イタリア)女性の意思決定(フィリピン)と教育(インドネシア、イラン・イスラム共和国及びケニア)へのアクセスを高めることにより、国際開発(アイルランドとドイツ)におけるジェンダー不平等に対処しようとする加盟国の努力によって示されている。女性の経済的不平等と取り組むことは、合意結論で強調されているように、特に重要である。加盟国は、女性の起業を奨励する介入(イラン・イスラム共和国、イタリア、ケニア及びフィリピン)、雇用へのアクセスの強化(コロンビア及びサウジアラビア)、監視・報告手続を通して民間セクターによる同一労働同一賃金の確保(ドイツ)を通して、これに対処してきた。

47. 経済的不平等の領域では、長期的に女性と女兒に対する暴力をなくす際に、少額金融プログラムの効果の証拠が出現しつつある。そのようなプログラムは、ジェンダー平等を推進し、男性・男児とより幅広い地域社会を関与させる時に特に効果的である。例えば、南アフリカでは、エイズとジェンダー公正のための少額金融での介入(IMAGE)の評価の結果は、2年にわたって親密なパートナーからの暴力の 55%の減少を示した⁵³。

48. 女性に対する暴力を防止するには、差別と男女の固定観念的役割に繋がり、女性と女兒に対する暴力を大目に見たり、許したりする態度、行為、信念と取り組むことが必要であるが、これは依然として課題のままである(A/69/222 を参照)。女性に対する暴力は、だんだん受け入れられないものになっていることを示す証拠もあるが、妻の殴打のような女性に対する多くの形態の暴力は、世界中の多くの国々で未だに大目に見られている。これは、加盟国がその他の行為者との協働で、意識啓発、地域社会の動員及び教育プログラムを通して、ジェンダー平等と尊重し合う関係を推進するために、男性と男児、地域社会・宗教指導者を含めた広範な利害関係者と継続して協力する必要があることを意味する。

49. 暴力の原因と結果に関する意識啓発とマーケティング・キャンペーンは、女性と女兒の権利、サヴァイヴァーのための利用できる救済策とサービスに対する意識を高め、女性と女兒に対する暴力と差別に対する不寛容を伝える際に重要である。しかし、そのようなキャンペーンがその他の防止戦略で補われない限り特に効果的とは言えないことをますます多くの証拠が示している。報告した国々のほとんどすべてが、しばしば国際的行事の年次記念と関連して、そのような暴力についての意識を高めるキャンペーンに言及した。しかし、そのインパクト及びそれらが定期的開催され、維持され、遠隔地域にまで及ぶのかどうかについては限られた情報しか提供されなかった。

50. 女性に対する暴力に対する意識を高め、そのような暴力を永続化するジェンダー固定観念と社会規範に挑戦する際に、メディアの重要な役割も合意結論の中で認められている。この領域での好事例に沿って、加盟国は、技術を通して起こっている形態の暴力から若い人々を保護し(スウェーデン)、ガイドライン(フィリピン)、規制的枠組み(イタリア)、メディアと広告業者の能力開発(オーストラリア)の開発を通して、ジェンダー非差別的メッセージと女性に対する暴力のジェンダーに配慮した報告を推進するためにメディアと協力してきた。

⁵² L. Heise 及び A. Kotsadam、「パートナーによる暴力の国々にわたり多様なレベルの相関現象: 人口に基づく調査からのデータの分析」、*ランセット世界の保健*、第 3 巻、第 6 号(2015 年)。

⁵³ WHO 及び衛生熱帯医学ロンドン校、*親密なパートナーからの暴力と女性に対する性的暴力: 行動を起こし証拠を生み出す*(WHO、ジュネーブ、2010 年)を参照。

51. 地域社会の動員は、女性と女兒に対する暴力と差別を永続化する規範に挑戦する際のもう一つの重要な介入である。最近の証拠が示しているように、ウガンダにおける HIV と女性に対する暴力を防止するための地域社会の動員は、プログラム介入に続いて、過去 12 カ月にわたって、女性に対する男性による身体的暴力の実際の割合を 52%減少させた⁵⁴。多様な利害関係者に関わり、女性に対する暴力を大目に見る社会規範に挑戦することは、介入の主要な戦略であった。

52. 加盟国は、しばしば、伝統・宗教指導者のかかわりを得て(ウガンダ)、地域社会と学校で、意識啓発活動を行うことにより、女性に対する暴力と有害な慣行に対して地域社会を動員しようとする努力を払ってきた。地域社会動員プログラム、訓練と能力開発活動に男性と男児を関与させるために、特別な努力が払われてきた(ナミビア、スウェーデン及びウガンダ)。女性と女兒と共に男性と男児を対象とする集団教育のような特別介入が地域社会の動員と結びつくとき、より効果的であることを証拠が示している⁵⁵。

53. 地域社会レベルで規範と行動に対処する有望な慣行の中には、女性性器切除のような有害な慣行を思いとどまらせるために立案されたプログラムから来ているものもある⁵⁶。この慣行を思い止まらせることは別に、そのようなプログラムが、女性と女兒に対するその他の形態の暴力に良いインパクトを与えた証拠がある²⁷。ジェンダー不平等、女性に対する暴力、有害な慣行の間のより幅広い相互関連性も、女性性器切除/割礼に関するユニセフ・UNFPA 合同プログラムの第二段階への国連ウィメンのかかわりを通して検討されつつある。

54. 教育制度は、子どもの生活の早い段階で、女性に対する暴力を永続化する社会文化的態度と信念を変えることに向けて貢献できる。同時に、女性と女兒は、しばしば、教育機関内で暴力に直面する。学校改革、通報メカニズム、教員の訓練及び地域社会と親の意識啓発を含む包括的な学校を基盤としたプログラムが最も効果的であることがわかっている⁵⁷が、ほんの僅かな国々で設置されているようである(エクアドル)。国々の中には、包括的な性教育(ドイツとフィリピン)、教員のための専門訓練と一般の意識啓発が、女性と女兒に対する暴力、平和な関係、ジェンダー平等と人権に関して教員、学生及び親の意識を啓発するために提供されてきた(フィンランド、ジョージア、ハンガリー、インド、イラン・イスラム共和国及びイタリア)。有害なジェンダー固定観念を撤廃することを目的とするその他の有望な努力には、学校のカリキュラムの開発または改訂(カンボディアとフィリピン)、暴力への対応の強化並びに教育機関内でのそのような対応の監視と評価(ケニア、フィリピン及びスウェーデン)が含まれる。

55. 加盟国は、防止介入を実施するための資金の配分とその持続可能性とインパクトに関しては限られた情報しか提供しなかった。残念なことに、ほとんどの場合、努力は長期的な防止戦略の一部というよりはむしろまとまりのないものであるようであり、これでは効果的である可能性はあまりない(E/CN.6/2015/3 を参照)。

他部門的サービス、プログラム及び対応

56. 被害者/サヴァイヴァーのニーズに対して効果的対応を提供するためには、多部門的サービス、プログラム及び対応が、包括的で、調整され、アクセスできるものであるべきである。これらは、合意結論で強調されたように、適切に資金提供され、持続可能で、あらゆる利用可能な技術によって支援されなければならない。おびただしい数のサービスと対応には、警察と司法セクターによって提供されるもの、性と生殖に関する健康を含めた保健ケア・サービス及びカウンセリング、シェルター、24 時間のホットライン及び子どもサービスを含めた社会サービスが含まれる。合意結論は、そのようなサービスが女性の長期的回復とエンパワーメントを支援する必要性も強調している。リファーマル・プロセスを含め、サービスを調整するために、特別措置が取られるべきである(E/2013/27-E/CN.6/2013/11、パラ 34(ddd)及び(eee)を参照)。

⁵⁴ Tanya Abramsky 他、「SASA!調査の結果」、*BMC 医学*、第 12 巻(2014 年)を参照。http://www.biomedcentral.com/1741-7015/12/122 より閲覧可能。

⁵⁵ Diana J. Arango 他、「ジェンダー平等と開発：女性と女兒に対する暴力を防止またはなくすための介入：見直しの組織的見直し」、*女性の声と働き調査シリーズ*、第 10 巻(2014 年)を参照。

⁵⁶ ユニセフ・イノセンティ調査センター、*社会変革の力学：アフリカ 5 カ国での女性性器切除廃絶に向けて*(ユニセフ、イタリア、フローレンス、2010 年)を参照。

⁵⁷ 上場、巻末註 35。

57. 合意結論のこのセクションの重要な部分は、女性と女兒に対する暴力に関連するすべての保健上の結果に対処するために、料金が手頃な保健ケア制度への女性のアクセスを改善する必要性と HIV とエイズ及びそのような暴力との間の関連性に対処する努力を促進する必要性を強調している。合意結論の中で、加盟国は、保健ケア・サービスを拡大し、暴力からの保護と支援を求めている女性のための妊産婦・性と生殖に関する健康ケア・センターを強化するよう求められている(同上、パラ 34(hhh)-(III)を参照)。

58. 女性と女兒のためにサービスを提供する際の課題には、その利用可能性と範囲が限られていること、首尾一貫しない調整、不十分な警察と司法の対応、被害者のための長期的サービスの提供が限られていること及びサービス提供の質が不適切であることが含まれる(E/CN.6/2013/3、パラ 27、28、31 及び 32 を参照)。

59. ほとんどすべての加盟国が、24 時間ホットライン、警察対応と法的支援へのアクセス、司法サービス、シェルター、保健ケアと心理社会的カウンセリング、強姦危機センター及びワン・ストップ・センターを含め、様々な多部門的サービスに言及してきた。合意結論に沿って、オーストラリアと米国は、被害者/サバイバーを支援する技術の利用に言及してきた。しかし、そのような努力、サービスへのアクセス、助けを求める女性の意向は、依然として低い。利用できるデータによれば、何らかの支援を求める女性は 40%未満であり、その中で警察から助けを求めた女性は僅か 10%であった(同上、脚注 8 を参照)。

60. 合意結論で概説された措置に沿って、国々の中には人身取引被害者に (アルバニア、オーストリア、ベラルーシ、ドイツ、イタリア、ラトヴィア、フィリピン、スイス、ウルグアイ及び米国)または自然災害のような危機的状況中に国内避難させられた女性に(フィリピン)サービスを提供した。女性と女兒のための長期にわたる支援の提供は、その完全回復と社会復帰を確保するために絶対に必要であるが、これはほとんどすべての加盟国にとっては依然として継続する課題である。

61. サービスの調整は、整理統合された方法ですべての必要なサービスへの直接的アクセスを確保し、暴力を経験している女性の再被害の危険をなくすために極めて重要である。効果的調整は、リファールルの経路とプロトコル及びその他のサービスの間の協定を通して達成できる。加盟国のサービスの調整は、特別なタスク・フォースまたは作業部会(アルゼンチン、ベラルーシ、カンボディア、フィンランド、イタリア、ケニア、モザンビーク、パラグアイ及びウガンダ)を含めた調整メカニズムから、プロトコル、理解覚書、リファールルの経路、または事件管理会議(アルバニア、カンボディア、イタリア、パラグアイ、トルコ及びパレスチナ国)のような調整プロセスに至るまで継続して変化している。こういった努力にもかかわらず、サービスの間の効果的で首尾一貫した調整には未だにかなりのギャップと課題がある。

62. サービスが完全に効果的であるためには、これらが調整されなければならないのみならず、サービスにアクセスし利用する際に女性と女兒の信頼を築くために重要である質が高いものでなければならない。質の高いサービスは、移動女性、先住民族女性及びその他の周縁化されている地域社会の女性のような(オーストラリア、コロンビア、エクアドル、フィリピン及び米国)重複する差別を受けている女性を含め、すべての女性に対応するものである。

63. 好事例に基づくガイドライン、最低基準またはプロトコルは、提供されるサービスが首尾一貫して質の高いものであることを保障できる。加盟国の中には、提供されるサービスの質を改善するためにそのような事例を利用しているところもある(ベラルーシ、カンボディア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、ケニア、スウェーデン、ウガンダ及び米国)。人道の場で、国際基準に沿ってリファールル・ガイドラインもシェルターの設立に関するガイドラインも(ウガンダ)、保健ケアと社会サービス提供者のためのガイドライン(スウェーデン)、シェルターで働く専門家のためのプロトコル(ハンガリー)も開発している国々もある。

64. サービスは、女性と女兒に対応する正しい態度、知識、技術を持つ資格のあるスタッフを通してジェンダーに配慮した対応を提供しなくてはならない。さらに、サービス提供者の能力開発は、定期的に更新され、被害者/サバイバーの経験を伝えられるべきである。

65. 異なったセクターからのサービス提供者の訓練と能力開発は、多くの国々にとって(コロンビア、ギリシャ、イタリア、フィリピン、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、トルコ及び米国)依然として優先事項であるが、多くの加盟国(オーストリア、チェコ共和国、日本及びケニア)は、司法セクターからの専門家の能力開発だけに重点を置いている。定期的で継続中の能力開発は、警察と司法セクターの根強い差別的態度を仮定すれば、そのような訓練のインパクトと同様に依然として課題である。

66. サービスは、国中で利用できるものでなければならないが、都会地域の外では滅多に提供されない。この課題に対処するための有望な努力には、農山漁村・遠隔地域での移動ユニットを通じたサービスの提供が含まれる(ウルグアイ)。さらに、女性はサービスにアクセスするときに、そのようなサービスの利用可能性と自分の権利について意識する必要がある。捜査プロセス、法的手続きと裁判所手続、支援サービスへのアクセス、被害者/サバイバーの権利及び補償へのアクセスを含め、被害者/サバイバーのための情報の提供は、そのような意識啓発の好事例である(オーストリア、ベラルーシ、日本、スロヴェニア及びスイス)。

67. 合意結論の採択以来、国連システムは、多部門的サービスの質を高めるためにかなりの作業を行ってきた。例えば、保健、警察と司法及び社会サービスの領域での質の高いサービスの提供と調整とガバナンスに関する行動のためのガイドラインより成る「基本サービス・パッケージ」が開発されてきた⁵⁸。このパッケージは、国連ウィメン、UNFPA、WHO、UNDP 及び UNODC を含む 5 つの国連機関のパートナーシップであり、オーストラリア政府とスペイン政府が支援する「暴力を受けた女性と女兒のための基本サービス合同世界プログラム」の一部を形成している。

68. 第 57 回委員会の合意結論は、男性の暴力的行為を変え(アルバニア、チェコ共和国、アイルランド、シンガポール及びスロヴェニア)、警察隊の女性の数を増やすことにより、ジェンダーに配慮した対応を強化する(インドと日本)ことを目的とする加害者プログラムの開発を含め、女性と女兒に対する暴力に対処するサービス、対応及びプログラムの提供を改善するために、加盟国によって取られたその他の措置を強調した。

69. 国々の中には、特に妊産婦、性と生殖に関する健康のための保健ケア関連のサービスを改善したところもあれば(アルゼンチン、アイルランド、イラン・イスラム共和国、モザンビーク、フィリピン及びウガンダ)、HIV に対処するための措置を開発したところもあるが(アルゼンチン、コロンビア、イラン・イスラム共和国及びフィリピン)、HIV と暴力を経験している女性と女兒との間の関連性を強調した(米国)したところはほとんどなかった。国々が取り上げてきた合意結論に沿ったその他の特別なイニシアティブには、学校における女兒に対する暴力への特別対応、義務的通報及び生徒を虐待する教師に対する懲罰の増加(エクアドル、ケニア及びモザンビーク)が含まれる。

70. 効果的に調整された多部門的サービスと対応の重要な構成要素は、継続中の監視と評価と倫理的データ収集プロセスを通じたその効果の評価である。監視と評価の重要性にもかかわらず、そのようなプロセスを設置している国はほとんどない。好事例には、サービス提供の質の評価への市民社会団体と被害者/サバイバーの参画(アイルランド)並びにそのようなサービスへのアクセスの程度の評価(フィリピンと英国)が含まれる。多部門的サービス、プログラム及び対応へのアクセスと質の評価は、そのようなサービスの提供のための十分な資金の配分とその効果の監視と評価と同様に、依然として重要なギャップである。そのようなサービスを提供する際に、重要な役割と専門知識を有する市民社会団体への資金提供は増額される必要があり、その役割が認められ、さらに強化される必要がある。

証拠を改善する

71. 合意結論には、女性と女兒に対する暴力の原因に関する調査と分析、データ収集、監視と評価メカニズム及び好事例の分かち合いに関する措置が含まれている(E/2013/27-E/CN.6/2013/11、パラ 34 (mmm)-(qqq)を参照)。

⁵⁸ <http://www.endvawnow.org/en/initiatives-articles/14-essential-services-package.html> を参照。

72. 広がりのデータは、様々な型の暴力とその結果に対する理解を高め、高い危険にさらされているグループとその特別な条件を明らかにし、助けを求めることに対する障害を探求し、適切な対応が提供されつつあることを保障する。従って、女性に対する暴力を測定することは、国際アジェンダでますます優先事項となっている。

73. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に、私的・公的領域でのすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するためのターゲット(ターゲット 5 の 2)とすべての有害な慣行を撤廃するターゲット(5 の 3)を含めるには、国際的に首尾一貫した、比較できる広がりのデータの収集が必要である。これは、世界中で女性と女兒に対する暴力の削減と最終的撤廃を測定するであろう。指標はまだこれから合意されなければならないが、女性に対する暴力を測定するための 9 つの核心となる指標⁵⁹や最低限の一連のジェンダー指標⁶⁰のような国連政府間プロセスの以前の作業に基づくべきである。「持続可能な開発目標」の世界的監視のための指標は、2016 年 3 月に統計委員会によって承認され、女性と女兒に対する暴力に対処する際に、国家の説明責任の監視にもかなり貢献するであろう。

74. 女性に対する暴力の広がりに関するデータは、現在 102 カ国で利用でき³⁹、最近の分析は、1995 年から 2014 年までの期間に、40 カ国以上が、少なくとも 2 つの調査を行ったことを強調している³⁹。同じ方法論で、定期的にそのような調査を行うことは、時が経つにつれての変化が分析できるので好事例である³⁹(アルバニア、オーストラリア、エクアドル、フィンランド及び米国)。しかし、利用できるデータが限られておりまたは全くない国々の割合が依然として高く、これが新しい持続可能な開発アジェンダの生命にわたって変化を測定することに対して課題となっている。

75. 行政データの収集と管理は、サービス提供と法律・政策・プログラムに関連する情報の質を強化するために極めて重要である。そのようなデータを収集する際に、被害者/サヴァイヴァーの声を含め、質的・量的データを収集することは、好事例である。データは、特にサービスが調整される時には、被害者/サヴァイヴァーの機密性とプライバシーを確保するために倫理的に収集され、分かち合われるべきである。情報共有協定と適切な技術上のシステムが、不必要な情報を暴露する危険を減らし、被害者/サヴァイヴァーがサービス提供者にその経験の詳細を明らかにする必要性を減らすために設置されるべきである。

76. 行政データの収集は、すべてのサービスの中で起こるべきであるが、多くの加盟国はしばしば、警察と司法セクターによって収集されたデータにのみ頼っている(オーストリア、ドイツ、ナミビア及びスロヴェニア)。合意結論の中で概説された措置に沿って、国々の中には、あるサービスまたはすべてのサービス内の行政データの収集と記録を改善したところもある(インド、イタリア、アイルランド、パラグアイ及びウガンダ)。

77. 情報への直接的アクセスができ、安全性と保護を確保する電子システムを通じた行政データの収集と管理(アルバニア、フィリピン及びウガンダ)は、様々なセクターにわたって行政データ収集のための指標の標準化がそうであるように(パラグアイ)、好事例である。

78. 女性と女兒に対する暴力の調査と分析は、暴力の原因、その影響を緩和するために何ができるか、そもそも暴力が再発したり起こったりするのをどのように防ぐことができるのかについての知識基盤と理解を改善する。従って、多くの加盟国は、暴力の経済的・社会的コスト(オーストラリア、カンボディア、コロンビア、チェコ共和国、ジブティ、フィンランド、アイルランド、イラン・イスラム共和国、ケニア、ノルウェー、シンガポール、スイス及びウガンダ)を含め、ジェンダー不平等と女性に対する暴力、その原因と結果の異なった側面に関する調査と研究を行ってきた。その他の好事例には、女性に対する暴力の調査を専門にする機関の開発(オーストラリア)が含まれる。

III. 結論と勧告

⁵⁹ E/CN.3/2011/5 を参照。 <http://unstats.un.org/unsd/statcom/doc11/2011-5-FOC-GenderStats-E.pdf> より閲覧可能。

⁶⁰ <http://genderstats.org/> を参照。

79. 第 57 回婦人の地位委員会の合意結論は、女性と女兒に対する暴力の撤廃と防止に関する規範的枠組みをさらに強化し、この問題に対処するその他の政府間プロセスに機動力を提供してきた。
80. 第 57 回会期は、加盟国と国連機関に行動を起こす勢いを高めた。法的・政策的・説明責任枠組、意識啓発、能力開発、教育プログラム、多部門的サービスの改善、データ収集及び調査と分析を強化する点での好事例と解決策がますます利用できるようになってきている。今では、特別な形態の暴力と女性と女兒の特別なグループのニーズ対応する際に、土台にできるより多くの経験がある。
81. 暴力防止に関連して何に効果があるのかに関する証拠基盤をどのように開発するのかについてのより良い知識がますます利用できるようになってきている。暴力を防止する措置の実施における市民社会団体の重要な役割は極めて重要で、認められる必要がある。市民社会団体に提供される支援と政府と市民社会との間に協力関係が生まれる方法に関する証拠基盤は乏しい。
82. 特に防止と質の高いサービスの提供の領域で、国連システムの諸機関の間で調整と協働が改善してきた。
83. 合意結論の新たな規範的進歩にもかかわらず、ほんの僅かな数の加盟国しか、情報、コミュニケーション、技術が女性と女性に提起する危険と女性人権擁護者を含め、関連する問題に対処してこなかった。
84. 達成された進歩にもかかわらず、女性に対する暴力の広がりには依然として受け入れがたいものであり、世界と国内の法的・政策的枠組みの実施は、遅く、不均衡である。残る課題には、法、政策及びプログラムを実施するための資金の配分が限られていることとそのインパクトの監視と評価が不十分であること、女性に対する暴力を防止するための介入において取られる取組が場当たり的であること、進歩を監視するために信頼できるデータが限られていること、多様な利害関係者間の調整が限られていること、事件発生時の通報が少ないこと、被害者/サヴァイヴァーの事件を扱う担当官の差別的態度及び法律の施行の不十分さが含まれる。
85. 合意結論と女性と女兒に対する暴力に関するより幅広い規範的枠組みの実施を促進するために、加盟国は、女性に対する暴力の根本原因として、ジェンダー不平等と差別に継続して対処し、この目的で国のジェンダー平等メカニズムの役割を強化するべきである。
86. 加盟国は、緊急性を感じて、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する世界指導者会議」で国家の長によってなされたコミットメント：「行動へのコミットメント」を含め、既存のコミットメントにも基づき、これを実施するべきである。
87. 加盟国は、女性と女兒に対する暴力の防止と対応に対する包括的な取組を採用し、この点で、司法、財務、社会保護の領域の異なった政府セクターの間の調整を確保するべきである。加盟国は、特別なグループの女性と女兒のニーズに対処する対象を絞った措置も採用し、取られたすべての措置のインパクトの適切な監視と評価を行うべきである。
88. すべての加盟国による財政投資は、多部門的サービスの提供を改善し、司法セクターの対応を強化し、加害者の訴追、被害者/サヴァイヴァーの保護及び女性と女兒に対する暴力の防止を確保する措置を強化するために、かなり増額されなければならない。
89. 法律と政策は、包括的なものであり完全に実施されなければならない。差別的な社会規範、ジェンダー固定観念、態度、信念及び行動は、暴力と差別が決して大目に見られず、受容されもしなければ、永続化もされないことを保障するために変えられなければならない。サービスは、永続的支援が提供される状態で、範囲と質において首尾一貫していなければならない。新しい持続可能な開発アジェンダの実施における進歩を測定するための指標に従って、データは比較でき、首尾一貫したものであるように国際基準に沿って収集されなければならない。
90. 加盟国が「持続可能な開発 2030」のターゲットを国内の状況に向けることは、野心的な世界的ターゲットによって導かれ、国際的な人権基準と責務に従うものである。

91. 委員会でなされたコミットメントを行動に変えるために、加盟国は、市民社会と協働し、措置のインパクトを見直し、継続中の委員会の審議と成果を特徴付けるために、進歩、ギャップ及び好事例を分かち合うべきである。

92. 国連システムは、合意結論の実施を促進し、国内行動が国際規範と基準に従っていることを保障するために加盟国を支援するべきである。

93. 国々は、世界レベルで成功した介入の再現を通し、女性と女兒に対する暴力の防止と対応への包括的取組を保障して、緊急の問題として進歩を促進することにより、すべての合意結論を実施するべきである。加盟国は、新しい持続可能な開発アジェンダのターゲット 5 の 2 と 5 の 3 に応える際に、国内レベルでの進歩を促進するために、包括的取組のインパクトを評価するプロセスも強化するべきである。

(房野 桂 訳)

優先テーマ「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」 の下で開催される閣僚ラウンド・テーブルの討議ガイド (E/CN.6/2016/5)

事務局メモ

I. 序論

1. 経済社会理事会は、婦人の地位委員会の今後の作業組織と方法に関するその決議 2015/6 の中で、委員会の会期には、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント並びにその人権の実現への政治的コミットメントを再確認し、強化し、高官のかかわりと委員会の審議の可視性を確保するために閣僚セグメントが含まれ、このセグメントには閣僚ラウンド・テーブルまたはその他の高官意見交換対話が含まれることを決定した。

2. この決定に加えて、第 60 回委員会の優先テーマ、つまり、「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」の下で生じる重要な問題への高官のかかわりの機会を閣僚に提供するために、第 60 回委員会が閣僚ラウンド・テーブルを開催することが提案されている。

II. 組織上の問題

A. テーマとトピック

3. 優先テーマ「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」の下で、委員会は、以下のトピックに関して 4 つの閣僚ラウンド・テーブルを開催する：

(a) ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内の制度的取り決めに強化する。

(b) ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための規範的・法的・政策的枠組を強化する。

(c) 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達。

(d) ジェンダーに対応したデータの立案、収集、分析を育成する。

4. 閣僚ラウンド・テーブルは、提案されたトピックに関連する経験、学んだ教訓、好事例の交換に重点を置くべきである。閣僚たちは、加盟国が「2030 アジェンダ」の全体的実施に対する野心的な国内対応を開発している時に、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント並びにその人権の実現を考察す

るよう奨励される。閣僚たちは、国内の対応が、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成と「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で、促進された実施に効果的に貢献することを保障するために必要であり、計画されている手段と措置を強調するよう奨励される。

B. 参加者

5. 閣僚ラウンド・テーブルは、第 60 回委員会に出席している閣僚に、対話と討議に関わる機会を提供する。閣僚ラウンド・テーブルは全ての委員国とオブザーヴァーに開かれる。

6. 閣僚たちは、予備の選択肢 1 つを添えて前以て、できれば 2016 年 2 月 29 日までに参加したい閣僚ラウンド・テーブルを伝えるよう勧められる。約 15 名から 20 名の閣僚が、それぞれのラウンド・テーブルに参加することが期待されている。議長は、それぞれのラウンド・テーブルに申し込んだ閣僚の名簿を持っているであろうが、発言者のリストは前以て準備されない。

C. 時間と場所

7. 閣僚ラウンド・テーブルは、下記に述べる時間と場所で、2016 年 3 月 14 日(月)の午後 3 時から 6 時まで、ニューヨークの本部で開催される:

ラウンド・テーブル	時間	場所
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内の制度的取り決めの強化	3-4.30p.m.	会議室 4
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための規範的・法的・政策的枠組の強化	4.30-6p.m.	会議室 4
「2030 アジェンダ」におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達	3-4.30p.m.	会議室 1
ジェンダーに対応したデータの立案・収集・分析の育成	4.30-6p.m.	会議室 1

8. 閣僚ラウンド・テーブルの議長は、司会者に支えられて、意見交換を促進する目的で討議を導く。発言は 3 分を超えないこととし、重点は対話に置かれることとする。閣僚たちは、対話中になされた発言に関して質問やコメントを行うよう奨励される。時間が許せば、閣僚たちは、複数回発言する機会が与えられるかも知れない。文書によるステートメントは行わないよう強く求められる。

D. 成果

9. 閣僚ラウンド・テーブルの成果は、議長の概要という形を取る。

III. 閣僚ラウンド・テーブルで討議される項目

A. 背景

10. 2016 年の第 60 回婦人の地位委員会は、「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」をその優先テーマとする。会期の状況は、「北京宣言と行動綱領」の 20 周年とその実施の世界的見直し (E/CN.6/2015/3 を参照)、第 3 回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ・アジェンダ」 (A/RES/69/313、付録)及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」 (A/RES/70/1)によって形成される。

11. ジェンダー平等への配慮は、宣言、目標とターゲット、実施手段、世界的パートナーシップ、フォローアップと見直しを含め、「2030 アジェンダ」全体を通して統合的に反映されている。これらは、その達成にとって重要であり、つまり、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの実現がすべての「目標」とターゲットにわたる進歩に重要な貢献をするであろう(同上、パラ 20)。ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワーするための「目標 5」には、2015 年までにあらゆるレベルの教育で、ジェンダー格差をなくすという「ミレニアム開発目標 3」の 1 つのターゲットをはるかに超える 6 つの実体的ターゲットと 3 つの実施手段のターゲットが含まれている。「目標 5」のターゲットに加えて、他の「目標」のターゲットも包括的な一連の問題をカバーしている。その中に、貧困、飢餓、保健、教育、水と衛生施設、雇用、都会、気候変動、平和で包摂的社会及びデータのジェンダーの側面が

ある。これらは、「ミレニアム開発目標」のより限られた重点とそのジェンダー平等の点での不均衡な結果を詳説して有用である(E/CN.6/2014/3)。「持続可能な開発目標」は、女性と女兒のために結果を生むよい立場にある。

12. 持続可能な開発のジェンダーの側面は、「目標 5」と「2030 アジェンダ」全体に十分に反映されている。ターゲット 5 の 1 は、いたるところですべての女性と女兒のあらゆる形態の差別の終結を要請している。ターゲット 5 の 2 は、私的領域においても公的領域においても、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃を要請しており、ターゲット 5 の 3 は、子ども結婚と女性性器切除のような有害な慣行の撤廃を要請している。ターゲット 5 の 4 は、無償のケア労働と家事労働を認め、評価することに言及している。「ミレニアム開発目標 3」の議会の代表者数の指標を超えて、ターゲット 5 の 5 は、政治的・経済的・公的生活におけるあらゆるレベルの意思決定での平等なリーダーシップの機会を含め、女性の完全で効果的な参画を要求している。ターゲット 5 の 6 は、性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスに関連している。資源と資産の所有へのアクセスにおける構造的不平等は、土地を含めた経済資源への女性の平等な権利を確保する改革を通して、ターゲット 5 の a で対処されている。ターゲット 5 の b と 5 の c は、女性のエンパワーメントを技術の利用とジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進のための政策と法律の強化と関連付けている。

13. ジェンダー平等への配慮は、この枠組全体を通して主流化されている。これは、例えば、至るところであらゆる形態の貧困をなくす「目標 1」の下で反映されている。ターゲット 1 の 2、1 の 4 及び 1 の b はそれぞれ、貧困の中で暮らす男性、女性、子どもの割合を半減すること、貧しい男性と女性が、土地を含めた経済資源、天然資源及び基本的サービスと金融サービスにアクセスできることを保障すること、貧困者に味方するジェンダーに配慮した政策と投資を可能にすることをカバーしている。経済成長、雇用、ディーセント・ワークに関する「目標 8」の下で、ターゲット 8 の 5 は、若者と障害者を含めたすべての女性と男性のための完全かつ生産的雇用とディーセント・ワーク及び同一価値労働同一賃金に関係している。安全で持続可能な都市に関する「目標 11」の下で、ターゲット 11 の 7 は、特に女性と子ども、高齢者及び障害者のための安全で包摂的でアクセスできる緑の公共スペースへの普遍的アクセスを要請している。これらジェンダーに配慮したターゲットは、必要ではあるが十分ではない。「2030 アジェンダ」全体は、ジェンダーに対応した実施を通して女性と女兒のために期待に沿った結果を出さなければならない。

14. 「2030 アジェンダ」は、透明性があり、説明責任があり、測定できる方法でジェンダーに配慮した持続可能な開発に重要な投資をするための鍵となる機会を提供している。国際社会が持続可能な開発のための新しい普遍的アジェンダを実施し始めるにつれて、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントと人権を実現するための機能的条件が高められなければならない。新しい「アジェンダ」の規模と野心は、実施を確保するために、変革的な資金調達と強化されたパートナーシップ、政策及び制度を要請している。

15. 第 59 回婦人の地位委員会の「政治宣言」の中で、加盟国は、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的实施を促進するよう要請された。2030 年は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを実現する期限と定められた(E/2015/27 を参照)。「アジェンダ 2030」の採択に続く第 1 回会期で、婦人の地位委員会には、ジェンダーに配慮した「2030 アジェンダ」の実施のためにさらに勢いをつけるユニークな機会がある。

16. ラウンド・テーブル中に、閣僚たちは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを実現するために、「北京宣言と行動綱領」及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の完全かつ効果的实施を促進するために、以下の問題を討議し、する必要のあることに重点を置くよう奨励される。閣僚たちは、何に効果があるのか、何を必要とするのか、誰が必要な措置と手段を取るのかを明らかにするよう要請される。閣僚たちは、本討議ガイドを利用し、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の実施の見直しと評価に関する事務総長報告書(E/CN.6/2015/3)を参照するようにも奨励される。

B. 討議ガイド

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内の制度的取り決めの強化

17. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の幅と範囲を仮定すれば、政府のあらゆる部分が、その実施に関わることになる。ジェンダーに対応した制度的取り決めは、意思決定、政策行動、予算編成が、ジェンダー配慮を反映し、すべての女性と女兒に利益を与えることを保障するために、政府のすべての部門にわたって促進されるべきである。首尾一貫した統合力のあるジェンダー主流化は、既存の制度的構造とメカニズムに基づくべきである。しかし、状況によっては、部門にわたる多様な利害関係者の協議機関または国内運営委員会のような新しい制度的手段が設立される必要があるであろう。

18. ジェンダー平等メカニズムが、準国家、地方レベルに到達するために、部門にわたって水平的に、分権的に「2030 アジェンダ」の実施を支援するために再活性化され、強化されるべきである。ジェンダー・フォーカル・ポイントまたは関連省庁における作業部会が支援され、調整されるべきである。地方自治体における分権化されたジェンダー平等メカニズムが、現地での調整された実施を確保するために不可欠であろう。女性の市民社会団体とジェンダー平等の専門家との協議メカニズムも強化されるべきである。増額された資金提供とジェンダー平等メカニズムへの支援は、部門と省庁にわたる政策調整とジェンダー主流化、政策の促進と法改革、NGO 行為者との協力、通報と説明責任を改善するために必要である。

19. 閣僚たちは、対話中に以下の質問を討議するよう要請される:

(a)意思決定、政策行動及び予算編成が、ジェンダー問題を反映し、すべての女性と女兒に利益を与えることを保障するために、政府のすべての省庁や部門にわたって国内の制度的取り決めのどのような例が存在するのか?

(b)技術的・戦略的能力、意思決定力及び国内のジェンダー平等メカニズムの可視性をどのように強化し、拡大することができるのか?

(c)政府のあらゆるレベル及び部門が、目標とターゲットに等しく注意して「2030 アジェンダ」の実施に関わることを保障するために、ジェンダー主流化はどのように強化できるのか?

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための規範的・法的・政策的枠組を強化する

20. 「2030 アジェンダ」のジェンダーの側面の実施に繋がる規範的・法的・政策的枠組は、国内法と政策におけるジェンダー平等と女性の人権への既存のコミットメントに基づくべきである。これには、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「北京宣言と行動綱領」のような国際規範と基準が含まれる。従って、国家は、責務の担い手として、ジェンダーに対応した非差別的な法律、政策と企画及び予算プロセスが設置されていることを保障するべきである。

21. ほとんどの国の憲法や法律にはジェンダー平等規定が含まれているが、女性のエンパワーメントと人権の実現に対する差別的な法的障害が部門にわたって根強く続いており、撤廃されるべきである。例えば、最近の世界銀行の報告書は、法律におけるジェンダーに基づく差別の根強さを強調している⁶¹。検討された 173 カ国のうち、155 カ国に女性の経済機会を妨げる法律が少なくとも 1 つあり、これが経済的成果における格差にも関連している。差別的な法的規定は、男児に比べて中等教育に進む女兒の数が少なく、働き、事業を営む女性の数が少なく、ジェンダー賃金格差が広がることに関連している。同様に、不適切な法的・政策的枠組が、差別的な文化的規範と慣行と相俟って、土地及びその他の生産資源への女性とアクセスと管理を妨げている。そのような規定は、「2030 アジェンダ」で要請されているように、ジェンダーに基づく差別を撤廃するために、即座の行動を必要とする。

22. 国々は、その国内開発計画と戦略を「2030 アジェンダ」に沿うものにするに関わっているが、ジェンダーの視点がこのプロセスに統合されなければならない。加えて、あらゆるレベルの既存のジェンダー平等・ジェンダー主流化政策、戦略及び行動計画が見直され、国内の持続可能な開発企画とプ

⁶¹ 世界銀行、2016 年女性、企業、法律: 平等に到達する(ワシントン D.C., 2015 年)。

プログラム形成に統合されるべきである。「2030 アジェンダ」のジェンダーの側面への十分な注意が、国内の持続可能な開発計画と戦略に反映されなければならない。

23. 閣僚たちは、対話中に以下の質問を議論するよう要請される:

(a)既存の国内開発戦略、計画及び政策の実施の結果として、学んだ重要な教訓と明らかにされた好事例は何か?

(b)ジェンダー平等と女性のエンパワメントの達成のための機能的環境を醸成するために、規範的・法的・政策的枠組はどのように強化できるのか?

(c)ジェンダーの視点が完全に国の持続可能な開発計画と戦略に統合されることを保障するためにどのような手段を取る必要があるのか?

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントのための資金調達

24. 持続可能な開発に資金調達するための国内資金の動員の重要性は、「2030 アジェンダ」においても「アディスアベバ行動アジェンダ」においても強調されている。国内・国際税政策が、すべての国々で女性のための実体的平等達成の国内資金ベースを形成している。課税(個人所得税と法人税のような直接税と付加価値税、奢侈税、燃料税のような間接税)の配分のインパクトも全体的な税収レベルも関連性がある。これらは、「持続可能な開発目標」の実施を支援することにより、ジェンダー格差を矯正し、女性のための実体的平等を推進するために作用できる。税の程度は、ジェンダーに対応した公共投資のための財源を生む政府の能力を支援する。

25. 国内資金の配分に関しては、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの達成のためにいくつかの政策選択肢が利用可能である。物理的・社会的インフラへの公共投資は、ジェンダー平等を推進し、女性の無償のケア労働を減らし、雇用を刺激し、生産性の向上につながることもできる。公共投資には、所得の向上を刺激し、課税所得ベースを拡大する可能性がある。対象を絞った予算配分は、家庭、女性の資産の所有権、労働市場参入における不平等と差別を矯正する手助けができる。

26. 政府開発援助は、「2030 アジェンダ」で認められているように、すべての開発途上国のための国内資金の動員に対応する必要なものである。政府開発援助は、根強い、慢性的なジェンダー平等と女性のエンパワメントへの投資不足に対処するために特に重要である。しかし、現在の政府開発援助のレベルは、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを実現するには不十分であり、実体的に増額されるべきである。

27. 南南協力、民間セクターと慈善からの資金提供を含め、「2030 アジェンダ」のためのすべての資金提供源は、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施に貢献するべきである。

28. 閣僚たちは、対話中に以下の質問を討議するべきである:

(a)各国政府が、ジェンダーに対応した公共投資のために十分な財源を生み出すことができるようにするためには、どのような行動が必要か?

(b)マクロ経済政策は、ジェンダー平等のための公共サービス、社会保護及びインフラへの投資をどのように促進できるのか?

(c)ジェンダー平等への貢献に対して、政府開発援助とその他の資金提供源はどのように追跡し監視することができるのか?

ジェンダーに対応したデータの立案、収集及び分析を育成する

29. 「2030 アジェンダ」の範囲と野心は、巨大なデータの課題を呈する。既存のデータ源は不十分であり、高度な統計制度を有する先進国を含めた多くの国々は、現在、すべての「持続可能な開発目標」の

ターゲットを監視するために必要な統計能力を欠いている。「2030 アジェンダ」のジェンダーの側面を効果的に監視するデータ要件はかなりのものであり、データ・ギャップを埋めるためにはかなりの投資と能力開発が必要であろう。

30. 現在、女性のエネルギー、水と衛生施設を含めた多くの領域での広く比較でき、利用できる基礎データはなく、女性の貧困、飢餓、土地保有の安全保障の経験に関するデータは限られている。女性に対する暴力に関するデータに関しては、ほとんどの開発途上国におけるデータ源は、15歳から49歳までの女性と女兒だけのデータを収集する「人口・保健調査」である。女性に対する暴力に関する独立した調査を含め、その他のデータ源が、特に変化する人口構造に照らして、年齢に関わりなく、すべての女性と女兒に対する暴力の真のインパクトを理解するために、開発される必要がある。無償のケア労働を測定するために利用されるデータも同様に限られている、つまり、生活時間調査に基づく関連データを有している国は僅か75カ国であり、傾向分析ができる複数の調査を有している国はほとんどない。これら課題に取り組み、「持続可能な開発目標」の実施の適切な監視を確保する際に、国内の統計制度を支援するためには、かなりの技術的・財政的投資が必要とされる。

31. 国内レベルでの「持続可能な開発目標」のジェンダーに対応した実施と効果的な監視を確保するために、さらなる資金提供、支援及び能力開発が、(a)国内レベルでのジェンダー統計の作成を促進する政策的・法的・財政的環境を強化し、(b)女性に対する暴力と無償のケア労働のような非伝統的領域を含め、国々に技術的・財政的支援を提供することにより、定期的なジェンダー統計の作成を改善し、(c)データ共有と普及ツールの強化とデータの作成者と利用者との定期的対話を制度化することによりデータのさらなる利用可能性と利用を確保するために、国内統計局と関連省庁とのために必要とされる。

32. 閣僚たちは、対話中に以下の質問を討議するよう要請される:

(a)ジェンダー統計を作成する能力を強化するために、国内統計局と関係省庁をどのように支援できるか?

(b)基準の中でもとりわけ、所得、性、年齢、人種、民族性、移動状態、障害及び地理的位置別に手分類されたデータの立案・収集・分析を、誰も取り残さないことを保障するために、どのように達成できるか?

(c)指標とターゲットに関する進歩の調整された包括的監視を促進するために、どのような情報コミュニケーション技術またはツールを用いることができるか?

(房野 桂 訳)

パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2016/6)

事務総長報告書

概要

経済社会理事会決議 2015/13 に従って提出される本報告書は、2014年10月1日から2015年9月30日までの期間のパレスチナ女性の状況に光を当て、教育と訓練、保健、経済的エンパワーメントと生計、法の支配と女性に対する暴力、権力と意思決定及び制度的開発に関して、国連システム諸機関により提供された支援のあらましを提供するものである。本報告書は、婦人の地位委員会で検討するための勧告で締めくくる。

I. 序論

1. 経済社会理事会は、パレスチナ女性の状況と支援に関するその決議 2015/13 の中で、イスラエルの占領下で暮らすパレスチナ女性と女兒が直面している困難が増大していることについて、またガザ地区における危機的な社会経済的・人道的状況について深い憂慮を表明した。理事会は、この状況の検討を継続し、パレスチナ女性の状況と支援に関する前回の報告書(E/CN.6/2015/5)で事務総長によって詳しく説明された事柄を含め、できる限りあらゆる手段を使ってパレスチナ女性を支援し、決議の実施の進捗状況について、西アジア経済社会委員会(ESCWA)が提供した情報を含めた報告書を、第 60 回婦人の地位委員会に提出するよう事務総長に要請した。

2. 本報告書は、2014 年 10 月 1 日から 2015 年 9 月 10 日までの期間を網羅し、パレスチナ国⁶²で、パレスチナ人の状況を監視している国連機関と個人の専門家からの情報に基づいて、パレスチナ女性の状況を検討するものである。

3. 他に表示がない限り、本報告書は、パレスチナ女性に支援を提供している国連システムの機関によって提出された寄稿と情報に基づいている。本報告書には、ESCWA、国連食糧農業機関(FAO)、国際労働機関(ILO)、国際貿易センター(ITC)、国連事務局人道問題調整事務所、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連貿易開発会議(UNCTAD)、国連開発計画(UNDP)とそのパレスチナ人への支援計画、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、国連人口基金(UNFPA)、国連子ども基金(ユニセフ)、国連犯罪麻薬事務所(UNODC)、国連近東パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)、国連中東和平プロセス特別調整官事務所、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、世界食糧計画(WFP)及び世界保健機関(WHO)からの寄稿が含まれている。本報告書は、人権理事会決議 S-21/1(A/HRC/29/52)に従って設立された独立調査委員会報告書のみならず、パレスチナ人の生活と社会経済的条件に関するその他の報告書(A/70/76-E/2015/57、A/70/354-S/2015/677、A/70/82-E/2015/13 及び A/70/13 を参照)を補足するものである。

II. パレスチナ女性の状況

4. 報告期間は、前例のない程度の破壊と絶望をガザ地区に残し、すでに恐ろしい人道状況をさらに悪化させた 51 日間のガザ紛争を終わらせ、イスラエル軍とパレスチナ武装集団との間に 2014 年 8 月 26 日に無期限の休戦が合意された後間もなく始まった。カイロで 2014 年 10 月 12 日に開催されたドナー会議で、国際社会は、ガザの再建需要のために 35 億ドルを誓約した。2015 年 8 月 31 日現在、ガザの再建需要を目標にした誓約の僅か 35%しか果たされていなかった⁶³。

5. 国連は、主要なインフラ・プロジェクトの中でも、住居、水道網及び学校の再建のために、骨材、鉄鋼棒及びセメントのような二重用途資材のガザへの搬入を促進するために、イスラエル政府とパレスチナ政府との間の協定を仲介した。臨時のガザ再建メカニズムは、現在までに 96,000 軒を超える世帯が家を修理するための建設資材を調達することができるようにした。さらに、家屋がひどく破壊されまた全壊した 19,000 世帯のうち 2,300 世帯近くが、このメカニズムを通して資材を購入する許可を与えられている⁶⁴。しかし、再建の規模は、依然としてガザでの途方もない必要を満たすには程遠い。

6. 2 国並立解決策と意味ある折衝に関連して課題が依然として残っている。しかし、報告期間の最後の 3 か月にわたって、中東カルテット特使(欧州連合、国連、ロシア連邦及び米国を代表)が、エジプト、ヨルダン、サウディアラビア、アラブ諸国連盟、湾岸協力会議及び重要な国際パートナーと、2 国並立解決をどのように保つか、意味ある折衝に戻るために条件を設定できるかどうかに関する積極的で直接的な協議を開催してきた。

⁶² 2013 年 5 月 8 日付の国連におけるパレスチナの状況に関する事務総長報告書(A/67/738)に従って、「パレスチナ国」という名称は、以前の報告書で用いられていた「パレスチナ被占領地」という用語と並行して用いられているが、今では国連のすべての文書で用いられている。

⁶³ 世界銀行、「ガザの再建：ドナーの誓約」(2015 年 9 月)、www.worldbank.org/en/programs/rebuilding-gaza-donor-pledges#1 より閲覧可能。

⁶⁴ <http://grm.report/#/> よりデータが閲覧できる。

7. 8年の長きにわたるガザ地区の閉鎖は、ガザに住んでいるパレスチナ人に破壊的影響を与えてきた。特に女性に悪影響を及ぼしてきた課題には、ジェンダーに基づく暴力の広がりや水、住居、土地と財産、雇用機会、高等教育及び出生前・新生児保健ケアを含めた保健ケアへの限られたアクセスが含まれる⁶⁵。ガザの住民の間ですでに高いものであった心理社会的貧苦の程度は、紛争の結果かなり悪化し、特に子ども、思春期の女兒及び女性のための特別支援を必要とするであろう。

8. パレスチナ被占領地の難民キャンプは、世界で最も人口密度の高い都会環境の中にあり、これらキャンプでの条件は、ガザ地区においても西岸においても数十年にわたって悪化している。特に女性と女兒にとって、この過密状態は、その移動性、プライバシー及びリクリエーションのためのスペースへのアクセスを制限している。過密な生活条件とプライバシーの欠如が、キャンプの住人達の中に心理的苦痛を引き起こし、家族関係・社会関係を緊張させる。住民たちはしばしば、ドメスティック・ヴァイオレンスを含めたジェンダーに基づく暴力が、不安定な政治及び安全保障状況、差別的なジェンダー固定観念と規範によって引き起こされる緊張と結びついたそのようなストレスの表れであると述べている⁴⁰。

9. イスラエル政府は、2014年秋以来中休み状態にある入植地の計画と入札を再開するよう入植者グループからますます圧力をかけられている。2015年7月に、ベイテル入植地の2つの建物の取り壊しに続いて、政府は、東エルサレムの入植地のあと500棟のみならず、そこでの300棟の新しい住宅の建設を発表した。さらに、西岸C地区⁶⁶のパレスチナ人の村の取り壊しの急増が、8月に記録された。イスラエル当局は、もし実施されれば強制移転という結果になるかも知れないC地区におけるパレスチナ人遊牧民社会の移転計画を継続して推進した。

10. 報告期間は、イスラエル民間人の間に死傷者の増加はあったが、文民の死亡と傷害がより少ないという結果になり、前回報告期間よりも暴力の程度がより低くなったことをと特徴とした。人道問題調整事務所によれば、西岸で、イスラエル防衛軍によって、2014年10月から2015年9月までに31名のパレスチナ人(男性23名、女性1名、男児7名)が殺害され、3,248名のパレスチナ人(2,544名の男性、64名の女性、621名の男児、19名の女兒)が負傷し、一方イスラエル入植者によって、4名のパレスチナ人(男性2名、女性1名、子ども1名)が殺害され、98名のパレスチナ人(男性65名、女性9名、男児17名、女兒7名)が負傷した。ほとんどが入植者である8名のイスラエル人(男性4名、女性2名、男児1名、女兒1名)がパレスチナ人によって殺害され、さらに127名のイスラエル人(男性97名、女性17名、男児8名、女兒5名)が東エルサレムを含む西岸で負傷した。さらに5名のイスラエル男性と2名のパレスチナ男性も西エルサレムでの出来事で殺害された。ガザ地区では、4名のパレスチナ人(男性3名と男児1名)が殺害され、96名のパレスチナ人(男性80名、男児16名)が負傷した⁶⁷。

11. 報告期間中に、東エルサレムを含めた西岸の難民キャンプで、捜査活動、死傷者、傷害と逮捕及び拘禁の総登録数に減少があった。男児と若い男性は、逮捕と拘禁中のみならず、イスラエル安全保障軍の作戦中に、暴力を受ける可能性が女性や女兒よりも高い⁶⁸。しかし、拘禁されている女性は、医療ケアへの不適切なアクセス、刑務所内での妊娠と出産に関連する危険及びセクシュアル・ハラスメントを含め、ジェンダーに特化した課題に直面している。拘禁からの釈放後、女性は特に汚名と地域社会からの周縁化に対して脆弱である⁶⁹。

⁶⁵ UNFPA 及び文化思想の自由協会、「風上側における保護: ガザ地区への最近のイスラエル軍の作戦中に国内避難民となった女性と女兒の状態と権利」(2014年10月)。

⁶⁶ 1993年の「オスロ合意」と1995年のイスラエルとパレスチナ解放機関との間の中間「協定」に従って、西岸は、A地区、B地区、C地区という3つの地区に分割された。イスラエルの完全な権威のもとに残されたA地区、B地区、C地区においては、パレスチナ政府に対して広範な責任がイスラエルによって代表された。

⁶⁷ 人道問題調整事務所の文民の保護データベースによる。

⁶⁸ 報告期間中に、前回の報告期間中の680の捜査活動に比べて499の捜査活動があった。前回の死傷者数15と比べて、売国期間中の死傷者は7、前回の716に比べて報告期間中の傷害の数は288、前回の560と比べて報告期間中の拘禁の数は479件であった。本報告書へのUNRWA西岸事務所からのインプット。

⁶⁹ 国連ウィメン、「拒否されるアクセス: パレスチナ被占領地西岸に於けるパレスチナ女性の司法へのアクセス: 女性はどこにいるのか? 女性の『司法』へのアクセス可能性はどこにあるのか? 軍事的占領の状況で司法の可能性はあるのか?」(国連ウィメンパレスチナ被占領地事務所、2014年)。

12. 2014年10月と2015年7月の間に、UNRWAは、法律施行と捜査活動の状況で、イスラエル安全保障軍によって家屋が取り壊され、損害を受けた西岸の766世帯に緊急支援を提供した⁷⁰。悪影響を受けた世帯のうち、214(34%)が母子家庭であった。家屋の取り壊しに関しては、家屋が取り壊された41世帯のうち、13世帯が母子家庭(女性が家長の家庭)であった。その悪影響を受けた41世帯のうち、12名の女性がUNRWAが経営する女性プログラムに移送され、23名の女性が精神衛生支援プログラムに移送された。

13. 東エルサレムを含む西岸の継続するイスラエルの占領、ガザ地区の閉鎖及び異なった地区でパレスチナ女性と男性に当てはまる異なった地位という女性と男性に異なってインパクトを与える状態で、いくつかの要因が、移動の自由とパレスチナ人の生計へのアクセスに対するかなりの障害を継続して示している。ガザ地区の180万人のパレスチナ人の人口は、イスラエルによる継続する閉鎖によって、東エルサレムを含む西岸から依然として効果的に隔離されている。さらに、東エルサレムへのアクセスは、依然としてパレスチナ住民にとって西岸の残りからは制限されている。物理的・行政的制限は、継続してC地区の最も脆弱な地域社会のいくつか、特に砲撃地区にある地域社会と隔離壁の背後にある地域社会への人道的アクセスを妨げている。しかし、西岸からイスラエルへのパレスチナ人の移動制限は、報告期間中に緩和され、イスラエルで雇用されるパレスチナ人のために発出される許可証の数は、60,150に達した⁷¹。

14. 国連ウィメンと人道問題調整事務所によって集められたデータによれば、約700名の女性が、2014年のガザ紛争の結果として、寡婦になったと推定される。ガザの母子家庭は、社会的制限のために、人道支援と相続した資産にアクセスする際に、特別な課題に直面している。主たるケア提供者として、彼女たちは、破壊されたインフラと保健ケア、教育及び社会保護サービスを含まれたサービスの減少の長期的インパクトも不相応に経験している。ガザにおける伝統的な性別役割分業が、新しく寡婦となった女性が、家の外の課題に対処する用意ができていない状態にしている。女性のための経済機会の欠如のために、一家の長である男性が亡くなった時に家族を養うことのできる寡婦はほとんどいない。寡婦となった女性は、その子どもたちと共に、しばしばその両親または嫁ぎ先の家庭に組み入れられる。いずれにしても、男性の親戚や嫁ぎ先の親は、給付や資格に寡婦となった女性が直接アクセスすることを妨げることができ、女性には受ける給付や資格を管理できる保証はない。

15. パレスチナ人の労働力は2014年に8.6%増加して、125万人以上に達した⁷²。女性の労働力参加率は、2013年の17.3%から2014年には19.4%に増加したが、依然として世界的基準から見ても地域の基準からみても極めて低い。労働力参加率におけるジェンダー格差は、女性の19.4%に比して男性は71.5%で、かなり大きい。女性の雇用の最も共通した領域は、サービス部門(働く女性の57%が雇用されている)と「未熟練」の農業労働(働く女性の20%)で⁷³、この両方共が外的な経済的圧力を非常に受けやすい。さらに、西岸とガザ地区では中位日給にはジェンダー格差があり、2014年の女性の中位日給は男性の僅か76%であった。

16. 基本的保健ケアへのアクセスは依然として限られており、薬剤や使い捨て医療品の不足がパレスチナ被占領地では頻繁である。最近のガザ紛争と継続する閉鎖で、保健ケア・センターは、適切な医療設備や在庫もなく、破壊されたままである。特に2014年のガザ紛争は、家族計画サービスの重大な低下という結果となり、これが女性たちに安全で信頼できる性と生殖に関する健康サービスを提供する保健ケア・システムの能力に悪影響を及ぼしている⁷⁴。UNFPAによれば、パレスチナ国の2014年の妊産婦死亡率は、生児出生100,000につき30.97であったが、国連ウィメンと人道問題調整事務所は、この割

⁷⁰ UNRWAの西岸現地事務所から本報告書へのインプット。

⁷¹ 移動の自由 Gisha 法律センターにより提供された情報、2015年。

⁷² 国際労働機関、「アラブ被占領地の労働者の状態」、補遺、パラ33(2014年)。

⁷³ 同上、パラ35。残りの女性は、商業、レストラン、ホテルに雇用されており(10.3%の女性)、製造業、鉱業、採石(9.8%の女性)、輸送、倉庫、コミュニケーション(1.3%の女性)、建設(0.7%の女性)にも雇用されている。

⁷⁴ 国連ウィメン及び人道問題調整事務所、「ガザにおける人道行動の女性と子供のニーズ---2016年の対応計画のためのジェンダー警告」(2015年8月)。

合は、ガザにおける性と生殖に関する健康ケアへのアクセスができないために、今では増加の危険に瀕していると警告してきた⁷⁴。

17. 安全で、十分に、料金が手頃な水へのアクセスも、ガザと西岸で、特に女性と女兒に悪影響を及ぼすパレスチナ人にとっての課題を提起し続けている。ガザでは、2014年の紛争によって引き起こされた上下水道網の破壊が、さらに状況を悪化させてきた。電気は水を抽出し、家庭に配る水ポンプの機能の基本であるので、電気と燃料の頼りなさと不足が、水の汲み上げと人々への配分をさらに妨げている。ガザの家庭の70%以上が、2日から4日ごとに1度、6時間から8時間の水道管から水を受けており、ガザの大きな地区は、毎日12時間から16時間の停電を経験している⁷⁵。西岸では、パレスチナ総人口の96%が水道網に繋がっているけれども、信頼性と質は、依然として重大な懸念の問題である⁷⁶。ユニセフによれば、人口の約半数が水道網とつながっていないと推定される西岸のC地区にあるパレスチナ社会は、水の欠乏によって最もひどい影響を受けており、パレスチナ政府は、水へのアクセスを提供する能力を制限してきた。

18. 家庭内の女性と男性との間の厳しい役割分担を仮定すれば、水と電気への家庭の限られたアクセスは、ガザと西岸で、女性と女兒のケアの重荷、保健、資源を収集するために使われる時間及び所得を得る能力にかなりの意味合いを持つ。水と衛生施設の問題も、学校での女兒の就学率と保護ニーズに悪影響を及ぼす。2014年の紛争に先立って、パレスチナ被占領地全体を通して、総計30万人の学生にとって学校での水施設、下水処理施設、衛生施設が不足していた。紛争後に行われた評価は、報告期間終了までに損害を受けた学校の90%が修復されたが、少なくとも189校の公立校が損害を受け、そのうち26校はひどい損害を受け、155校のUNRWAの校舎のうち83が損害を受けたことを示した。

19. 2013年のパレスチナ国における就学前教育の純就学率は、ジェンダー同数指数が0.99という状態で、40.6%であった。同年の調整された初等教育の純就学率は、ジェンダー同数指数が1.01という状態で、92.36%であった。中等教育では、ジェンダー同数指数が1.09という状態で、純就学率は80.35%であった⁷⁷。教育の就学率の高い割合は、必ずしも高い修了率を意味するものでもなければ、教育の質についての懸念を捉えるものでもない。男児は、中等レベルでも高等レベルでも落ちこぼれる可能性がより高いが、女兒の高等教育の達成は、改善された雇用経験にはつながってこなかった。

20. 女性は政治的領域で様々な役割に継続して参加してきているが、正式の意思決定機関やプロセスにおいては依然として数が少ない。2015年9月現在、国民が合意した新しいパレスチナ政府で、17の閣僚レベルの地位のうち3つを女性が占めていたが(16.6%)、これは前回報告期間と同じ数と割合である。報告期間中に、パレスチナ解放機構のパレスチナ中央評議会は、パレスチナ女性総連合によるアドヴォカシーとロビー活動に応じて、パレスチナ国の機関に女性の代表者数30%のクォータを採用すると発表した。

21. 2015年6月、女性課題省はUNFPAと国連ウィメンの支援を得て、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議1325号(2000年)の実施に当たっての国家戦略を生み出した。この戦略は、家庭内・職場・地域社会に基づく暴力に関する女性の人権侵害を防止し、女性を保護すること、並びに教育・労働市場・意思決定におけるジェンダー平等と女性の参画の改善に特に焦点を当てている。

22. 法の支配は、パレスチナ国全土にわたり重大な問題のままである。パレスチナ女性は、性に基づき差別する法(相続その他個人の地位の問題では明白に)、女性が持つ自分の権利や手続の知識が限定的であること、経済的依存、社会的重圧と汚名などの結果、司法へのアクセスの面で特に課題に直面している⁶⁹。女性が何とか司法のサービスにアクセスできた場合でさえ、女性たちは、特に女性や女兒の暴力被害者を扱う職業的知識が欠如していたり、女性の人権を侵害するようなやり方で、刑法や身分法に付随する時代遅れの法解釈をし続けるサービス提供者に直面したりする。結果として、ジェンダーに基づき暴力の過少報告や、持ち出されるそれらの事例の減少が高レベルとなる。さらに、女性が法制度にア

⁷⁵ 国連ウィメン及び人道問題調整事務所、「ガザの人道行動における女性と女兒のニーズ---2016年対応計画のためのジェンダー警告」(2015年8月)。

⁷⁶ パレスチナ水道局、「年次水の状態報告書」(2014年)。

⁷⁷ データは [www://data.uis.unesco.org/#](http://data.uis.unesco.org/#)より閲覧できる。

クセスし、自分たちに有利な判決を手に入れた時、施行の欠落は司法は依然として手が届かないところにあるという意味になる。

23. パレスチナ国にいる女性にとってジェンダーに基づく暴力は、保護の主要な関心事であり続けているが、ガザ地区では状況は特に深刻である。2011年の調査では、ガザにいる女性の51%がジェンダーに基づく暴力の被害者であった⁷⁸。2014年の紛争後に UNFPA が行った迅速評価は、長期化した危機や関連する強制退去、プライバシーの欠如と基本的サービスの欠如が人々の脆弱感を悪化させ、女性への暴力に繋がったことを明らかにした⁷⁹。UNFPA による 2015 年状況分析の一部としての事例調査は、ガザにおける 2014 年の紛争後、経済的苦境が、家族の経済状況をよくするために娘を早期結婚で手放すまでに家族を追い詰めたことを示している。子ども婚の割合は、西岸よりガザの方が高く西岸の 21.4% と比較すると、20-49 歳のガザ地区の女性のうち 28.6% が 18 歳以前に結婚していた⁸⁰。

III. パレスチナ女性への支援

24. 国連国別チームが調整し、パレスチナ国・ドナー・市民社会と協力して、以下の分野における女性と女児の特別なニーズや優先事項と取り組むため、国連システムが提供した支援の最新情報は、下記のパラグラフ 29-65 に示されているが、その分野とは、教育と訓練、保健、経済的エンパワーメントと生計、法の支配と女性に対する暴力、権力と意思決定及び制度的開発である。パレスチナの人々への国連の支援は、「2014-2016 年国連パレスチナ国開発援助枠組」（「2014-2016 年パレスチナ国内開発計画」と提携している）及び「2015 年人道的プログラムに対する戦略的対応計画」を含む主要な文書によって進められている。下記に示された情報は、国連機関から本報告書への寄稿に基づいており、国連特別チームにより編集されている。

A. 教育と訓練

25. 国連機関は、女性と女児の教育及び訓練へのアクセスと教育環境の向上を促進する様々なイニシアティブの実施を継続して行った。2014-2015 年の学年度中、UNRWA はガザで 252 校、西岸で 97 校を運営し、2014 年 10 月の時点で、290,977 名の生徒が就学していたが、そのうち 53.4% は女児であった。男児にも女児にもジェンダー平等と質の高い教育を、というのが UNRWA による教育改革の中心であり、UNRWA の学校では、ジェンダーに基づく暴力に対する意識の向上に特に注意が払われてきた。UNRWA から支援を受けているラマラ女性訓練センターは、共学の技術・職業プログラムと女子のみの商業コースを提供している。

26. より安全な通学を確保するため、ユニセフと市民社会パートナーは、西岸にある 14 カ所の軍の検問所と門で学童への保護的付き添いを提供した。2014-2015 年の学年度中、これが 1,462 名の女児と 2,873 名の男児、また 333 名の教員の役に立ったが、教員の 80% が女性であった。

27. ユネスコは、ジェンダーに配慮した報道に関する 265 名の女性ジャーナリストの訓練及び心理社会的カウンセリングのワークショップ、ソーシャル・メディアに関する専門訓練などを引き続いて支援した。

28. ILO が開催した参加型ジェンダー監査方法論の使用を通して、ビルゼイト大学の女性学研究所は一連の評価を行い、よりジェンダーに配慮した政策と手続きを導入し、ジェンダーに基づく暴力のない教育環境を醸成する目的の、大学生と教職員との意識向上イニシアティブがそれに続いた。ジェンダー平等をさらに推進するため、ILO は、西岸とガザの教育部門における差別パターンに焦点を当てた、賃金平等に関する調査を行うパレスチナ中央統計局に対し、技術支援を提供した。

⁷⁸ パレスチナ国にとっては女性の 37% がジェンダーに基づく暴力の被害者であった。パレスチナ中央統計局、パレスチナ社会における暴力に関する調査(2011 年)。

⁷⁹ UNFPA, WHO 及びパレスチナ保健省、「影にいる被害者たち：ガザ危機後の性と生殖に関する健康評価」(2014 年 10 月)。UNFPA 及び文化と自由思想協会、「風上における保護抜けガザ地区への最新のイスラエルの軍事作戦期間中に国内避難民となった女児と女性の状況と権利」(2014 年 10 月)、9 頁。

⁸⁰ パレスチナ中央統計局、ユニセフ及び UNFPA、「複数指標クラスター調査 2014 年：主要な所見」(2014 年 12 月)。

B. 保健

29. 国連は、妊産婦保健ケアと性と生殖に関する健康ケアを含む、保健ケア・サービスへのアクセスと質の向上をはかるため、前回の報告期間に報告された好事例や結果を基にする努力を続けた。UNRWAは、依然として、西岸とガザにいるパレスチナ難民への主要な基本的保健ケア・サービス提供者であった。2014年10月から2015年9月までの医療受診の合計数は、ガザでは4,055,248件で、患者の60%が女性であり、西岸では1,304,219件で、59%が女性であった。妊産婦と子どもの保健は、UNRWAの支援の中で継続して主要な要素となっている。

30. ユニセフもまた、救命出産後ケアを提供するため、保健省とパートナーへの支援を継続してきた。ガザではハイリスク妊婦の合計32%(5,500人の女性)が、2015年前半に、訓練した助産師や看護師による産後家庭訪問の恩恵に浴した。さらに、26,000人の女性が栄養や母乳哺育の実践についてカウンセリングを受け、西岸の4つの病院と1つの産院が「赤ちゃんに優しい」と認定された。ガザでは依然として10万人以上の人々が強制待機させられているため、UNFPAは移動診療サービスの支援をして、7,000人の退去させられた女性に性と生殖に関するサービスと教育を届けた。同様のアウトリーチ活動が、隔離壁や入植者の暴力の影響を受ける場所にある、孤立した西岸の共同社会に提供されている。UNFPAはまた、出産と新生児期に関する専門コースを通して助産師をエンパワーするため、保健省と組んできた。それに加えてWHOは、パレスチナ国国立公衆衛生研究所を通し、データの質の向上と妊産婦及び乳児死亡率削減のために、マモグラム登録情報制度及び調和させた性と生殖に関する健康登録を開発したが、これを、より良い管理、対象を定めること、保健の監視及び性と生殖に関する健康における公衆衛生イニシアティブの責任のため、性と生殖に関する健康登録の導入を促進されることで行った。

31. UNRWAが運営する地域社会精神衛生プログラムは、カウンセリングと心理社会的支援の提供においては、難民である子どもと女性のニーズに特に注意を払い、保健センターや地域社会を基盤とする組織や学校を含む、多くの道筋を通して活動している。報告期間中、地域社会精神衛生プログラムは、UNRWAの保健センターを通し、ガザにいる2,247人の女性にカウンセリングを提供した。WHOも、質の高い精神衛生サービスを提供するため、プライマリー及び二次的ヘルス・ケア・サービス従事者と共に働いた。合計117名の専門家(男性68人、女性49人)が、子どもと思春期の若者の精神衛生、ジェンダーに基づく暴力と取り組む家族療法及び認知行動療法の専門的訓練を受けた。訓練は、西岸に13、ガザに6つある19の地域社会精神衛生センターと、西岸に1つ、ガザに1つ、計2つの精神病院で行われた。

32. WFPはガザにいる女性に対し、食事、衛生、料理、限られた予算内での健康的な食糧の購入と乳児の世話などに関する対話型訓練会合を支援した。2014年11月からは、訓練に参加した女性の夫たちも、栄養要素と心理社会的支援を結びつけた、選り抜きの会合を通して対象となった。訓練プログラムは、女性のエンパワーメントとジェンダー平等問題について相互の理解を深めることを目的とした。訓練を受ける女性たちからの要望で行われたそれらの会合は、地域社会や家庭内での対話を奨励し、変革の担い手としての女性の役割を押し進めた。これら対話型訓練はまた、彼女たちの家庭外でのやり取りを促進させ、近親者を越えた同輩支援グループを提供して、非正規の女性のネットワークを強めた。

C. 経済的エンパワーメントと生計

33. 開発プログラムの範囲内で、国連諸機関は、女性の経済的エンパワーメントの促進をはかり、食糧の安全保障及び生計を向上させるイニシアティブを優先させ続けた。

34. 住居への女性のアクセスは、女性が他の人権を享受する鍵である。報告期間中、UNRWAはガザにおいて、世帯主とその伴侶が共に共同事業の署名をすることを求める政策を導入した。これは、受益の権利が共同であることを示している。これを実践する以前は、世帯主だけが居住ユニットの署名を求められていた。

35. 報告期間中、872,199人が、UNRWAが運営する緊急及び社会セーフティー・ネット援助計画のもと

で食糧援助の恩恵を受けた。このケースでは49.9%が女性であり、援助を受けた約22,715家族は、母子家庭であった。UNRWAは最近、ガザで適用されている貧困評価制度を見直したが、これは特に脆弱な女性や、以前には夫や父親の名前のもとで登録することを求められていたせいで、援助の対象にならなかった女性の区分を含めるためであった。新しい区分には複婚の女性、寡婦、離婚した女性、見捨てられた女性などが含まれ、彼女達は現在、独立した評価に応募してUNRWAから直接食糧援助を受けることができる。同様に社会セーフティー・ネット援助計画では、WFPは、母子家庭を脆弱な区分に含める評価基準を使用している。可能な場合には、食糧配給センターを母子家庭の近所に設置し、引き換え券や食糧配給券を女性の名前で発行するなど、WFPの活動を通してジェンダー視点を主流化させている。

36. ガザでUNRWAが運営した雇用創出計画は23,490人を雇用したが、そのうち26%は女性であり、期間はそれぞれ3～12カ月の間であった。その計画が提供した職の大部分は、熟練が不要な職であった(66.6%)。だがその計画も社会的・文化的障害の結果として、女性が文化的に受け入れ可能な職を探す際に課題に直面している。現在のところ、女性向けの、熟練が不要な職の大多数が農業部門にある(この部門の全受益者の60%が女性である)。

37. パレスチナ女性の経済的可能性を活用する取り組みの一端として、UNDPはガザと西岸にいる女性起業家に支援を提供した。事業開発サービス、資産、連帯及び危険共同型財政へのアクセスなどの提供を通して、215人の女性起業家が自分の事業を始められ、少なくとも400人の雇用を生み出した。それに加えて、恵まれない家族向けの経済的エンパワーメントを通して、UNDPは脆弱な世帯が運営する1,420の小規模事業の創出を支援したが、そのうち35%は母子家庭であった。以前には社会課題省からの現金補助に頼っていた家族は、自分で小規模プロジェクトを運営することにより、貧困から抜け出す道を歩み始めた。

38. UNCTADは、会員達に訓練を施し、荷主評議会への積極的な参加を推進して、パレスチナ女性実業家フォーラムとの協力関係を作りだすため、パレスチナ荷主評議会と共に働いた。フォーラムの女性会員約70人が貿易円滑化供給網に関する訓練を受け、欧州や、貿易についてより良い技術的理解を得られる地域への研修旅行に参加した。国際貿易センターはパレスチナ女性がオーナーである小・中企業に対し、事業計画やマーケティングの開発に関する訓練をした。

39. FAOは、15以上の女性の協同組合から農産物を市場に出すため、西岸の北部と南部に2つの小売店を設立した。これらの半数以上が、産物の質と生産力を高めるためのツールと器材を受け取った。100人以上の農婦が集水や土地の回復のためのインフラ建設を通して支援を受けた。ガザではFAOが、母子家庭93世帯に対し、農業のツール、器材、家畜のパッケージの支援をした。報告期間中、FAOは6つの女性の協同組合の会員90人に対し、いくつかの事業訓練を行ったが、そのうち2つはガザ地区にあった。それぞれの協同組合はまた、効果的な財務と信用貸し管理制度の確立や、信頼できるローンのサービス提供者とのつながりなどの支援を受け、それが女性たちのローン管理能力を高めた。

40. 国連ウィメンは女性が運営する学校食堂計画を引き続き実施した。報告期間中、さらに9つの地域社会を基盤とする組織が、持続可能な事業の管理及び運営と、女性への就業の機会の提供で支援を受けたが、これで計画の仲間の組織の合計が62となった。62のうち36は今では財政的に独立しており、18が利益を生み出している。報告期間中、さらに合計72人の女性が雇用され、計画の様々な段階を通して女性の被雇用者の合計数は761人に増加した。地域社会を基盤とする組織に係わる女性たちは、学校食堂管理訓練、財政管理訓練、コミュニケーション・スキル訓練及び食品加工訓練の恩恵を受けている。さらに加わった組織も又、28の新しい学校食堂の運営と管理ができるよう財政支援を提供され、西岸全体の学校の中で、地域社会を基盤とする女性の組織によって管理される学校食堂の合計数が337となった。

D. 法の支配と女性に対する暴力

41. 国連諸機関は、女性の司法へのアクセスを向上させ、女性への暴力を防止し、それに対応する組織と職員の能力強化のために計画された、様々なイニシアティブを引き続き実施した。優先事項は、引き続

き「女性への暴力に立ち向かう国家戦略」(2011年・2019年)の実施の支援を続行することであった。

42. 「法の支配の強化: パレスチナの人々のための司法と安全保障」というテーマの共同計画のもと、UNDPと国連ウィメンは、立法分野を含む政策と手続きにジェンダーの視点を主流化することで、司法と安全保障の組織に対し支援を提供した。司法省と高等法務審議会は、ジェンダーに配慮した計画の開発及び監視と評価制度で支援を受けた。司法省のジェンダー立法委員会は家族保護法を見直し、閣僚評議会に勧告を行った。女性と女兒に向けた、専門的な司法と安全保障サービスを開発する計画の取り組みの一部として、16人の専門検察官が、女性に対する暴力の取り調べについてフォローアップの指導を受けた。さらに、パレスチナ文民警察の19人の上官が、ビルゼイト大学がその計画と提携して行なっている、行政学とジェンダーの認可された専門職学位課程を修了した。

43. 女性と女兒は、UNDPと国連ウィメンが運営する「法の支配計画」を通して提供された法的支援サービスの最大の受益者集団であり続けた。2015年、1月から6月までの間に西岸とガザ地区では、全受益者の55%を占める3,657名の女性と女兒が法律相談、調停、及び法定代理などの恩恵を受けた。ガザでは女性が法的サービス受益者の大多数(75%)を占め続けていた。計画を通して提供された支援の結果、2015年初めにはシャリア法廷で少なくとも20件の、申立てを受ける女性に有利な法律上の評決が出された。

44. ガザでは UNDP と国連ウィメンが、パレスチナ弁護士協会が主催する、市民社会の法的支援提供者のネットワークである「Awn 司法ネットワークへのアクセス」の活動支援を続行した。18の移動及び固定した法律扶助クリニックが、土地や財産権、家族と個人の身分に関する様々な問題にまつわるケースで法律支援を行った。地域社会の法律情報集会を通して、81%が女性である13,801人の受益者が、自分たちの助けとなる利用可能な権利とサービスについて気付かされた。

45. 2014年12月、国連ウィメンは西岸の被占領地に於けるパレスチナ女性の司法へのアクセスについて、綿密な調査研究を開始した⁸¹。その研究では、西岸のおよそ60%を占めるC地区と、イスラエルとイスラエル軍による完全な文民及び安全保障統制のもとにある残りの地域にいる、女性の暴力被害者が直面している試練について検討している。自分たちの権利の保護に向かうような正式な司法制度がないので、これらの女性は地域社会の中で差別的な家長の慣行からの救済を拒否されている。報告期間中ESCWAは、アラブ地域にいる女性と女兒のための司法へのアクセスに関する研究を生んだが、これは批准から国際的法律文書の実施までにわたっており、占領下のパレスチナ女性と女兒のためを含む司法へのアクセスに焦点を当てている。

46. 多くの国連諸機関がジェンダーに基づく暴力に関し、目標母集団と共に意識啓発活動を行ってきた。ESCWAはアラブ地域でジェンダーに基づく暴力に立ち向かうツール・キットを開発したが、これはパレスチナのサービス提供者が、暴力被害者を守るために必要なツールと方法論的指針を持つことを保証し、また彼らが身体的、精神的に満足の行く状態であることの保証を目的としている。UNRWAはそのジェンダー・イニシアティブを通して、女性に対する暴力を終わらせる訓練やセミナーを開催するために、ガザにある地域社会を基盤とする組織と協働した。ユネスコはガザにある「シアター・デイ・プロダクションズ」と提携し、地域社会でのジェンダーに基づく暴力の経験談を女性たちが話すことを通じて、地域社会の女性リーダー達が暴力に対する市民意識を高めるのを支援した。UNFPAは、性と生殖に関する健康とジェンダーに基づく暴力に関連する問題について、宗教指導者だけでなく男性や男児も教育した。UNFPAはまた、ジェンダーに基づく暴力や相続法の違反に関するドキュメンタリー映画のみならず、ガザ紛争以降の女性の話を伝えるドキュメンタリーの開発を支援して、その問題を取り巻くメディアの注目を高めた。

47. 多くの機関もまた、暴力の女性被害者に対するサービスを支援した。国連ウィメンは、西岸にいる被害者のためのシェルターが手続きの規格化のプロセスを始める際に支援を提供した。WFPもまた、食糧援助によるシェルター支援を行い、4つのシェルターにいる80人以上の女性に届いた。UNFPAは、病院とプライマリー・ヘルス・ケア・クリニックにいる3,000人の保健ケア提供者に、ジェンダーに基づく

⁸¹ 国連ウィメン、「拒否されたアクセス: パレスチナ被占領地の西岸におけるパレスチナ女性の司法へのアクセス」(パレスチナ被占領地の国連ウィメン事務所、2014年)。

暴力のケースを発見し、それに対応する訓練を行った。報告期間中、UNFPAは2,300の衛生キットを配付したが、これは重大な予防の懸念と尊厳を守ることの中心的側面に取り組むものである。衛生キットにはソーラー・パネルや懐中電灯も入れられた。これはガザ地区のキャラバンやシェルターにいる難民女性や思春期の少女達に対し、ジェンダーに基づく暴力のリスクを軽減するのに役立たせるためである。

48. UNODCは引き続きパレスチナ司法省と内務省及びパレスチナ文民警察に対し、国際基準に従った法廷に関するサービスの管理、監督、提供、拡大などの能力強化を行ったが、これにはジェンダーに基づく暴力のケースの取り調べに関することも含まれる。7名のパレスチナ人医師が、性とジェンダーに基づく暴力の法医学的証拠集めにおける専門的訓練を受けた。UNODCはまた、パレスチナ人の法医学従事者向けに、性とジェンダーに基づく暴力を含む専門的な法医学の題目に関する2冊の手引書を出した。これはサヴァイヴァーが、質の高い保健と法医学的介入にアクセスできるようにするのを助け、パレスチナ政府がこのような不法行為の調査や起訴をする助けになるだろう。

49. 国連ウィメンと人道問題調整事務所は、人道的な調整と対応にジェンダー視点が主流化されることを保証するために、密接に協同した。人道主義的な、ジェンダーに関するアドヴァイザーの技術的専門知識を通して、人道問題調整事務所と国連ウィメンはUNFPAと連携し、人道主義的プログラムにおけるジェンダー平等とジェンダーに基づく暴力の説明責任を保証する、合同行動計画を開発した。その計画は、ジェンダーに特化した人道主義上の必要性に関する、データと分析の入手し易さと質の向上、ジェンダーに対応するプログラム作成のための、人道主義的従事者の能力開発、及び人道主義的なプロセスと対応に係わる女性の組織の支援などを求めている。

E. 権力と意思決定

50. 報告期間中、国連ウィメンは新しく創設された女性の政治参画コーカス・グループの支援を続行した。このグループは9つの政党の規約と国内政策を見直し、2014年12月に組織された会議で政党指導者に結論を提示した。会議の結果は、指導者達が、そのグループの所見と勧告をどこまでも追及するという約束となった。

51. 国連ウィメンは、メディア専門家が政治と意思決定のプロセスへの女性の参画を提唱し、ロビー活動をするための能力開発を続行した。西岸の10名のメディア専門家(男性4名、女性6名)とガザの12名のメディア専門家(女性7名、男性5名)は、ジェンダーに配慮した報道取材と女性問題に関する主要なメッセージの配信について訓練を受けた。

52. 市民社会の関与は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の効果的な実施と、その条項のもとでの報道で極めて重要である。国連ウィメンは、パレスチナ国から「女子差別撤廃委員会」に宛てた初の影の(NGO)報告書を準備するため、ガザと西岸にあるNGOの提携を支援した。この報告書は委員会の審議以前に、政府の正式な報告書を補足している。国連ウィメンはまた、多くの市民社会組織出身の女性人権活動家に対し、国際人権枠組みと影の報告書起草プロセスに関して訓練を行った。

53. それに加えて、国連ウィメンはガザで新たに設立された地方委員会への支援を続行したが、これは市民社会の代表者から成り立っており、地方自治を監視する責任を負っている。支援は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、安全保障理事会決議1325号(2000年)及びアドヴォカシー・ツールを提供して行なっている。西岸では10の地方自治体、3つの行政区域に、同様の委員会が設立された。国連ウィメンは若い男女から成る「影の憲法委員会」への援助を続け、その委員会は2014年12月に国内の意思決定者に提示された、ジェンダーに配慮した影の憲法を起草し、また消費者擁護キャンペーンも推し進めた。

54. 国内統一と社会の団結計画を通して、UNDPは2015年6月、女性組織と女性政治家が集合した会議を支援した。ラマラとガザで同時開催され、1,600人以上の参加者を得た会議は、合同戦略の討議、平和と和解への直言、和解プロセスへの女性の積極的な関与を妨害する要因の見直しなどのため、様々な所属政治団体や宗教的・地域的グループの女性フォーラムであった。

55. ユニセフは、54%を女の子が占める27,000人以上の思春期の若者が、組織だった訓練を受けるのを支

援したが、これには女兒が意思決定や地域社会生活に参画するのを促進するための統率スキルが含まれている。WFPはまた、食糧管理委員会で女性の代表権が50%であるという原則を推進することで、意思決定プロセスで女性をエンパワーする活動を行った。2014年から2015年には、地方の食糧管理委員会のメンバーの30%までが女性であった。若い女性指導者プログラムを通して、UNRWAのジェンダー・イニシヤティヴは近年のリーダーシップ訓練の卒業生に係わり、彼女達が地域社会や労働市場に活発に参画する備えを増強した。

56. ユネスコはパレスチナのジェンダーに関する研究とデータの収集をするため、オンラインの図書館とデータベースを開発した⁸²。ウェブサイトには、国内及び国際的な利害関係者の様々なジェンダー関連の活動を調整し、管理する目的のオンライン・カレンダーが含まれている。ウェブサイトは又、パレスチナのジェンダー平等に関する革新的な研究題目を推し進め、新しい刊行物を回覧するための、学術機関や市民社会組織の研究ネットワークとしても機能している。ユネスコはまた、「女性と男性の声」というタイトルで2014年のガザにおける紛争後の綿密な研究を支援した。この研究は現在、完成しつつあり、紛争のジェンダー関連への影響を吟味することになる。

F. 制度的開発

57. 報告期間中、OHCHRはパレスチナ国が、多分野にわたる調和のとれた人権報告と実施のアプローチを利用して、人権条約のコミットメントに関する実施とフォローアップをするための能力形成を支援した。これはパレスチナ国が受諾している7つの人権条約のプロセスに、ジェンダーに基づく差別への集中が確実に統合されるよう求めている。OHCHRは、条約報告の取り組みに関与し調整するよう、国連の国別チームを動員し、特定の人権について政府代表者向けに、合同で多くのワークショップを行った。OHCHRはまた、女性の人権侵害に対する監視と文書化の方法を提示して、パレスチナの女性組織のために3つの訓練を催した。さらに女性の人権擁護者向けに「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の条項とパレスチナ法との適合性に関するワークショップを1つ促進させた。ガザでOHCHRは、女性法律家と女性の組織を対象に、人権とジェンダーに基づく暴力に関する4つの訓練と女性の生存権に関する1つのワークショップを実施した。

58. ESCWAはパレスチナ国に対し技術支援と助言サービスを行った。これにはジェンダー、変革管理、及び地域社会レベルでジェンダー平等の原則を主流化するために、地方公務員の能力を強化する目的の、地方振興などに関する2つのワークショップの開催を通したものも含まれている。ESCWAはまた、現存する組織構造の見直しと開発、及びジェンダー平等の達成を進めるためのマニフェストと資源で、女性課題省に技術的支援を行った。

59. 複数指標クラスター調査を通して、ユニセフは、政府が子どもの権利、ジェンダー平等、社会的保護と包摂に関する問題の管理、監視及び研究と分析を行うための能力強化を続行した。2014年の調査結果は、パレスチナ国の女性と子どもの状況について、豊富な非集計型データを提供している。

60. 国連ウィメンは、ジェンダーの視点から公共管理の金融制度の分析を提供し、制度の効率を向上させるための勧告を提示して、ジェンダーに対応する予算編成に関し財務省への支援を継続した。国連ウィメンはまた、様々な省庁のジェンダー部門から来ている30名の職員に対し、ジェンダーに配慮した監視と評価に関する技術的訓練を施した。それらの職員は今や、省庁の部門別戦略にジェンダー視点を統合し、国内レベルでの計画プロセスがパレスチナ女性のニーズに確実に対応できるようなスキルを身につけている。訓練に引き続き、省庁のジェンダー部門の役割と責任について、及び国内の計画、政策、予算にジェンダー視点を効果的に主流化する方法について討議するための、大臣と次官の会合が行なわれた。結果として、省庁の計画と予算編成チームの中に何人かのジェンダー部門の中心人物が含まれるようになり、また、ジェンダー部門を設置し、現在のジェンダー部門を正式な組織構造の中に制度化した省もある。

61. 国連ウィメンは、国際的なドナーからパレスチナ自治政府に提供される金融支援の中の、ジェンダー主流化の程度をたどるためのジェンダー・マーカー報告ツールの制定を支援した。ジェンダー・マーカー

⁸² www.pwrdc.ps and www.unesco.org/ramallah からデータベースを閲覧できる。

一は国連ウィメンと計画・行政開発省とが合同して始めたもので、2015年7月以来、計画の追跡に統合されてきた。それは、政府が優先事項分野の財政配分を追跡し、格差を見極めることができるようにするだろう。同様に、これはジェンダー平等問題への財政配分の重要性について、ドナーとの証拠に基づいた対話を支援するだろう。

IV. 結論と勧告

62. 報告期間は、ガザにおける2014年の紛争の、人道的な衝撃の激しさと回復への歩みののろさが特徴であった。ガザにいる女性と女兒は、強制退去、暮らしが成り立たないこと、基本的サービスへの限定的なアクセス、ガザに出入りする人や物資の移動の制限、ジェンダーに基づく暴力を含む絶え間ない暴力の脅威などを体験し続けていた。東エルサレムを含む西岸では、入植地の拡大と入植者の暴力、家屋や暮らしのための建造物の破壊、及び移動の自由の制限が存続していた。それらの違法行為は、すべてのパレスチナ女性、特に取り壊し命令と向き合う遊牧民地域社会の女性、農業に従事している女性、入植者による暴力の標的となっている地域社会に住む女性、及び暴力により教育へのアクセスが妨げられている女兒に大きな損失を与えている。あらゆる形態の暴力から女性を守る取り組みを強化し、ガザの復興に拍車をかけるべきである。ジェンダー視点は国連システムの救援・復旧作業の中心となるべきであり、ジェンダー平等計画は適切に融資される必要がある。

63. 不安定と貧困は、パレスチナ国のジェンダーに基づく差別とジェンダー不平等を悪化させ続け、それが女性と女兒に対する暴力のレベルを上昇させることに繋がっている。ジェンダーに基づく暴力と闘うパレスチナ政府の取り組みを支援する中で、国連は法による支配を強化するイニシアティブを通し、ジェンダーに基づく暴力に関係する、女性の司法へのアクセスを向上させるために活動してきた。国連諸機関は、高品質で必須の多分野にわたる大幅なサービスへのアクセスを保証する、包摂的なアプローチを開発しつつ、ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーを支援する取り組みをさらに深化させるべきである。国連システムを横断する個々の機関が比較的有利で専門的知識を有することを考慮すると、このような全体的な手法には、質の高い保健ケア、心理社会的カウンセリング、法的サービス、及び物質的・財政的援助へのアクセスの保証を含めるべきである。さらに、国連諸機関はジェンダーに基づく暴力を防ぐため、暴力に繋がる根本原因、リスク要因、及び構造的な問題への取り組みをはかり、男性や男児を含めながら、主要な関係者や関係グループと共に行なう活動を続行する必要がある。パレスチナ政府も、国際基準と調和した規範的枠組みの開発、及び、女性に対する暴力の根絶に関する国内基準の明確化では、支援を受ける必要がある。

64. パレスチナ女性には経済的機会の制限が存在し、労働市場への参画には大きなジェンダー格差が付きまとっている。特に若い女性の間の高い失業率はとりわけ厄介である。女性が雇用を見出す、サービスと農業という2つの主要部門に存在する脆弱さは、水やエネルギー、及び市場へのアクセスが欠落しているせいで、ケアの重荷の増大と結びついており、全てが女性の経済的状態の悪化の一助となっている。支援は、非伝統的部門を含むディーセント・ワークへの女性のアクセスを増やすこと、及び、女性の雇用が非正規や無償の労働に集中することから生じる、女性の経済的脆弱さと取り組むことを目的とすべきである。

65. パレスチナ女性と女兒にとって司法へのアクセスの欠落は、重大な懸念として残ったままであり、時代遅れで差別的な法律、社会的制約、司法組織への物理的なアクセスの欠如、領地の分裂など、全てが課題を投げかけている。国連諸機関は、ジェンダー平等と女性の人権に関する法律制定の近代化や調和を求める統治機構を支援する必要がある。過渡的な安全保障と司法部門、及び非正規の司法機構への支援は、パレスチナ国が7つの中核的人権条約を受諾していることに基づき、それらの部門が司法制度全般を通して、女性の人権基準を適用するための能力形成をすべきである。

66. パレスチナ女性と女兒のための教育、保健及び政治参画の領域での改善に関する以前の報告書で出された勧告の多くは、まだ完全には実施されておらず、継続して維持される努力を必要としている。特に、パレスチナ女性が和解の努力において指導的役割を果たすことを保障するためには、新たな努力が

払われるべきである。すべての関連セクターは、折衝への女性の参加を主張し、パレスチナ女性はその意見を表明し、政治的派閥にわたって連合を形成するための機能的環境を提供することに貢献しなければならない。パレスチナ女性 NGO への支援は、国連システムのジェンダー平等と女性のエンパワーメントのアジェンダの中心的側面でなければならない。

67. 性別・年齢別データとジェンダーに配慮した分析は、パレスチナの女性と女兒の状況を推進するすべての努力の基本である。パレスチナ中央統計局といくつかの国連機関は、データのジェンダーに配慮した収集と分析のためのシステムを改善し、様々な問題に関する質の高い分類データを収集できるようになっている。しかし、女性の経済的役割、その財産権へのアクセス及びジェンダーに基づく暴力に関しては、データ・ギャップが依然として残っている。パレスチナ中央統計局は、2017年に国勢調査を行うが、これはこういったギャップのいくつかに対処する機会を提供する。性暴力、雇用及び生活時間に関する調査を含めた追加の専門調査及び強化された登録と通報メカニズムが、データとその分析の質と利用可能性を改善するために必要である。

68. 国連は、中東における正しく、永続的で、包括的な平和の実現に向けて活動を続けるであろう。パレスチナ女性の状況を改善することは、依然としてそのような努力と解き難く結びついている。パレスチナ政府による安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の実施に関する国内戦略の開発は、女性のエンパワーメントと女性の人権の保護に対する国のコミットメントを強調して、この点で重要な貢献となる。女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 2242 号(2015 年)の採択は、そのような国内計画の重要性を繰り返し述べ、その実施のために適切な資金提供を要請している。この点で、国連システムの諸機関は、安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の実施に関するパレスチナ国内戦略を果たす国内努力及びパレスチナ国における女性・平和・安全保障へのコミットメントを果たすその他のすべての努力を継続して支援するべきである。

(福島 有子 訳)